

# 序文

今季号では「東アジア日本研究者協議会 第4回国際学術大会」を特集とした議事録1篇、特集論文2篇、および投稿論文1篇、時事評論1篇を収録している。

2016年から毎年開催されている、東アジア日本研究者協議会による国際学術大会は、昨年で4回目を迎え、11月1日から3日にかけて台北で行われた。同協議会発起人の一人である徐興慶・中国文化大学学長に寄せていただいた会議録によると、2019年の参加者は400人以上と過去最高の人数となったことから、協議会設立の趣旨でもある地域や分野を超えた東アジアの日本研究者による交流は、益々活発になっている状況がうかがえる。今回の特集は、同大会の参加者の中から2名、発表のテーマについてさらに詳細な研究過程・考察内容などを加え、論文として寄稿いただいた。

林佩欣・国立台北大学海山学研究中心研究員は、日本統治時代から中華民国期に至るまでの、台湾の農業経済調査をテーマとしている。戦前の南進政策、米価の高騰、嘉南大圳の竣工といった日本と台湾の情勢に連動し、構築・運用されていった農業調査の過程を、当時の貴重な資料を紐解き説明している。また中華民国期の調査にも、戦前、台湾総督府の農林関係部局に勤務していた人物が加わり、連続性をもって行われていた経緯も明らかにしている。

続いて、何妨容・広島大学博士後期課程は、高齢化が進む日本の介護保険サービスに関する発表テーマについてまとめた。介護保険制度導入後、入所に期限のない介護保険施設の収容人数に余裕がなく、入所条件も厳しいことから、自宅生活の維持を余儀なくされる高齢者が存在する。何妨容氏は、要介護認定を受けた高齢者夫婦

と、ケアマネージャーへの聞き取り調査から、彼らが実際に直面した事例を挙げることで、現在の介護サービスが抱える問題点を浮かびあがらせた。

一般論文は、習近平政権による人権外交に関する投稿である。山崎周・青山学院大学総合研究所助手は、2017年頃からの国連人権理事会（UNHRC）における中国の動向を主な分析対象とし、国際的にも関心を集める人権外交の加速化の背景について考察した。投稿は昨年秋であったが、香港返還から23年を迎えた今年、香港国家安全維持法の施行により、中国の人権に関する動向がさらに注目を集めている。本稿を読むことで中国が掲げる人権とは何かについて立ち戻り、今後の進展を考えるよい機会となるだろう。

今年6月6日、国民党・韓国瑜高雄市長に対するリコール（罷免）請求の賛否を問う住民投票が行われた。「韓国瑜ブーム」を巻き起こし、高雄市長に就任してからわずか1年半、罷免に至った過程や投票結果について、石原忠浩・政治大学日本研究プログラム准教授が時事評論としてまとめた。次号は台湾情勢を特集予定であるため、合わせて活用いただきたい。

## 目 錄

### 前言

#### 專題：東亞日本研究者協議會 第 4 屆國際學術大會

- 「東亞日本研究者協議會」 徐興慶 ----- 1  
第四屆國際學術大會 會議實錄  
農家經濟調查體系在臺灣的建構與應用 林佩欣 ----- 13  
—日治時期至中華民國—  
日本長期照護制度對老年夫婦的影響 何妨容 ----- 45  
—著眼於被照護者自身的決定—

### 一般論文

- 「具有中國特色的自由國際秩序」？ 山崎周 ----- 81  
習近平政府的人權外交與「人類命運  
共同體」之連結

時事評論 ----- 117

近期學術交流活動 ----- 125

筆者·譯者介紹 ----- 127

稿約·編後記 ----- 129

# 日本語版「問題と研究」投稿声明書

年 月 日

投稿（代表）者氏名 印

住所

パスポート番号

原稿表題 「 \_\_\_\_\_ 」

署名者が代表する投稿者すべての氏名

投稿者は、台湾国立政治大学国際関係研究センター発行の日本語版「問題と研究」に投稿した上記表題の原稿（著作物）についての下記各事項を保証し、確約します。

- 1) 原稿が投稿者のオリジナルな著作物であり、既にいずれかで出版公表されていたり、出版公表予定でないこと。
- 2) 本原稿が共同著作物である場合には、代表して本保証書に署名捺印する者が、全ての投稿者から、本保証書に署名捺印することについて同意ないしは必要な権利を得ていること。
- 3) 本人（及び共同著者）は日本語版「問題と研究」の定める投稿規定を遵守すること。

## 著作権譲渡

- 4) 日本語版「問題と研究」に発表した論文の著作権は、国立政治大学図書館資料庫へ譲渡する。また学術研究関連の目的のため、複製、翻訳、翻案（出版、電子出版、翻訳出版、データベース化、その他すべての記録メディアへの記録・掲載などを含む）の後、各メディアを通じて検索、閲覧、ダウンロード、転送、印刷等の行為を一般ユーザーに許可する等、本稿に関する一切の利用に同意すること。

以上

- 投稿原稿にはすべてこの声明書をコピーし、署名・捺印したものをお送り下さい。（郵送、またはスキャンしたファイルを e-mail）

原稿受付番号 \_\_\_\_\_ - （受付日 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日）

# 「東アジア日本研究者協議会」 第四回国際学術大会 会議実録

徐興慶

(台湾・中国文化大学学長)

## 一 縁起

「東アジア日本研究者協議会 (East Asian Consortium of Japanese Studies, EACJS)」及び「第一回国際会議」は 2016 年 11 月 30 日にソウル大学で発足した。同協会の趣旨は、国境を越えた日本研究者の学術的な交流の場を作ることと若手研究者の育成にある。本大会は、東アジアを中心とした国々の研究者に、多様な分野において蓄積されてきた日本研究に関する成果を発表・議論する場を提供し、日本研究と日本研究者の国際的交流の発展に寄与することを目的としている。本大会が誕生したゆえんは、北米を中心としたアジア学会 (Association for Asian Studies, AAS)、欧州を中心とした欧州日本学会 (European Association for Japanese Studies, EAJS) に対し、東アジア地域にはたくさんの日本研究者が活動しているにもかかわらず、個人あるいはグループ単位での交流にとどまっていたからである。当時はまだ東アジアの日本研究者が、一堂に会して交流する場は作られていなかった。

そのため、五名の発起人<sup>1</sup>により東アジアの日本研究機関を中心に「東アジア日本研究者協議会」を発足し、協議を重ねてきた<sup>2</sup>。その趣旨として第一に、日本研究の質的な向上を目指す。第二は、地域の境界に閉ざされた日本研究から脱し、より多様な観点と立場からの日本研究を志向する。第三は、東アジアの安定と平和に寄与するためである。そのほか、東アジアの日本研究者が一堂に集まり真剣に討論しあい、交流することを目的としている。協議会は将来、東アジア地域を網羅する学会の設立を前提にしたものである。

上記に述べた趣旨をもとに、東アジアの日本研究機関が順次執行を担当することにより、年に一回の国際学術会議を開催することとなっている。第一回は2016年に韓国のインチョンで、第二回は2017年に中国の天津（南開大学）で、第三回は2018年に日本の京都（国際日本文化研究センター）で開催され、三回とも各国からおよそ300名にのぼる日本研究者が集合した。「東アジア日本研究者協議会 第4回国際学術大会」は、台湾大学日本研究センターの主催及び諸機構の共催・協力によって<sup>3</sup>、2019年11月1日から3日

---

<sup>1</sup> 朴喆熙（ソウル大学校国際大学院院長）、徐興慶（台湾・中国文化大学学長）、小松和彦（国際日本文化研究センター長）、徐一平（北京外国語大学北京日本学研究中心教授）、李康民（漢陽大学校日本学国際比較研究所長）。

<sup>2</sup> これまでに「東アジア日本研究フォーラム」という形で韓、日、中三国の順で六回ほど開催してきた。詳しくは「第5回『東アジア日本研究フォーラム』会議実録」『問題と研究』2016年1.2.3月號、67～76ページ。

<sup>3</sup> 助成機構は独立行政法人国際交流基金、財団法人東芝国際交流財団、科技部、教育部。そして協催は台湾大学文学部、中国文化大学東亜人文社会研究院、高雄大学人文社会科学院、政治大学日本研究プログラム、中興大学日韓総合研究センター、台中科技大学日本研究センター、東海大学日本研究センター、淡江大学村上春樹研究センター、台湾日本研究学会、台湾日語教育学会、財団法人台湾応用日語学会、財団法人中日文教基金会、財団法人世聯倉運文教基金会、公益財団法人渥美国際交流財団関口グローバル研究（SGRA）などがある。

にかけて、福華文教会館卓越堂、台湾大学文学院及び普通教学館の三箇所で開催した。大会初日は、台湾大学副校長の陳銘憲、および来賓の独立行政法人国際交流基金の柳澤賢一部長、日本台湾交流協会新聞文化部の松原一樹部長の挨拶によって開幕した。その後、本協議会の各国発起人のソウル大学国際大学院の朴喆熙院長、漢陽大学日本学国際比較研究所の李康民所長、国際日本文化研究センターの小松和彦所長、そして本大会の執行委員長の筆者によって、本協議会設立の目的は国際学会への転換、多国籍で横断的な日本研究、さらには東アジア研究の統合であるといった背景と抱負などが語られた。

## 二 基調講演の主な内容

1. 名古屋大学名誉教授の平川均氏<sup>4</sup>は「新段階のアジア経済」というテーマで講演した。

21世紀に入って、アジア経済は新たな段階にある。過去半世紀以上にわたって世界で突出した経済成長を達成してきた東アジアは、今世紀に入って成長圏をさらに広げている。この成長を本講演では、多国籍企業の対外投資と深く関わる NIES、ASEAN、中国へ

---

<sup>4</sup> 平川均氏は 1980 年明治大学大学院経営学研究科博士課程単位取得退学。1996 年京都大学博士（経済学）取得。1980 年より長崎県立大学などを経て、2000 年名古屋大学大学院経済学研究科附属国際経済政策研究センター教授。2003～2005 年、同センター長。2013 年退職、名古屋大学名誉教授、国士舘大学 21 世紀アジア学部教授を 2019 年 3 月退職。同年 4 月より国士舘大学客員教授。著作に『新・アジア経済論』（共編著、文真堂、2016 年 2 月）；*Innovative ICT Industrial Architecture in East Asia*, co-editor, (Tokyo: Springer Japan, 2017)；「東アジア経済統合の新たな展望」『アジア研究』第 64 巻第 4 号（2018 年 10 月）；「アジアの経済統合と『一帯一路』」『東亜』No. 612（2018 年 6 月号）；『一帯一路の政治経済学』（共編著、文真堂、2019 年 9 月）などがある。

と続く東アジアの発展と捉え、さらに今世紀に入ってその成長のメカニズムが変化したことに注目した。いわゆる BRICs への関心の高まりがこれを反映する。報告者はこれを成長メカニズムの NIES から、潜在的大市場経済 (PoBMEs) への移行と捉えた。

2010年代に入って大国化する中国が打ち出した「一带一路」構想は多くの課題を抱えているものの、世界経済における新たなフロンティアを、アフロ・ユーラシア経済圏として生み出す可能性を持つ。中国の大国化と対外進出は、既存の国際秩序への挑戦としてアメリカや日本などの反応を誘い、中国との間で「質の高いインフラ投資」、地域概念としての「インド太平洋」を登場させている。だがこれらの政策も、一带一路と競う形でアフロ・ユーラシア経済圏の形成の条件を生み出している。本講演では、その可能性をアジアの発展という枠組みの中で確認し、同時に今日、新たな国際秩序の構築が課題となっていることを指摘した。

2. 名古屋大学高等研究院客員教授の阿部泰郎氏<sup>5</sup>による「東アジアの宗教テキスト往還が生み出す文化遺産—聖徳太子と大須文庫を焦点として」と題する講演概要は、下記の通りである。

大陸東縁の列島孤が「日本」と称して国家間の交流を始めた古代以降、膨大な文物が流通し、とりわけ典籍は国家形成に必須の知

---

<sup>5</sup> 大谷大学文学大学院研究科専攻仏教文化専攻博士課程（後期）単位修得退学。大手前女子大文学部助教授、名古屋大学文学部助教授、名古屋大学文学部教授を経て、名古屋大学人文学部付属人類文化遺産テキスト学研究センター教授およびセンター長をつとめた。現在は、龍谷大学仏教学科教授、名古屋大学高等研究院客員教授。著作に『中世日本の世界像』（名古屋大学出版会、2018年）；『中世日本の宗教テキスト体系』（名古屋大学出版会、2013年）；『聖者の推参—中世の声とヲコなるもの』（名古屋大学出版会、2001年）；『湯屋の皇后—中世の性と聖なるもの』（名古屋大学出版会、1998年）などがある。



の基盤として不可欠であった。中でも仏教テキストは、一切経を中心に絶えず請来され、その座標の元に王権を支える国家仏教体制が構築された。その象徴が、聖徳太子による講経と注釈の著述である。平安時代に創出された太子伝と絵伝は、太子を衡山慧思の再誕とし、前生所持の法華経を自ら取り渡した、という伝承を物語る。その証が法隆寺に遺された「自筆」法華経と細字法華経であった。中世には、南無佛太子という新たな尊像の創造と共に、ハーバード美術館二歳像の内に籠められた宋版細字法華経と宋伝来の戒律聖典談義書等のように、三国世界観の元で、王権と仏教一体のイメージは、聖徳太子宗教テキストのうえに再創造される。

東アジアを往還する宗教テキストの多様な交流の諸相は、大須観音真福寺（名古屋）のアーカイブスにおいて、今も発見が続いている。近年では称名寺聖教（金沢文庫）と共に収録した『中世禅籍叢刊』において、禅の伝来が密教と一体のものとして、中世顕密仏教体制の一環として受容展開した事実を、新出資料として提示した。その歴史の背景には、真福寺に伝えられた東大寺東南院の経蔵目録中の禅籍が示唆するように、中世の日本が仏典交流を介して東アジア諸国にまたがる「仏教の共同体」に参画しようとした志向が指摘される。その過程で、日本仏教が独自の宗教テキストを創成し発信したことも、源信『往生要集』を通して知られ、更に戒珠『浄土往生伝』や智覚『心性罪福因縁集』等、中国高僧に仮託した宗教テキスト創作にまで及ぶのである。講演では、これら最新の東アジアを往還する宗教テキストの研究成果を紹介しつつ、それら多彩なアーカイブスの全体が、東アジア諸国で未来に向けて共有されるべき文化遺産であることを訴えた。

3. また、特別講演として筆者<sup>6</sup>は「台湾における日本研究の現状と発展—文化的共同体への思索」というテーマで次のように報告した。

2009年からのここ10年ほどの間、台湾における日本研究は、以前に比べて活気が溢れているように見受けられる。しかし、日本研究の従事者について、その人数は増加しているものの、各研究者の研究領域が重複しやすく、そのために資源の浪費を招いていると考えられる<sup>7</sup>。特に「国際共同研究（協力）」は理想的な目標の一つなのだが、実際に推進していくのは難しく、現状はスローガンの段階に留まったままという印象が否めない。さらに「地域研究」の定義が困難で、日本研究が政府（科技部或いは教育部等の機関）に認可されにくい学問分野である点も、大きな変化を見ることのできない現状の一つである。

そこで、この現状を如何に打開するのか。過去の日本研究とは何であったのか。今後は如何に発展すべきか。今までの「東アジア日本研究者協議会」での実質交流を通じて、台湾の日本研究も文化的

---

<sup>6</sup> 九州大学大学院文学博士（1992）、関西大学文化交渉（学）博士（2012）。中国文化大学日本語文学系主任／日本研究所所長／外国語文学院院长、台湾大学日本語文学系教授兼系主任／所長／人文社会高等研究院特約研究員／日本研究中心主任、国際日本文化研究センター外国人研究員、京都大学人文科学研究所客員教授、東北師範大学歴史文化学院客座教授、北京清華大学人文学科講座教授を経て現職は台湾、中国文化大学学長。主な著作に『近代中日思想交流史の研究』（京都：朋友書店、学術叢書、2004年）；『国際日本学研究の基層—台日相互理解の思索と実践に向けて—』日本学研究叢書1（臺大出版中心、2013年）；『東アジアの覚醒—近代日中知識人の自他認識—』（東京：研文出版、2014年）；『近代東アジアのアボリア』日本学研究叢書8（臺大出版中心、2014年）；『思想史から東アジアを考える』日本学研究叢書21（臺大出版中心、2016年）などがある。

<sup>7</sup> 詳しくは、徐興慶「世界に開かれた台湾の日本研究」『日本研究』第55集（国際日本文化研究センター、2017年）、117～130ページを参照されたい。

共同体としてとらえることができるのか。以上の諸点における可能性を思索した。

三日目の基調講演は下記の二本があった。

1. 東京大学大学総合教育研究センター副センター長の栗田佳代子氏<sup>8</sup>は「日本における教育の転換—アクティブラーニングの理解から探る教育の未来—」というテーマで次のように語った。

「アクティブラーニング (Active Learning)」は日本の教育界において珍しい言葉ではなくなりつつあり、大学だけでなく初等中等教育においても、アクティブラーニング導入の掛け声のもと、知識偏重の一方な授業からの脱却が図られている。しかし実際のところこの「アクティブラーニング」が目指す学習のあり方が、正しく定着しているとはいえない状況も一方では存在している。

本講演では、日本におけるアクティブラーニング推奨の背景にある多用な要因について解き明かしながら、日本に限らない現代における教育の転換の必然性について概観した。その上で、あらためてアクティブラーニングの定義や効果に関して整理を行い、教育における意義について考察した。

---

<sup>8</sup> 1993年東京大学教育学部卒業後、同大学院教育学研究科に進学し、2000年博士課程を修了、博士(教育学)を取得。日本学術振興会特別研究員、カーネギーメロン大学外来研究員、大学評価・学位授与機構評価研究部を経て、2013年東京大学大学総合教育研究センター特任准教授。2015年同准教授、2019年副センター長。著作に『インタラクティブ・ティーチング アクティブ・ラーニングを促す授業づくり』日本教育研究イノベーションセンター編(河合出版、2017年); Kurita, K., “Structured strategy for implementation of the teaching portfolio concept in Japan,” *International Journal for Academic Development*, Vol. 18(1), (2013), pp. 74-88、訳書に『大学における「学びの場」づくり よりよいティーチングのための7つの原理』(玉川大学出版部、2014年)などがある。

また、アクティブラーニングは理念を理解しただけでは役に立たない。実際のアクティブラーニングの方法の紹介を交えながら、教育目標の考え方やモチベーション理論について触れ、教育実践の質向上につなげる知見を提供したいと述べた。

2. 最後の締めくくりとして、国立公文書館アジア歴史資料センター長の波多野澄雄氏<sup>9</sup>は「デジタルアーカイブの進化と歴史研究の行方」の演題で次のように述べた。

2001年に開設したアジア歴史資料センター(通称・アジ歴、Japan Center for Asian Historical Records)の目的は、日本の政府機関が所蔵する、アジア諸国と関係する資料(歴史公文書)を全て内外に公開することで、アジア諸国との「相互理解と相互信頼」の増進に資することにある。インターネットによる資料提供という試みは、当時としては、デジタル化時代の本格化に向けた、先駆的な取り組みであった。「アジ歴」の経験と蓄積された技術的ノウハウは、日本国内のデジタル・アーカイブ(DA)の構築に生かされ、近隣諸国にとってもモデルとなってきた。

2019年現在「アジ歴」は、主要3館(外務省外交史料館、防衛省防衛研究所戦史研究センター、国立公文書館)からデジタルデータの提供を受け、外交史料館の全所蔵資料の80%、防衛研究所戦

---

<sup>9</sup> 慶應義塾大学大学院法学研究科博士課程修了、博士(法学)。防衛庁防衛研修所戦史部(現・防衛省防衛研究所戦史研究センター)所員、筑波大学助教授、教授、副学長、附属図書館長、ハーバード大学客員研究員などを経て2014年から現職。外務省「日本外交文書」編纂委員長。著作に『幕僚達の真珠湾』(朝日新聞社、1991年)；『太平洋戦争とアジア外交』(東京大学出版会、1996年)；『歴史としての日米安保条約』(岩波書店、2010年)；『国家と歴史』(中央公論社、2011年)；T. Hasegawa ed., *The End of the Pacific War: Reappraisals* (Stanford U. P., 2007)；『日本の外交』全6巻(岩波書店、2013年)などがある。

史研究センターの全所蔵資料の90%の公開を実現している。提供範囲は現在、1868年から1945年までとなっている。「アジ歴」は個々の資料の冒頭300字のテキスト化、3機関から提供のデジタルデータを統合し、一括検索できる仕組みの構築など、検索機能の充実に努めてきた。

課題の一つは、提供資料の範囲を戦後まで延長することであり、2018年度から、1945年の終戦から1972年までの外交資料や行政資料を順次公開し、連合国の日本占領、サンフランシスコ平和条約、憲法改正、賠償問題などに関する資料がすでに関連できるようになった。さらに、DAを有する内外の類縁機関とのリンク方式による情報量の拡大にも力を入れるほか、DAの進化が歴史研究にどのような変化をもたらすのかについても述べた。

このように東アジアにおける経済・宗教・教育・歴史等各分野の現状や将来起こりうる問題についての幅広い講演が行われた。そして筆者が台湾における日本研究の困難さを説明した上でその改善策を提案し、参加者とともに一緒に日本研究の可能性を考えた。

### 三 パネル発表の内容

表1 一般参加を含む参加人数（国籍別）

国籍	台湾	日本	中国	韓国	その他	合計
人数	135	173	55	46	16	425

（台湾大学日本研究センター主任、林立萍氏の統計によるものである）

表2 発表件数・聴衆の延べ数（テーマ別）

テーマ	一般 パネル	個人 論文 発表	次世代 パネル	次世代 個人 発表	発表数 合計	聴衆 延べ数
「世界文学」の中の 日本文学	1	3	0	3	7	19
AIと日本語教育	1	1	0	0	2	12
アジアの高齢化問題 ・福祉問題	2	1	0	2	5	30
日本研究と日本語教 育	10	7	0	7	24	95
国民国家論以降の日 本研究	2	2	1	0	5	42
帝国日本の支配と植 民地社会の変容	3	2	1	3	9	115
東アジアにおける人 ・物の移動と表象	7	15	0	10	32	153
東アジアにおける歴 史認識問題	0	0	2	2	4	14
東アジアにおける諸 宗教の交流	3	5	0	4	12	73
東アジアにおける思 想交流史	6	5	1	6	18	112
東アジアの中の明治 維新	0	3	0	3	6	21
東アジアにおける政 治と国際関係	4	14	0	10	28	92
東アジアにおける日 本の位置の変容	1	3	0	5	9	33
東アジアにおける経 済発展と国際分業	3	1	0	2	6	44

テーマ	一般 パネル	個人 論文 発表	次世代 パネル	次世代 個人 発表	発表数 合計	聴衆 延べ数
東アジアにおける日 本語研究の諸問題	1	5	0	3	9	17
その他	2	3	0	0	5	44
合計	46	70	5	60	181	916

(台湾大学日本研究センター主任、林立萍氏の統計によるものである)

このように、本大会は 51 組のパネル発表、130 本の個人論文発表（81 名の博士課程大学院生と若手博士研究員による 5 組の次世代パネル発表と 60 本の次世代個人論文発表を含む）を行った。計 400 名を超える学者や博士課程院生等が参加し、参加者数は今までの記録を更新した。人的交流・知的交流において一定の成果をあげたと考えられる。

テーマ別で見ると、「日本研究と日本語教育」、「東アジアにおける人・物の移動と表象」、「東アジアにおける思想交流史」、「東アジアにおける政治と国際関係」などのテーマに関する発表が一番多く、ここから、東アジア諸国の交流と国際情勢に対する関心が高く、より多様な観点と立場から日本研究を捉えようとする動きが窺える。また、「帝国日本の支配と植民地社会の変容」というテーマは、発表数が 9 本しかないにもかかわらず、100 名以上もの聴衆が集まった。植民地であったからこそ持つことのできる着眼点が、台湾における日本研究の特色になるのではと思われる。

台湾での開催により、東アジアの日本研究者が交流を深め、台湾と各国との人的交流・知的財産を蓄積したほか、分野を超えた共同研究、ならびに学術交流の基盤が形作られ、台湾の国際的な認知

度を高めることに寄与したと考える。また日本研究を中国、韓国、台湾などの東アジア周辺に拡大させ、マクロ的視点から新しいネットワークを構築した。言わば、外側から志向することによって新しい道を見出すことができるのではないかと考えている。そして、次世代の日本研究者の育成にも力を注ぎ、積極的に支援することにより、大学院生や若手研究者が互いに切磋琢磨することを通じて良い刺激となることが、将来の東アジアにおける日本研究の発展にもつながると思われる。



# 台湾における農家経済調査システムの 構築と運用

—植民地期から中華民国期まで—

林佩欣

(台湾・国立台北大学海山学研究中心研究員)

## 【要約】

東郷実は戦前期における日本帝国の食料や原料の自給自足論を主張し、台湾の農業政策を立案するため、現地で大規模な農業諸調査を実施することが必要だと主張した。農会システムが制度化された後、南進政策の高まりを背景に、台湾総督府殖産局の主導のもと、1920年から農業基本調査が始まった。農家経済調査も「農業基本調査」の一環として、植民地統治が終わるまでに計3回行われた。これらの調査は当時の台湾農村社会の労働力や家計収支を明らかにし、植民地における台湾の農業政策立案に効率的な機能を果たした。さらに、台湾総督府が作り上げた農業経済調査のノウハウは、後継する統治者である中華民国政府に取り入れられ、計5回実施された。このように、数回にわたる調査結果は、台湾の戦前と戦後初期の農村の状態を明らかにするのみならず、戦後台湾の経済計画立案に影響を与えた。

キーワード：統計調査、農家経済調査、東郷実、林開煥、張漢裕

## 一 はじめに一問題の所在と本稿の目的

植民地期における台湾の農家経済調査は、農家の経済状態を明らかにするため、農家の財産状態、収支経済などに関する一切の経済的事項について行われた調査である<sup>1</sup>。合理的な植民地統治を遂行する過程で、統計制度は重要な基礎事業であり、台湾総督府による統計調査は社会、経済、教育、殖産など各領域に及んだ。そのなかには、台湾にとって立国の基礎とも言うべき重要産業である農業に関わる調査も含まれている。

台湾総督府殖産局の主導のもとで、1920年から台湾では農業基本調査が始まった。これ以来施政末期の1943年まで続けて行われ、その成果として膨大な「農業基本調査」シリーズが遺された。その調査成果は植民地期台湾の農業の特徴を現しており、台湾総督府が農業諸政策を策定する際の根拠になった。農家経済調査は「農業基本調査」に先だって1918年6月に実施され、その後「農業基本調査」システムに編入された。植民地統治が終わるまでに、農家経済調査は計3回行われた。

また同様の調査方法による農家経済調査は、戦後の台湾でも1950年から1960年にかけて、計5回実施されている。1960年代の台湾は経済建設計画が施行され、農業社会から脱出して産業社会に入ろうとする頃であった。農家経済調査は、当時の台湾農村社会の労働力や家計収支を明らかにすることで経済建設計画策定に対して役割を果たした。

従来、戦後台湾の農村改革については、中国農村復興聯合委員

---

<sup>1</sup> 台湾総督府『農家経済調査 其の二』（台湾総督府、1934年3月）、1ページ。

会<sup>2</sup>による援助を背景とし、アメリカの影響で実施されたイメージが強い。しかし、実際には戦後の農家諸調査は日本統治期のものと連続性がある。この戦前期から戦後に至るまで長時間にわたり台湾社会に影響を与えた農家経済調査は、そもそものような論理で形成され構築されたのか。本稿は戦前期に日本が台湾で制度化した農家経済調査の構造を明らかにすると同時に、その体系が戦前、戦後を通じた近代台湾の農業政策や産業発展にいかなる影響を及ぼしたかを解明することを目的とするものである。

## 二 東郷実の渡台と農業政策の考案

### 1 東郷実の農業政策

1895年6月17日から台湾では台湾総督府による統治が始まった。日本本土の米供給を支援するため、台湾総督府は「農業台湾、工業日本」といった統治政策を実施した。米の供給により日本本土の食糧需要を満たす一方で、新渡戸稲造が提出した「糖業改良意見書」に基づき、台湾総督府は糖業奨励を産業振興の中心に置いた。このように、台湾では主要な農作物であった米とサトウキビの生産を中心に、農業を積極的に奨励するという「米糖経済」農業政策を採用した。このような農業の積極的増産策がとられるなか、より効率的な政策を立案するため、農業に関する研究も進展した。1906年5月に、東郷実は新渡戸の推薦で台湾に渡った。彼は戦前台湾の

---

<sup>2</sup> 中国農村復興聯合委員会はアメリカの「1948年援外法案」(Foreign Assistance Act of 1948)第408条の「援華法案」によって、1948年10月に南京に設立された組織であった。1949年に、当会は国民政府と共に台湾に撤退し、それ以来台湾の農村改革に専念した。山本真「中国国民政府統治区における農村建設の研究—郷村建設運動及び国民政府の土地政策を中心に—」一橋大学大学院社会学部博士論文(2004年)を参照。

農業政策が立案される際、重要な役割を果たした人物となる。

東郷実は1881年11月鹿児島で生まれの農学者、植民政策学者および政治家である。札幌農学校時代に、農政学の体系を確立したとして知られる高岡熊雄に師事し、卒業後、1906年5月に台湾に渡って彰化庁技師として台湾における業務をはじめた。1909年3月から1913年8月まで、台湾総督府により派遣されてベルリン大学に留学し<sup>3</sup>、4年間の留学後、1924年4月まで台湾関係の仕事を務めた。札幌農学校出身、台湾総督府官僚、ドイツ留学、さらに台湾総督府高等官、官房調査課長を経たことにより、東郷実は独自の「熱帯植民論」を形成した。

東郷実の農村調査の経験は札幌農学校時代からであった。当時、卒業論文を執筆するため、新潟などの農村に赴き、農民の生計状態や農村の現状を調査した。報告書の中には、農民が狭い土地に密集している現状を危惧すると書いてある。1906年4月の渡台直前に公刊した『日本植民論』において、東郷実は農村調査の感想に言及した。それによれば、全国主要農村の実地調査を通じて、農村人口が過剰となり農民が十分な土地面積を有していないことを指摘し、積極的な農業植民による土地の拡大の必要性を主張している<sup>4</sup>。

東郷実は渡台後、最初は彰化庁技師として業務をはじめたが、1908年1月に、殖産局長宮尾舜治の抜擢により台湾総督府技師に昇進し、殖産局農商課に着任した。同月から東郷実は台湾各地に出張し、農事調査に関する視察などをおこなった<sup>5</sup>。同年4月から『台

---

<sup>3</sup> 「府技師東郷実獨逸へ派遣ノ件」『台湾総督府檔案』典藏号：00001546004X002、1909年4月1日。

<sup>4</sup> 東郷実『日本植民論』（文武堂、1906年）。

<sup>5</sup> 「技師東郷実島内出張ノ件」『台湾総督府檔案』典藏号：0001418093X002、1908年1月1日；「局長宮尾舜治、技師東郷実島内出張ノ件」『台湾総督府檔案』典藏

湾農事報』に3回にわたって「台湾農業の現況」という文章を投稿し、島内出張で集めた情報をもとに、台湾農業の問題点に対する解決案を提出した。この記事から、東郷実の台湾農業政策に対する考えを知ることができる。

東郷実はこの文章で、彰化庁技師時代の経験、出張の際各地で得た資料、および『台湾総督府統計書』から得た数字、以上3つの情報源により、台湾における農業人口、耕地面積とその利用程度、農業者の経営面積、農業者の所有面積、自作農及小作農、農業労力、主要作物の栽培面積、人口と産米、人口と農耕地、農耕地および米作増加の趨勢、農耕地面積の現在および将来などの事項について、1908年時点における台湾農業の状況を紹介した<sup>6</sup>。

記事の冒頭で東郷は、台湾では「天恵の沃土は万頃的美田良圃を与え、天与の気温は万種類の生物を生じ、農業国として実に完全な要素を具備する。」と述べたうえで、現在の農業政策の方向は、台湾の産業を益々発展させるべきであると主張した。また東郷は農業生産の要素が土地、資本、労力の三者からなるとの考えに基づき、一国における農業の地位を知るためには、全人口のうち農業従事者の割合がどれほどであるかを知る必要があり、そのなかでも各地域において専業農業者と兼業農業者がそれぞれどのような割合になっているかを知る必要があると述べている。重ねて農業の人口総数と耕地面積の広さの適正な値についても知るべきだとも主張した。

農業者世帯の人数は、農業経営が順調に行われるか否かを決める重要な要因である。東郷によれば、その時点の台湾では農業者の世

---

号：00001419032、1908年2月13日などを参照。

<sup>6</sup> 東郷実「台湾農業の現況（二）」『台湾農事報』17号（1908年5月）；東郷実「台湾農業の現況（続）」『台湾農事報』18号（1908年6月）。

帯規模は一定せず、家族、僕婢、使用人など数百人以上を養う大家族や、小家族による零細経営もあった。そのため、各地方の大中小農家の分布状況を調査すべきであり、それによってはじめて農家経営の実態が判明すると述べる。

さらに、農業経営者は必ずしも自分の農地を所有して耕作するだけではなく、他人の所有地を小作することもある。台湾の各地において自作と小作はどのような割合を占めるのか、また農業労働力に着目したとき、労働力と耕作地の割合はどのようなようであるか、小作制度についてどのような革新策を行うべきかといった問題も、農地の生産力を促進するためには、調査を通じて究明すべきと指摘した。すなわち、農業に関する各施設の立案方針を誤らないため、まず台湾の農業に関わる起源、農法、および各種の農政問題を調査して研究すべきであるというのである。それこそが農業政策の樹立の基礎となると述べている<sup>7</sup>。彼は台湾農業の抱える問題は詳細な調査を通じないと解決できず、その中でも特に優先的に調査を実施すべきのは農家の経営状態だと指摘した。

東郷がこの文章を発表した1908年の時期では、台湾で大規模な調査を実施するのは無理であったが、同年11月に、農家の生活状態、台湾の小作制度に関する小規模な農家経済調査が先行して実施された。この調査は各庁から2、3カ所の村を選定し、それらの中から米作農家を選んで実施されたが、台湾全地域を一度に調査するのではなく、二年の時間をかけ地域を分けて順次実施した<sup>8</sup>。調査期間は短く、調査対象の農家も少ないため、試行調査というべきであろう。

---

<sup>7</sup> 東郷実「台湾農業の現況」『台湾農事報』16号（1908年4月）、6ページ。

<sup>8</sup> 「農家経済調査進行」『台湾日日新報』1908年12月13日（朝刊）、2面。

## 2 台湾農会の制度化

なぜ、1908年の時期で台湾で大規模な調査を実施するのは無理であったのか。ここで、日本本土の農家経済調査史を振り返っておく。

明治維新直後の明治政府は「殖産興業」政策を掲げた。その一つとして、当時の主要産業であった農業の振興（勸農政策）があった。こうした勸農政策の一環として、1878年頃から、日本の各地で種子交換会、農談会、農事会など農業技術の交流を行なう組織が形成されるようになった。1881年の第2回内国勸業博覧会を契機に、全国農談会が開催され、日本で最初の全国的な中央農業団体である大日本農会が設立された。大日本農会が主催した第1回全国農事大会で、系統農会の結成が決議され、さらに、1895年に農会の全国組織として全国農事会が設立された<sup>9</sup>。その後、日本の農会組織は大きく発展し、1898年には府県農会が41カ所、郡農会が505カ所、町村農会が8,806カ所設立されている。

1899年に、農会法が成立するとともに、全国農事会は自身を系統農会の中央機関と位置づけるようになり、1907年に帝国農会と改称した。帝国農会は農業技術、経済発展および改良を目的として設立されたため、農業技術の指導、農業に関する調査研究、農産物価格の統制、小作争議の抑制、農民の福利増進などの事業に取り組んだ。これを背景として、1913年から1915年までの期間、農商務省の委託により、日本においてはじめて全国規模の農業簿記を利用する調査が帝国農会により実施された。帝国農会による農家経済調査は日本の農家経済調査史上画期的な調査であり、この調査で創案

---

<sup>9</sup> 清水徹朗「系統農会の歴史と農協営農指導事業」『調査と情報』（2005年1月）、3～4ページ。

された調査簿と決算様式は、1921年より開始された農商務省農家経済調査に対し、原型としての役割を果たしている<sup>10</sup>。

台湾では、最初の農会は1900年9月に設置された三角湧農会である。それ以来、ほかの地域にも続々設置されたが、活動はなかなか活発にならなかった。東郷実は、総督府の農業政策を現地で遂行させるため、その第1歩として、台湾の農会を完備させ、その農会に農業政策の宣伝、米の改良と商品化の役割を果たさせようと考えた。東郷実の建言により、1908年12月に、台湾総督府は「台湾農会規則」を発表し、その時点で設置していない地方庁に強制的に農会を設置させた<sup>11</sup>。それ以後、諸規則や法規の完備に伴い、台湾各地の農会は次第に実質的機能を果たすようになり、総督府の農業政策の推進に寄与した。その一環として、農業調査に協力したのである。

ちょうどこの頃、日本で全国農事会が帝国農会と改称し、諸機能を果たしはじめていた。東郷実は日本の経験を踏まえて、台湾で農会を設置することを考えたのだと思われる。

### 3 南進政策のなかの台湾農業調査

台湾で農家経済調査が実施された理由に、当時の日本の南進政策も深く関係がある。日清戦争の勃発を契機に、戦後の台湾領有が主張されたため、日本では最初の南進論の高揚期を迎えたが、これは長続きせず朝鮮、満州、中国など東北アジアへの進出を図る北進論へ転換した<sup>12</sup>。しかし、1914年の第一次世界大戦参戦にともない、

---

<sup>10</sup> 農林省『農家経済調査調査史』第3巻（農林省、1975年）、79ページ。

<sup>11</sup> 「農會設置ノ準備ニ關シ各廳長ニ通達ス」『臺灣史料稿本』1908年12月。

<sup>12</sup> 矢野暢『「南進」の系譜—日本の南洋史観』（千倉書房、2009年）、53ページ。



日本はドイツ領ミクロネシア（南洋群島）を委任統治領としたことをきっかけに、南進ブームがふたたび高まる、二度目の南進論の高揚期となった。この時期の南進論の主な論調は、貿易・投資・移民を軸に平和的な経済進出を唱道するものであった。

南進ブームの訪れとともに、南洋に対する調査団体、研究会が数多く生まれた。この状況に応じ、東郷実も南洋経営すなわち熱帯圏の統治のため、南洋に対する研究調査が必要であると考えた。1915年に、東郷実は台湾総督府に対して以下4点の南洋経営に関する基本施策を提案した。すなわち①官吏を現地に派遣して視察させること。②学術探検隊を派遣すること。③南方調査局を設立すること。④台湾で熱帯植民に関する高等教育機関を設立すること、である<sup>13</sup>。

さらに1917年3月、東郷は台湾総督府に「農業調査会設置ノ議」という意見書を提出した。彼は、従来台湾において蓄積した熱帯産業の開発経験と学術的研究を基礎とし、この意見書において、日本および（台湾以外の）植民地、対岸「支那」、南洋諸島と、台湾との関係を探求する必要性があると提案した<sup>14</sup>。

東郷実はベルリン大学への留学経験があり、プロイセンにおけるアウタルキー、いわゆる自給自足経済を高く評価する。ただし、ここでいう「アウタルキー」の食料と原料の自給は日本本土のみではなかった。食料と原料の自給は国家生存上の条件であったが、植民地を外して日本内地のみを考えるなら、目的は達成できない。植民

---

<sup>13</sup> 林佩欣『台湾総督府統計調査事業之研究』（花木蘭出版社、2014年）、頁174。

<sup>14</sup> 井上将文「東郷実と帝国日本」北海道大学大学院文学研究科博士論文（2016年）、29ページ。

地を含め、総合的な農業政策を確立すべし、と主張した<sup>15</sup>。

つまり、東郷実 は日本の「南下」による熱帯領有を主張し、台湾と南洋を含め、その熱帯圏で農業を有効に開発するため、南方調査局を設置して調査を実施することが必要であると主張したのである。結局、南方調査局は設立されず、1918年6月に、台湾総督府は官房統計課を改組して官房調査課を設立し、「南支南洋其他海外ニ於ケル制度及經濟調査ニ関スル事項」の調査業務を担当させた<sup>16</sup>。農業基本調査については、1920年6月に総督府殖産局が担当のうえで開始された<sup>17</sup>。

南進政策は施政者によって力の入れ方が異なっており、実は「農業調査会設置ノ議」が提出された際には、安東貞美総督はこれを受入れなかった。しかし、1918年8月に日本で米騒動が起き、これに伴って台湾の米価も高騰が止まらなかった。台湾総督府は農産の合理的な発展のため、科学的な農業政策を確立すべきだと痛感し、再び農業基本調査を考えたのである。

### 三 農家経済調査の展開とその構造

#### 1 帝国農会による日本の農家経済調査

近代日本における農家経済調査の嚆矢は斎藤萬吉によるもので、「斎藤萬吉調査」と呼ばれる。斎藤萬吉の調査は明治中期から大正中期まで6回にわたり、全国28カ村・120農家を選んで定点的に聞き取り調査を実施した。調査の結果については、日本で最初の農

---

<sup>15</sup> 東郷実「戦後の農政と農業基本調査」『台湾農事報』146号（1919年8月）、2～3ページ。

<sup>16</sup> 林佩欣、前掲書『台湾総督府統計調査事業之研究』、頁175。

<sup>17</sup> 「三十年後の耕地擴張 面積と農産増殖を調査する農業の基本調査」『台湾日日新報』1924年5月18日（朝刊）、2面。

村調査報告といわれる『日本農業の経済的変遷』を著した<sup>18</sup>。

さらに、近代日本における農家経済調査のなかで最も重要なのは、帝国農会による簿記調査である。当時、農政上の一大問題として論議の対象となったのは、租税諸負担の軽減問題をはじめ、米輸入関税や米価調節、あるいは中小農民が没落する過程で発展した地主、小作人の対立の深刻化といった諸問題である。このような状況を背景として、全国的な規模での農家経済の把握は不可欠となっていた。1913年に帝国農会は調査委員会を設置し、府県農会の担当者を中央に集め、記帳方式を中心とした農家経済調査講習会を開催した。府県農会の担当者はその指導のもとに、各農家に農業簿記の表式に従って記帳させて調査を実施した<sup>19</sup>。

帝国農会は日誌、現金出納帳、現物帳、覚帳、概説および財産台帳、決算帳などの調査簿を作ったが、その様式はスイスのラウルによる単式簿記<sup>20</sup>のシステムを基礎に設計されたのである。帳簿に転記するための下書きとして、作業日誌、現金収支、現物収支からなる「農家経済調査日誌」という日計法が利用された<sup>21</sup>。

農家の選定標準としては地方の「普通農家」とし、半分は米麦作を主とする者、半分は養蚕、園芸又は農産製造のような特殊農業を行う農家から選択した。帝国農会によるこの農家経済調査は、農会補助金の打ち切りで1915年に中止された。その後、帝国農会は

---

<sup>18</sup> 西尾敏彦「農家調査を大切にした農業経済学の開祖斉藤萬吉」『農業共済新聞』2号（2009年4月）。

<sup>19</sup> 農林省、前掲書『農家経済調査調査史』、79ページ。

<sup>20</sup> スイスのラウルによる単式簿記は、家計と経営が未分化である小農経営のありかたに対応するシステムで、複式簿記と比べると記入や決算のしかたが簡易になっているものである。

<sup>21</sup> 農林省、前掲書『農家経済調査調査史』、85～86ページ。

1916年から自作農維持奨励に関する調査の一環として府県農会に委託し、地主、自作、自作兼小作の状況を調査したが、これも中断に至っている。その後、1921年から、農商務省による調査として、全国レベルの農家経済調査が再出発した。

第一次世界大戦の終了とともに戦時景気が一転し、急激な経済恐慌を迎えた。これにともなって、小作農、自作農の窮乏化は著しくなり、小作争議が頻発していた。これを契機として、農商務省による農家経済調査が開始された。農商務省は府県農会の技術員を訓練し、その指導のもとに各農家に記帳させた。調査農家は1府20県で地域内の標準的な3カ村を選び、中庸農家から自作、自小作、小作の3戸、合計9戸を選択した。集計は、当初農商務省による中央集査方式<sup>22</sup>で行われたが、作業が非常に煩瑣であったため、1923年度からは各府県農会が年度末に記帳結果を集め、点検、集計した結果を農商務省に送付する地方分査方式になった<sup>23</sup>。

## 2 台湾農家経済調査の展開

一方、近代台湾における初めての農家経済調査は1899年である。台湾総督府による統治初期に、世界銀価爆落の影響をはじめ、風水災害により水稻が損害を受け、さらに日本本土での米価高騰も影響を受けて、統治開始後まもなく、台北でも米価が高騰し米の供給不足が起こった<sup>24</sup>。台北の米不足により、1899年9月に台湾総督

---

<sup>22</sup> 集計した個票を中央機関に集めて、一括して集計する方式を「中央集査」、下級の組織（国に対する道府県のように）が集計して、その結果を中央機関に報告する方式を「地方分査」と呼ぶ。

<sup>23</sup> 佐藤正広、関尾学「戦前日本の農家経済調査の今日的意義—農家簿記からハウスホールドの実証研究へ—」『経済研究』59巻1号（2008年）、73ページ。

<sup>24</sup> 「台北県下米穀過不足ニ関スル調査報告書」『台湾総督府檔案』典藏號：00000325012、1898年12月27日。

府殖産課嘱託山田伸吾は通訳担当の簡紹庸の協力を受けて、台北県管内で農家経済調査を実施した。これが台湾における農家経済調査の嚆矢である<sup>25</sup>。

さらに、本格的な農家経済調査は農業基本調査の一環として行われることになる<sup>26</sup>。農業基本調査は農業の現状と将来の趨勢を理解し、農業の将来の進路を予測し、農政上の基礎資料を得るため実施されたものである。東郷によれば、このような農業の根本的調査研究の結果に依拠して初めて、将来の農政の目標を定め、その目標に到達する最短路を見出せるのである<sup>27</sup>。

一年目の調査項目は、耕地の分配及経営調査、小作慣行調査、農家経済に関する調査のほか、従来存在が見落とされていた耕地の分配状態、これに関する各農家の経営耕地面積、自作地と小作地の面積、自作、小作、自作兼小作の各農家戸数、現行小作制度の改善または助長を必要とする主な点、および農家経済の事情を調査する予定であった<sup>28</sup>。一年目の計画を見ると、1908年に東郷実が台湾農業に対して至急調査すべきだと指摘した項目と一致する。

このような農業に関する調査は全島を対象とするため、多様かつ膨大であり、民間の協力を得ない限り、総督府官僚だけでは実施できない。だが、実際、調査農家の選択は困難であった。東郷実によれば、台湾人の慣習上、このような経済に関する調査は課税のため

---

<sup>25</sup> 山田伸吾の農家経済調査については、佐藤正広「台湾総督府の農家経済調査—比較史的観点から」『帝国日本と統計調査—統治初期台湾の専門家集団』（岩波書店、2012年3月）、253～266ページを参照。

<sup>26</sup> 「農家経済調査」『台湾日日新報』1918年4月2日（朝刊）、4面。

<sup>27</sup> 東郷実「本島農業基本調査に就て」『台湾米穀移出商同業組合月報』65号（1921年10月5日）、1ページ。

<sup>28</sup> 東郷実、前掲文「本島農業基本調査に就て」、1ページ。

に実施されるとの疑いを持ち、虚偽の申告をする状況があり、私経済を他人に公開することも厭うのである。調査対象のこのような不安を除去し、正しい申告方法を指導するため、地元の保正、農会、有志の農家などの協力を得て、できる限りの啓蒙活動を農家に対して行った<sup>29</sup>。農会はこうした点でも農家経済調査を推進する機能を果たした。

1918年から1943年までの長期間継続した農業基本調査のなかで、農家経済調査は3回実施された。一回目は1918年4月から1921年3月（第一期）、二回目は1931年3月から1937年7月（第二期）、三回目は1936年8月から1937年7月（第三期）である。各期の調査には異なる特徴があるので、以下、それぞれについて説明する。

#### (1) 第一期（1918年4月—1921年4月）

第一期の農家経済調査は1918年4月から開始された。初めての農家経済調査では、台湾の農家が自分で記帳を実施するのは困難だと考えられたので、調査担当員1人がそれぞれ農家1戸を担当し、1年間にわたって農家の収支を聴き取って記帳する形式（他記式）で実施した。調査担当員は地方庁または農会につとめ、長年地方農業の指導に従事しかつ農家のことに通暁した吏員から選ばれた<sup>30</sup>。調査を順調に実施するため、庁レベルの農会で支庁レベルの農会の吏員を集めて打ち合わせ会が開催され、東郷実が臨席してその調査方法などを指導した<sup>31</sup>。

---

<sup>29</sup> 「農業基本調査」『台湾日日新報』1923年1月16日（朝刊）、4面。

<sup>30</sup> 台湾総督府『農家経済調査 第一報』（台湾総督府、1920年10月）、1ページ。

<sup>31</sup> 「農家経済調査 東郷技師澎湖出張」『台湾日日新報』1918年5月28日（朝刊）、2面。

第一期の調査は2回に分けて実施され、それぞれ農家を68戸、124戸選んだ。調査対象としては地方の中等自作農家で、家族内に多少の読み書き能力を持つ人がおり、農家経済調査に興味をもつ農家<sup>32</sup>、いわば中流階級で模範となる優良な農家が選択された。

調査成果については、1920年10月に「農業基本調査書」シリーズの第一冊として、『台湾農家経済調査 第一報』が発表され、さらに1923年5月に同シリーズの第五冊として、『台湾農家経済調査 第二報』が発表された<sup>33</sup>。両書の構成は同様で、米作農家、蔗作農家、茶作農家、普通畑作農家、園芸農家に分類され、個別の農家について所有地面積、経営耕地面積、農業資産、家族人数、農業労力、農業総生産、農業経営費、農業純生産、家計費、農業資産の増減、農家所得、農家所得と家計費との差額を一覧表の形で表示したのである。また、農家経済調査の結果によって台湾農家経済の特徴およびこれからの台湾農業の発展方策も、「台湾農業発展の方策」と題して『台湾農事報』で発表された<sup>34</sup>。

## (2) 第二期（1931年3月—1937年7月）

第二期の調査は1931年3月に開始され、茶作農家、米作農家、蔗作農家、三年輪作農家および雑作農家を対象とした。なぜ、この時点で調査が再開されたのか、その理由として1930年に嘉南大圳が竣工したことの関連が考えられる。ダムの建設費を補助するため、1920年に「公共埤圳嘉南大圳組合」が成立した後、嘉南大圳組合

---

<sup>32</sup> 台湾総督府、前掲書『農家経済調査 第一報』、1ページ。

<sup>33</sup> 台湾総督府『農家経済調査 第二報』（台湾総督府、1923年5月）。

<sup>34</sup> 迫立善吉「台湾農業発展の方策」『台湾農事報』201号（1923年8月）、8～22ページ。

は大圳灌漑区内の農家各戸に大圳竣工以前から「水租」を支払わせた。さらに、大圳供用後に備え、嘉南平原で各地域が平等に水を得られるようにするため、八田與一が「三年輪作法」という農作方法を考案した。すなわち、1年目には稲を栽培し、2年目にはあまり水を必要としないサトウキビ、そして3年目には水をまったく必要としない雑穀類の栽培をする輪作農法である。

水租は当時の農家にとって大金であり、関係農民40数万人は多額の水租に苦しんだ。また、3年輪作のために作物は減収し、生活は困窮した。そのため、農民のなかには嘉南大圳組合に対し、①水租の減額、②土地耕作権・作物選択の自由、③3年輪作の廃止などの要求を抱く者が現れた。1928年、台湾民衆党は全島黨員大会で「嘉南大圳3年輪作反対」を決議し、1929年に台湾農民組合はそのスローガンに「埤圳管理権の奪回、嘉南大圳3年輪灌漑政策反対」を掲げた。さらに1930年9月、烏山頭系統の通水が始まるとともに水租が増徴されたため、大規模な水租不納運動が始まり、一連の農民デモが嘉南大圳組合による水利管理を不安定にした。その結果、1931年9月に開かれた嘉南大圳組合大会では、水租を減額することが決まった<sup>35</sup>。嘉南大圳にかかわる農民デモは、日本統治期の台湾に甚大な影響をもたらした抗議事件であったため、第二期の農家経済調査がこの時点で実施された理由は、想像に難くない。

第二期の調査事項は農家の概況、農家の農業経営概況、農家の財産状態、農家の収支経済状態である<sup>36</sup>。調査方法は、選ばれた農家

---

<sup>35</sup> 陳鴻圖「台湾南部水利糾紛の歴史考察」『興大歴史学報』20号（2008年8月）、頁109～134。

<sup>36</sup> 「農業基本調査 六年度の方針決定 九、十兩日の協議会で」『台湾日日新報』1931年2月11日（朝刊）、3面。



に郡（支庁）技術員の監督のもとで、自記式により、毎日の収支を記帳させ、郡（支庁）技術員がこれを調査簿に整理して記入するのである<sup>37</sup>。調査対象となる農家を選定する条件は、州下の農家を代表すると認められる「普通農家」である。

普通の農家とは、資産状態、家族員数、経営面積、経営能力、経営の集約度、経営する土地の生産力などが「普通」ということである。そのなかで対象としたのは、米作を代表する区域においては米作を主とする農家であり、蔗作を代表する区域においては蔗作を主とする農家であり、茶作、雑作を代表する区域も同じ条件で選定した<sup>38</sup>。ちなみに、東郷実は1924年に台湾を離れて帰国したため、この調査には東郷の色彩が薄かった。

この調査の成果としては、1934年3月に「農業基本調査書」シリーズの第32冊として、『農家経済調査 其の二 茶作農家』が発表された<sup>39</sup>。次に、1936年3月に同シリーズの第34冊として、『農家経済調査 其の三 蔗作農家』が発表され<sup>40</sup>、最後に1938年3月に同シリーズの第37冊として、『農家経済調査 米作農家』が発表された<sup>41</sup>。これら3巻の構成は同様で、個別の農家について所有地、土地利用状況、農家の財産、農業の収支、家計費、農家所得などを一覧表の形で表示したものである。

---

<sup>37</sup> 台湾総督府、前掲書『農家経済調査 其の二』（台湾総督府、1934年3月）、1ページ。

<sup>38</sup> 前掲資料「農業基本調査 六年度の方針決定 九、十兩日の協議會で」。

<sup>39</sup> 台湾総督府、前掲書『農家経済調査 其の二』。

<sup>40</sup> 台湾総督府『農家経済調査 其の三』（台湾総督府、1936年3月）。

<sup>41</sup> 台湾総督府『農家経済調査』（台湾総督府、1938年3月）。

### (3) 第三期（1936年8月—1937年7月）

第三期の調査は米作農家250戸を対象とした生計費調査である。1918年以降、日本本土では米不足、物価高騰の問題が厳しさを増していた。国民の生計を解明するため、各研究所や政府機関や民間企業による家計調査が盛んになり、「家計調査ブーム」の時代を迎えた。とりわけ、1930年代に入ると、「米穀法改正委員会」が設置され、米の最高価格が家計費を根拠として計算することが決められ、その根拠として家計調査が一層重要になった<sup>42</sup>。この一連の流れを受けて、1937年1月に、台湾総督府官房調査課も台湾の給料生活者、交通労働者と工場労働者に対して家計調査を実施することを決めた。米作農家の生計費調査がこの時点で行われたのも「家計調査ブーム」に影響されたと考えられる。

この調査成果については、1938年3月に「農業基本調査書」シリーズの第38冊として、『米作農家生計費調査』が発表された。調査書では家計費を第一生活費（住居費、飲食費）、第二生活費（修養費、教育費、交際費、雑費、嗜好費、冠婚葬祭費、その他）、臨時生計費に分類し、米作農家を自作農家と小作農家に分け、それぞれ家計支出に占める食料費を明示した<sup>43</sup>。

ちなみに、1941年8月1日から1942年7月31日までに、米作農家204戸を対象とし、米作農家生計費調査は再び実施された。調査成果については、1944年に「農業基本調査書」シリーズの第44冊として、『米作農家生計費調査』が発表された<sup>44</sup>。

---

<sup>42</sup> 林佩欣、前掲書『台湾総督府統計調査事業之研究』、頁230～234。

<sup>43</sup> 台湾総督府『米作農家生計費調査』（台湾総督府、1938年3月）。

<sup>44</sup> 張漢裕「台湾農民生計之研究」『台湾農業及農家經濟論集』（台湾銀行經濟研究室、1974年）、頁105。

#### 四 台湾総督府による農家経済調査の影響

植民地期における台湾農業基本調査は、東郷実が日本帝国のアウトルキーを達成するため考案したものであった。農家経済調査も同じような意識で行われたものである。調査農家は有意抽出で選ばれたため、調査者（台湾総督府）の主観に依存する場合もある。各時期に行われた農家経済調査は、実際同時期の台湾農家の実態をどれほど現していたのか。たとえば、農民デモが盛んな時期であった1930年代に行われた農家経済調査は、調査標本の選定にあたり、嘉南大圳の水租反対運動に関わる農民が外された可能性があり、得られたデータにはバイアスがかかっていると考えるべきであろう。だが、植民地期における台湾農家経済調査は決して無意味だとは言えない。この台湾総督府により40年以上にわたって発展させられた農家経済調査システムは、長期的な見方をすれば、台湾社会の発展に大きな影響を与えた。

1945年10月に、台湾では日本統治が終わり、そのかわりに、中華民国台湾省行政長官公署が成立した。11月に、行政長官公署の命令によって農林処は台湾総督府時代の農業、林業、漁業、牧業、および水利事業を接收し、これを通じて農林業に関する諸施設の再建に務めていた。さらに、1946年に、二二八事件により臨時の行政機関であった台湾省行政長官公署は、正式の行政機関台湾省政府に改組され、同時に農林処も農林庁と改組された。

一方、戦後台湾の農業はさまざまな難題を迎えた。1949年の台湾では282万人の就業人口中、農業に従事する者は160万人余りで全体の56.7%を占め、農業は台湾住民の圧倒的多数の生業であった。しかし戦後、このように台湾の経済を支えていた農業は危機に陥った。まず、二甲以下の小規模農家が著しく増加し、耕地が零

細化した。さらに、中国大陸から撤退してきた軍民や、戦後ベビーブームによる人口増加のため、食糧の確保は喫緊の課題となった。

農民に対して米穀の増産を求めることとなり、それを保障するためになんらかの農業政策の展開が必要となった。その結果、「三七五減租」（小作料が37.5%以下まで軽減された）を先駆として、「公地放領」（公有農地の払い下げ）、「耕者有其田」（農地は政府が買い上げ、小作農ないし雇い農民に売却する）など、中华民国政府は台湾で土地改革を次々と実施した。これらの土地改革政策に伴い台湾農村の状況を理解するため、農林庁は戦後初めての農業に関する諸調査を実施することとなった。

複雑かつ膨大な農業調査の業務量に応じるため、1953年8月に、農林庁では農業調査科が設立された。台湾総督府期の統計官僚であった林開煥は科長を命じられた<sup>45</sup>。林開煥の出身校は台北帝国大学理農学部である。卒業後、台湾総督府に入り、臨時台湾国勢調査部を経てから米穀局に転任した。彼は戦後まで農林関係部局に務めており、戦前台湾の農業発展状況には通曉していた人物と思われる。

林開煥が考案した一連の農業諸調査は、台湾総督府期の調査方法を参考にし、その名称も同様に「農業基本調査」と題された。そのなかで規模が最大だったのは「農家経済調査」であった。戦後台湾において「農家経済調査」は1950年から実施されはじめ、1960年までに計5回が行われた。1950年の調査を例に上げると、米作農家、蔗作農家、雑作農家のそれぞれの自作農、小作農、自小作農を対象とし、それらの資産状態、家族人数、経営面積、経営能力、集約度などの条件を参照しつつ、代表性のある農家を決め、最終的に

---

<sup>45</sup> 「本廳人員任免」『台湾省政府農林廳檔案』典藏号：0040323421344001、1953年8月12日。

米作農家 360 戸、蔗作農家 109 戸、雑作農家 31 戸を採用した。調査結果は『農家経済調査報告書（稲作及雑作農家）』、『農家経済調査報告書（蔗作農家）』と題して公表された<sup>46</sup>。その後、1955年、1958年、1959年、1960年にもまた同じ調査が実施された。

戦前期から戦後まで継続して行われた農家経済調査結果は、台湾社会においてどのような機能を果たしたのか。1960-70年代の台湾では、社会の変化が激しかった。工業発展が緒についたばかりの段階で、アメリカからの資金援助が中止となったため、工業発展の資金は足りなかった。さらに、人口が急増したため、農村における労働力は過剰になった。どのようにしたら台湾で工業セクターを発展させながら、農村に暮らす人の所得も向上させられるのか、都会と農村との発展はどのようにバランスを取れるのか、といった問題意識に基づき、台湾において農村経済に関する研究が盛んになった。

その一例として、1974年に、台湾大学経済学部教授であった張漢裕は「台湾農民生計之研究」をテーマに論文を発表した。張漢裕は東京帝国大学時代に師事した矢内原忠雄の影響を受け、台湾農村経済問題に対して強い関心を持っていた。彼は戦前期の統計調査結果に基づいて戦前期における台湾の農家生活実態を研究し、数多くの著作を書き上げ、「台湾数理経済史学」の先駆者とも呼ばれる人物である<sup>47</sup>。

「台湾農民生計之研究」で、張漢裕は台湾総督府殖産局が出版した1934年の『農家経済調査 その一米作農家』（資料Ⅰ）、1938年の『米作農家生計費調査』（資料Ⅱ）、1943年の『米作農家生

<sup>46</sup> 台湾省政府『農家経済調査報告書（稲作及雑作農家）』（台湾省政府、1952年）；台湾省政府『農家経済調査報告書（蔗作農家）』（台湾省政府農林廳、1953年）。

<sup>47</sup> 葉淑貞「張漢裕老師的學術成就」『張漢裕教授紀念研討會』（台大經濟研究學術基金會、2001年）、頁35～76。

計費調査』（資料Ⅲ）、および台湾省政府農林庁が出版した1952年の『農家経済調査報告書（稲作及雑作農家）』（資料Ⅳ）、以上4点の農家経済調査結果をまとめて分析し、1930年代以降から1960年代に至るまでの台湾における農家の生計状態を究明しようとした。論文の冒頭で張漢裕は、従来台湾で行われた農家経済調査結果について、以下のような説明で紹介した。

「資料Ⅰと資料Ⅳは、ほぼ同じ調査方式で得たものである。調査担当者は明確に述べられていないが、資料Ⅳは、資料Ⅰのノウハウを引き継いで編成されたようである。この事実は、資料Ⅳに必ずしも悪い評価を負わせるものではなく、むしろ資料Ⅳの価値を高めるものである。なぜなら、農家経済調査というのは、繰り返して行わなければその重要さを発揮できないものである。同じ調査方法で実施され、数回にわたる調査結果を根拠として、台湾の過去と未来の農村の状態を明らかにするものだからである」。張漢裕によれば、これらは各時期の台湾農村社会の標準的なモデルを示す資料であり、資料Ⅰは九一八時期（満州事変時期）の農家を、資料Ⅱは七七時期（支那事変時期）の農家を、資料Ⅲは第二次世界大戦初期の農家を、資料Ⅳは三七五時期（三七五減租時期）の農家を代表する資料として、高い評価を得たのである（「表1 四つの農家経済調査の内容一覧」を参照）<sup>48</sup>。

---

<sup>48</sup> 張漢裕、前掲文「台湾農民生計之研究」『台湾農業及農家経済論集』、頁105～107。

表1 四つの農家経済調査の内容一覧

	資料Ⅰ	資料Ⅱ	資料Ⅲ	資料Ⅳ
調査目的	台湾農家の経済状況を明らかにするため	台湾米作農家の生計費を明らかにするため	資料Ⅱと同じ	資料Ⅰと同じ
代表時期	九一八時期	七七時期	第二次世界大戦初期	三七五時期
調査期間	1931年3月1日—1932年2月末	1936年8月1日—1937年7月末	1941年8月1日—1942年7月末	1950年3月1日—1951年2月28日
調査地域および対象	全台湾5州2庁を含み、台北、新竹、台中、高雄4州各9戸、台南州および台東、花蓮港2庁各6戸、合計54戸。最後の集計では50戸を採用した。そのうち、自作農家15戸、自小作農家17戸、小作農家17戸である。	台北州36戸、新竹州50戸、台中州74戸、台南州54戸、高雄州24戸、台東庁4戸、花蓮港庁8戸、合計250戸。最後の集計では189戸を採用した。そのうち、自作農家98戸、小作農家91戸である。	台北州36戸、新竹州32戸、台中州44戸、台南州40戸、高雄州38戸、台東庁12戸、花蓮港庁12戸、合計204戸。最後の集計では202戸を採用した。そのうち、自作農家100戸、小作農家102戸である。	台湾各県（澎湖県以外）で84箇所を選び、その地域に農家計300戸を選定した。最後の集計では281戸を採用した。そのうち、自作農家89戸、自小作農家88戸、小作農家104戸である。
調査担当機関	台湾総督府殖産局	資料Ⅰと同じ	資料Ⅰと同じ	台湾省政府農林庁
調査方法	調査担当員が一人一戸を担当し、一年間にわたって農家の収支を聴き取り記帳する形式（他記式）で実施した。	選ばれた農家には郡技術員の監督のもとで、自記式により、毎日の収支を記帳させ、郡技術員がこれを調査簿に整理して記入した。	資料Ⅱと同じ	選ばれた農家には記帳の方法を訓練してから、毎日の収支を記帳させた。農林庁技術室が最後の集計を担当した。

（出処）張漢裕「台湾農民生計之研究」『台湾農業及農家経済論集』（台湾銀行経済研究室、1974年）、頁105～107。

次に、張漢裕は4点の資料を根拠とし、1930年代から1960年代に至る台湾の農家の生計状態を分析した。その内容は以下の11項目を含む。①農家の世帯数および耕地の面積、②農家の収支、③各農家および各世帯員の家計費、④エンゲル法則による家計費なかの各項目の割合、⑤一年間の飲食費中の主食費と副食費の割合、⑥主食（米、サツマイモ）の消費率と混入率、⑦副食品の種類と数量、⑧カロリーと栄養素、⑨光熱、被服、住居および家具、⑩婚葬祭および保健衛生、⑪第二生活費、以上である。

最後に、張漢裕は以下のように結論付けた。九一八時期の農家に比べると、総収入において三七五時期の自作農家は約5割減少し、自小作農家と小作農家は約2割減少した。さらに、三七五時期における農家全体的総収入の実質価値は、七七時期の7割弱、第二次世界大戦初期の8割である。その理由としては、米穀価額と農家用品の値上げ、耕地面積の縮小、収穫量の減少などが考えられた。これらの原因で、三七五減租は予想通りの効果をもたらせなかったと張漢裕は結論づけたのである。

## 五 おわりに

戦時期台湾における農家経済調査は、1899年に台湾総督府民政部殖産課により試験的に開始され、1918年から本格的な調査が始まり、施政末期の1943年まで続けて行われ制度化されていった。その調査システムは、いくつかの要因で形成され構築されてきた。調査システムを構築したキーパーソンは東郷実である。

東郷実は札幌農学校とドイツ留学の学識により、戦前期における日本帝国の食料や原料の自給自足論を主張し、その目的を達成するため、日本本土には存在しえない熱帯産業を持つ南方を占有するこ



とが必要だと主張した。さらに、その熱帯産業を十分に開発するための調査を実施すべく、植民地期における台湾の農業基本調査は展開されたのである。調査方法については、日本本土で形成された調査経験に倣った。すなわち台湾総督府は各地の農会の機能を固め、それらの協力のもと農業政策の推進につとめるべく、農家経済調査を遂行したのである。

第二次世界大戦後に国民政府は、台湾総督府の統計担当者の経験を利用し、統計書の編成を通じて植民地期の統計資料を把握した。それを通じ、従来の台湾の統計制度を理解して参考にしながら、同様の調査政策の方針を決めた。戦後の農家経済調査の実施は、まさにこの例の一つである。台湾総督府が完備させた農業経済調査は、終戦後、台湾総督府時代の統計官僚であった林開煥の企画のもとで引続き実施された。引用された農家経済調査のノウハウは、のちの中華民国による農業政策や経済発展の立案に対して大いに機能を果たした。さらに、戦前から戦後にまで至る台湾農村社会の変遷も、農家経済調査によって見通すことができるのである。

(寄稿：2020年3月29日、採用：2020年6月17日)

# 農家經濟調查體系在臺灣的建構與應用

— 日治時期至中華民國 —

林佩欣

(國立臺北大學海山學研究中心專任研究員)

## 【摘要】

二次世界大戰前，東鄉實基於日本帝國食物和原料等物資的自給自足論，為能在臺灣制訂合理的農業政策，主張必須先對臺灣實施各種農業調查。在農會系統制度化之後，以南進論高揚為契機，於 1920 年開始由總督府殖產局對臺灣展開全面性的農業基本調查。農家經濟調查即是農業基本調查之一部分，該調查至日本殖民統治結束為止，總計執行了三次。調查結果使臺灣當時農村社會的勞動力及家庭收支等狀態為之明朗，對殖民政府相關的農業政策立案深具影響。進而，由臺灣總督府策劃的農業經濟調查技術，也被接續統治臺灣的中華民國政府運用，總計執行了五次。透過同樣調查的實施，不僅究明了臺灣在二戰前、二戰後的農村狀態，也幫助了日後中華民國政府實施經濟建設計畫。

關鍵字：統計調查、農家經濟調查、東鄉實、林開煥、張漢裕

# **The Construction and Application of the Agricultural Households Survey System in Taiwan: From the Japanese Colonial Period to the Formation of Republic of China**

*Lin Pei-Hsin*

Research Fellow of Center for Haishan Research of NTPU

## **【Abstract】**

Togo Minoru advocated that various agricultural surveys must be carried out to formulate a reasonable agricultural policy in Taiwan, of which was mainly based on the self-sufficiency theory of food and raw materials from the Japanese Empire before World War II. After the institutionalization of the Farmers' Association System and using the Southern Expansion Doctrine as an opportunity, the Agricultural and Industrial Affairs Bureau of Taiwan Sotokufu launched a comprehensive survey of Taiwan's agriculture since 1920, where it had been executed three times until the end of the Japanese colonial period. The results from this series of surveys made clear of Taiwan's rural labor force, family income, and expenditure at that time, and also showed that these factors had a profound influence on the colonial government's agricultural policy filing. Furthermore, the agricultural households survey on technology that was planned by Taiwan Sotokufu and was also used by the government of the Republic of China, of which are still in use today, was executed five times. Through the implementation of the same survey, it not only investigated the rural conditions in Taiwan during the period of World War II, but also helped to implement the economic construction of the government of the Republic of China in the future.

**Keywords:** Statistical Survey, Agricultural Households Survey, Togo  
Minoru, Lin Kai- Huan, Zhang Han-Yu

## 〈参考文献〉

- 「農會設置ノ準備ニ關シ各廳長ニ通達ス」『臺灣史料稿本』1908年12月。  
 “Nokai setchi no junbi ni kanshi kakuchochō ni tsutatsu su” [Inform the minister of the preparations for the establishment of the farmers’ association], *Taiwan shiryō kohon*, December, 1908.
- 「農業基本調査 六年度の方針決定 九、十兩日の協議会で」『台湾日日新報』1931年2月11日（朝刊）、3面。  
 “Nogyo kihonchosa 6 nendo no hoshin kettei, kyū, jū ryōjitsu no kyōgikaide” [The decision on the basic policy of the basic agricultural survey for the sixth year in the conference on the 9th and 10th], *Taiwan Daily News*, February 11, 1931, Morning ed., p.3.
- 「三十年後の耕地擴張 面積と農産増殖を調査する農業の基本調査」『台湾日日新報』1924年5月18日（朝刊）、2面。  
 “Sanju nengo no kochi kakuchō, menseki to nosan zoshoku wo chosa suru nogyo no kihonchosa” [The expansion of cultivated land after Thirty Years, a basic survey to investigate the area of agricultural land and increase agricultural production], *Taiwan Daily News*, May 18, 1924, Morning ed., p.2.
- 「農業基本調査」『台湾日日新報』1923年1月16日（朝刊）、4面。  
 “Nogyo kihon chosa” [Agricultural basic survey], *Taiwan Daily News*, January 16, 1923, Morning ed., p.4.
- 「農家経済調査 東郷技師澎湖出張」『台湾日日新報』1918年5月28日（朝刊）、2面。  
 “Noka keizai chosa togo gisi hoko shutcho” [Survey of agricultural households Togo engineer business trip in Penghu], *Taiwan Daily News*, May 28, 1918, Morning ed., p.2.
- 「農家経済調査」『台湾日日新報』1918年4月2日（朝刊）、4面。  
 “Nouka keizai chosa” [Survey of agricultural households], *Taiwan Daily News*, April 2, 1918, Morning ed., p.4.
- 「農家経済調査進行」『台湾日日新報』1908年12月13日（朝刊）、2面。  
 “Nouka keizai chosa sinko” [Survey of agricultural households progress], *Taiwan Daily News*, December 13, 1908, Morning ed., p.2.
- 「技師東郷実島内出張ノ件」『台湾総督府檔案』典藏号：0001418093X002、1908年1月1日。  
 “Gishi togo minoru tonai shutcho no ken” [About Togo engineer business trip on the island], *Taiwan Sotokuhu Official Records*, No.0001418093X002, January 1, 1908.
- 「局長宮尾舜治、技師東郷実島内出張ノ件」『台湾総督府檔案』典藏号：00001419032、1908年2月13日。  
 “Kyokuchō miyao shunji, gishi togo minoru tonai shutcho no ken” [About Miyao shunji bureau director and Togo engineer business trip on the island], *Taiwan Sotokuhu Official Records*, No.00001419032, February 13, 1908.

「台北県下米穀過不足ニ関スル調査報告書」『台湾総督府檔案』典藏號：00000325012、1898年12月27日。

“Taipeikenka beikoku kafusoku ni kansuru chosa hokokusho” [Investigation report on the understock of rice in Taipei County], *Taiwan Sotokuhu Official Records*, No.00000325012, December 27, 1898.

「府技師東郷実獨逸へ派遣ノ件」『台湾総督府檔案』典藏号：00001546004X002、1909年4月1日。

“Fugishi togo minoru doitsu e haken no ken” [About dispatching Togo engineer to Germany], *Taiwan Sotokuhu Official Records*, No.00001546004X002, April 1, 1909.

井上将文「東郷実と帝国日本」北海道大学大学院文学研究科博士論文（2016年）。

Inoue, Masafumi, “Togo minoru to teikoku nihon” [Togo Minoru and imperial Japan], Ph.D. dissertation, Hokkaido University, Graduate School of Humanities and Human Sciences, 2016.

追立善吉「台湾農業発展の方策」『台湾農事報』201号（1923年8月）、8～22ページ。

Oitate, Zenkichi, “Taiwan nogyo hatten no hosaku” [Taiwan agricultural development policy], *Taiwan Agriculture News*, No.201, August, 1923, pp.8-22.

佐藤正広「帝国日本と統計調査—統治初期台湾の専門家集団」（岩波書店、2012年3月）。

Sato, Masahiro, *Teikoku nihon to tokei chosa-touchi shoki Taiwan no senmonka shudan [The Japanese Empire and statistical survey-specialist organization in early Taiwan under Japanese rule]*, Iwanami Press, March 2012.

佐藤正広、関尾学「戦前日本の農家経済調査の今日的意義—農家簿記からハウスホルドの実証研究へ—」『経済研究』59巻1号（2008年）、59～73ページ。

Sato, Masahiro, Sekio, Manabu, “Senzen nihon no noka keizai chosa no konnichiteki igi-noka boki kara hausuhourudo no jissshokenkyu e-” [Today’s meaning of survey of agricultural households in prewar Japan-form agriculture bookkeeping to research for demonstration of household], *Economic Research*, Vol.59, No.1, 2008, p.59-73.

清水徹朗「系統農会の歴史と農協営農指導事業」『調査と情報』（2005年1月）。

Shimizu, Tetsuro, “Keito nokai no rekishi to nokyo einoshido jigyo” [The history of systematic farmers’ associations and agricultural cooperative guidance], *Chosa to joho*, January, 2005.

台湾総督府『農家経済調査』（台湾総督府、1938年3月）。

Taiwan Sotokuhu, *Noka keizai chosa [Survey of agricultural households]*, Taiwan Sotokuhu, March, 1938.

台湾総督府『米作農家生計費調査』（台湾総督府、1938年3月）。

Taiwan Sotokuhu, *Beisaku noka kakeihi chosa [Rice-growing farm household living expenses survey]*, Taiwan Sotokuhu, March, 1938.

台湾総督府『農家経済調査 其の三』（台湾総督府、1936年3月）。

Taiwan Sotokuhu, *Noka keizai chosa sonosan [Survey of agricultural households part 3]*,

- Taiwan Sotokuhu, March, 1936.  
台湾総督府『農家経済調査 其の二』（台湾総督府、1934年3月）。
- Taiwan Sotoku, *Noka keizai chosa sononi* [Survey of agricultural households part2], Taiwan Sotokuhu, March, 1934.  
台湾総督府『農家経済調査 第二報』（台湾総督府、1923年5月）。
- Taiwan Sotokuhu, *Noka keizai chosa dainiho* [Survey of agricultural households paper 2], Taiwan Sotokuhu, May, 1923.  
台湾総督府『農家経済調査 第一報』（台湾総督府、1920年10月）。
- Taiwan Sotokuhu, *Noka keizai chosa daiippo* [Survey of agricultural households paper 1], Taiwan Sotokuhu, October, 1920.  
東郷実「本島農業基本調査に就て」『台湾米穀移出商同業組合月報』65号（1921年10月5日）。
- Togo, Minoru, “Tonai nogyo kihon chosa ni tsuite” [About the basic investigation of the Taiwan’s agriculture], *Taiwan beikoku ishutsusho dogyokumiai geppo*, No.65, October 5, 1921.  
東郷実「戦後の農政と農業基本調査」『台湾農事報』146号（1919年8月）、1～9ページ。
- Togo, Minoru, “Sengo no nosei to nogyo kihon chosa” [Agricultural administration after war and agricultural basic survey], *Taiwan Agriculture News*, No.146, August, 1919, p.1-9.  
東郷実「台湾農業の現況（続）」『台湾農事報』18号（1908年6月）、3～11ページ。
- Togo, Minoru, “Taiwan nogyo no genkyo (zoku)” [Present condition of Taiwan agriculture (continue)], *Taiwan Agriculture News*, No.18, June, 1908, p.3-11.  
東郷実「台湾農業の現況（二）」『台湾農事報』17号（1908年5月）、5～10ページ。
- Togo, Minoru, “Taiwan nogyo no genkyo (ni)” [Present condition of Taiwan agriculture 2], *Taiwan Agriculture News*, No.17, May, 1908, p.5-10.  
東郷実「台湾農業の現況」『台湾農事報』16号（1908年4月）、6～16ページ。
- Togo, Minoru, “Taiwan nogyo no genkyo” [Present condition of Taiwan agriculture], *Taiwan Agriculture News*, No.16, April, 1908, p.6-16.  
東郷実『日本植民論』（文武堂、1906年）。
- Togo, Minoru, *Nihon shokumin ron* [Japanese Colonialism], Bunbudo, 1906.  
西尾敏彦「農家調査を大切にした農業経済学の開祖 齊藤萬吉」『農業共済新聞』2号（2009年4月）。
- Nishio, Toshihiko, “Noka chosa wo taisetsu ni shita nogyokeizaigaku no kaiso saito mankichi” [Mankichi Saito, the founder of agricultural economics that valued agricultural research], *Nogyo kyosai shimbun*, No.2, April, 2009.  
農林省『農家経済調査史』（農林省、1975年）。
- Norinsho, *Noka keizai chosashi* [The history of survey of agricultural households], Norinsho, 1975.  
矢野暢『「南進」の系譜—日本の南洋史観』（千倉書房、2009年）。

- Yano, Toru, *'Nansin' no keihu-nihon no nanyo shikan [The lineage of advance southward-south historical view of Japan]*, Chikura Press, 2009.
- 山本真「中国国民政府統治区における農村建設の研究－郷村建設運動及び国民政府の土地政策を中心に－」一橋大学大学院社会学部博士論文（2004年）。
- Yamamoto, Makoto, “Chugoku kokuminseifu touchiku ni okeru noson kensetsu no kenkyugoson kensetsu undo oyobi kokuminseifu no tochiseisaku wo chushin ni-” [Research on the rural construction in the ruling area of the Chinese National Government], Ph.D. dissertation, Hitotsubashi University, Graduate School of Social Sciences, 2004.
- 「本廳人員任免」『台湾省政府農林廳檔案』典藏號：0040323421344001、1953年8月12日。
- “Benting renyuan renmian” [Appointment and removal of staff], *Taiwanshengzhengfu nongliting dangan*, No.0040323421344001, August 12, 1953.
- 台湾省『農家經濟調查報告書（蔗作農家）』（台湾省政府農林廳、1953年）。
- Taiwansheng, *Nongjia jingji diaocha baogaoshu (zhezuo nongjia) [The survey of agricultural households research report]*, The Department of Agriculture and Forestry of the Taiwan Provincial Government, 1953.
- 台湾省政府『農家經濟調查報告書（稻作及雜作農家）』（台湾省政府、1952年）
- Taiwansheng zhengfu, *Nongjia jingji diaocha baogaoshu (dao zuo ji zazuo nongjia) [The survey of agricultural households research report]*, Taiwan Provincial Government, 1952.
- 林佩欣『台湾總督府統計調查事業之研究』（花木蘭出版社、2014年）。
- Lin, Peihsin, *Taiwan zongdufu tongji diaocha shiye zhi yanjiu [The survey of Statistical Survey of Taiwan Sotokufu]*, Huamulan Press, 2014.
- 張漢裕『台湾農業及農家經濟論集』（台湾銀行經濟研究室、1974年）。
- Zhang, Hanyu, *Taiwan nongye ji nongjia jingji lunji [The collections of agriculture and agricultural households in Taiwan]*, The Economic Research of the Bank of Taiwan, 1974.
- 陳鴻圖「台湾南部水利糾紛の歴史考察」『興大歴史學報』20号（2008年）、頁109～134。
- Chen, Hongtu, “Taiwan nanbu shui li jiu fen de lishi kaocha” [Historical Explorations of the Disputes over Water Conservancy in Southern Taiwan], *Chung-Hsing Journal of History*, No.20, 2008, p.109-134.
- 葉淑貞「張漢裕老師的學術成就」『張漢裕教授紀念研討會』（台大經濟研究學術基金會、2001年）、頁35～76。
- Ye, Shuzhen, “Zhang hanyu laoshi de xueshu chengjiu” [The Academic Achievement of Professor Zhang Hanyu], *Zhanghanyu jiaoshou jinian yantaohui [Memorial Symposium for Professor Zhang Hanyu]*, NTU Economic Research Foundation, 2001, p.35-76.



# 介護保険サービスが及ぼす 高齢者夫婦への影響

—要介護者自身の決断に着目して—

何 妨 容

(広島大学国際協力研究科博士後期課程〔開発科学専攻〕)

## 【要約】

本研究は、要介護高齢者夫婦が、子世代による介護を求めず、介護保険サービスを用いながら夫婦間で介護を担っていこうとする事情を、高齢者夫婦への聞き取り調査を通じて考察する。夫婦のみでの自立した自宅生活に限界を感じた高齢者は、ケアマネジャーを通して、通所系や訪問系サービスの利用による自宅生活を維持しようと試みることで、どのような困難に直面するのか。これらの検討を通じて、現行制度が要介護者を「介護を要する個人」として捉え、かつ「子世代による介護」を暗黙の前提としているがゆえに、高齢者夫婦世帯の介護ニーズに応えられていない状況を示す。こうした現状は、高齢者夫婦を分解して個人として扱うのではなく、「介護を要する夫婦」として介護保険サービスの対象とする制度改革の必要性を指し示す。

キーワード：介護保険制度、高齢者夫婦、在宅介護、ケアマネジャー

## 一 はじめに

### 1 課題の設定

老人福祉法下の日本においては、高齢者への医療給付の充実に伴って、介護が必要な高齢者は病院に送られて長期間を過ごす、いわゆる「社会的入院」と言われる現象が問題になってきた。このことは日本の医療保険財政を圧迫したため、政府は、要介護高齢者を家庭に戻すとともに、介護を必要とする高齢者と同居する家族の介護負担を軽減することを目指し、「介護の社会化」を謳った介護保険制度を導入した。在宅介護サービスの推進によって、入浴介助・身体清拭、また、トイレ誘導・排泄介助・おむつ交換などの訪問介護サービス、あるいは日常的な掃除・調理・配膳、生活必需品の代行購入などの生活支援サービスを要介護高齢者・要支援高齢者の自宅まで届けることが普遍的なものになった。それらの在宅介護サービスの利用を通じ、高齢者の同居家族にとっての「介護の社会化」は、ある程度進展してきた。

ところが、要介護者を抱える家族の規模が、三世代世帯から夫婦のみの世帯や単身世帯へと縮小している。その中で、高齢者が子世代による介護に頼らず、自ら単身・夫婦のみの高齢者世帯となって自身の介護をその配偶者と介護事業者とに委ねる事例が増えてきている。他方で、特に近年、認知症高齢者の徘徊、火の不始末などの問題、また老々介護、介護殺人問題などが顕在化してきて、子世代による介護が受けられない高齢者は必ずしも自宅で安全かつ自立的な老後生活を送れているとは言えない。本稿は、介護保険サービスが及ぼす夫婦のみの高齢者への影響を事例で明らかにし、高齢者介護における現行制度の再構築、特に高齢者夫婦を総体として介護の対象とする介護サービス提供への制度改革の必要性を指し示す。

## 2 先行研究とその限界

介護保険制度の研究は、制度の目的が「介護の社会化」、つまり介護という「負担」をいかに病院や特定の個人から分散させるか、というものであったがゆえに、「家族の負担軽減」に焦点を当ててきた。制度導入の初期には、「保険があつてサービスがない」という問題に社会の関心が注がれていたこともあり、同制度が提供する「介護の社会化」能力（キャパシティ）に関する研究が多く見られた。介護保険サービスの需要と利用動向に注目した遠藤・山田<sup>1</sup>の研究は、その代表的なものである。近年では、制度本来の目的がどの程度まで達成されているか、すなわち「家族の負担」は「適度」な水準にまで引き下がっているか、を統計データで示そうという方向に関心が移っている。「社会生活基本調査」データを用いた菅・梶谷は、1996年と比べて2006年には短大・高卒以上の高学歴女性の自宅内介護時間が減少したことを明らかにした<sup>2</sup>。菅・梶谷が結論付けられなかった世帯内介護者への就業促進効果については、Sugawara and Nakamura が、1998年、2004年、2010年の「国民生活基礎調査」データの分析を通じて、介護保険制度の導入とその普及過程が女性を家庭内介護から解放し、労働市場に押し出す長期的な効果を持つことを明らかにした<sup>3</sup>。

しかし、Sugawara and Nakamura が今後の研究課題として挙げ

---

<sup>1</sup> 遠藤久夫・山田篤裕「介護保険の利用実態と介護サービスの公平性に関する研究」『医療経済研究』第19巻第2号（2007年）、147～167ページ。

<sup>2</sup> 菅万里・梶谷真也「公的介護保険は家族介護者の介護時間を減少させたのか？—社会生活基本調査匿名データを用いた検証」『経済研究』第65巻第4号（2014年）、355ページ。

<sup>3</sup> Shinya Sugawara, Jiro Nakamura, “Can formal elderly care stimulate female labor supply The Japanese experience”, *Journal of The Japanese and International Economies*, Vol. 34, 2014, pp. 98～115.

ているように、こうした同居の子や「嫁」による介護を前提とした研究は、「高齢者とその既婚者が同居するという世帯数の急速な減少が日本の社会規範に、そして嫁による介護という従来の実践に変化を起こしうる」<sup>4</sup>という状況の中で、見直しが求められている。既婚、未婚に拘わらず、子が親の世帯を離れ、高齢かつ要介護となった親夫婦が二人の世帯を維持しようとする場合、要介護度の低いほうが要介護度の高い配偶者の介護（インフォーマルケア）を担わざるを得ない。そこで問われるのは、程度は異なれど、いずれも要介護状態にある高齢者夫婦の両方に、どのようなフォーマルケアを提供できるか、であろう。

佐藤他は、2013年6月の全国の介護報酬明細個票を利用して、在宅要介護者のサービス利用量を、額ではなく時間に注目して分析し、在宅介護サービスのフォーマルケア時間は要介護度3で頭打ちになることを見出した<sup>5</sup>。著者らは、要介護度に応じて高まると考えられる要介護時間とフォーマルサービス供給時間の差は、家族等によるインフォーマルケアによって埋められていると推測している<sup>6</sup>が、本研究の事例のなかでも見られるように、介護者が同居する要介護配偶者の場合、被介護者が短期入所などのフォーマルケアを受けていなければ自身も介護サービスを受けることができないことから、より高度要介護者に対するフォーマルケア時間の減少は、自身が受けることのできるフォーマルケア時間の減少にもつながりうる。

---

<sup>4</sup> Ibid., p. 16.

<sup>5</sup> 佐藤幹也・田宮菜奈子・伊藤智子・高橋秀人・野口晴子「全国の介護保険レセプトを用いた在宅介護のフォーマルケア時間推計」『日本公衆衛生雑誌』第66巻第6号（2019）、287～294ページ。

<sup>6</sup> 同上、291ページ。

こうした問題関心から、本研究では、介護保険サービスが介護を要する高齢者夫婦の生活をいかに改善し、またどのような問題を残したかを、高齢者及びその担当ケアマネジャーに対する半構造化インタビューによって聞き取った。そのうえで、夫婦のみの高齢者が日常生活を続けていくなか、提供されるサービスの多様化および制約を踏まえてケアマネジャーが提案する介護サービスが、高齢者夫婦の生活をどの程度改善し、何が改善されなかったかを、事例によって明らかにしつつ、制度そのものに内在する制約や問題点について考察する。

## 二 高齢者の「核家族化」と介護保険制度

### 1 統計からみる「夫婦のみ世帯」の高齢者

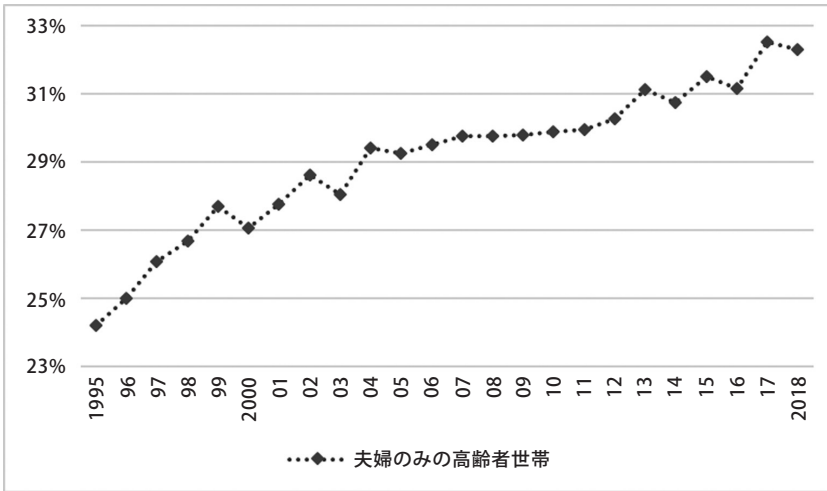
2000年に「介護の社会化」を掲げた介護保険制度が導入されて、要介護高齢者は病院から自宅に戻り、公的サービスによる支援を受けながら、自宅で生活することが求められるようになった。しかし、制度導入時点の2000年に要介護高齢者が帰る自宅の四分の一以上（27%）には子は同居しておらず、配偶者だけである。その割合はその後上昇し続け、2018年までには5ポイント上昇して、夫婦のみの高齢者世帯は全世帯のほぼ三分の一の32%となった（図1）。

一方、介護保険施設に入居する高齢者数は、介護保険施設の収容能力に規定される。介護保険施設は老人保健施設<sup>7</sup>、介護療養型医療

---

<sup>7</sup> 老人保健施設は入院治療の必要がない要介護高齢者を対象に家庭復帰の橋渡しの機能を果たし、社会的入院を解消することを目指して創設された短期在住施設である。

図 1 全世界帯に占める「夫婦のみ世帯」の高齢者の構成割合



(出所)『国民生活基礎調査』厚生労働省、各年版より筆者作成。

施設<sup>8</sup>、特別養護老人ホームに分類され、それぞれの機能に応じて、利用者の入居条件が定められている。なかでも、特別養護老人ホームは、居宅で適切な介護が受けられない 65 歳以上の要介護者を対象に、比較的安価で最期まで施設で介護サービスを提供することができるため、非常に人気がある施設である。

介護保険制度導入後、在宅復帰を目標としている施設である介護老人保健施設以外の、入所期間に制限のない介護保険施設の収容能力と実際の入居者数はほぼ重なっており(図 2)、余裕がないことがわかる。特別養護老人ホームの入居を希望しているが入れない待

<sup>8</sup> 介護療養型医療施設は医療保険制度に適用できない長期に渡り療養を必要とする患者を対象とし、人的・物的両面において長期療養に相応しい療養環境を整備した施設である。介護療養型医療施設では常時医学的管理が必要な要介護者や老人慢性疾患患者及び認知症高齢者の療養上の管理が強調されている。

機者は、2016年4月時点で約36万6000人であり<sup>9</sup>、入居者数（48万5795名）との合計数（約85万人）は同年の総収容能力50万2678人の約1.7倍である。介護保険制度の改正に伴い、2015年4月1日以降に新たに特別養護老人ホームに入所できる者は、原則として要介護3以上、あるいは要介護1・2の高齢者のうち厚生労働省が示した「特例入所の要件」となる4つの類型、すなわち、「ア 認知症である者であって、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られる。イ 知的障害・精神障害等を伴い、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さ等が頻繁に見られる。ウ 家族等による深刻な虐待が疑われる等により、心身の安全・安心の確保が困難な状態である。エ 単身世帯である、同居家族が高齢又は病弱である等により、家族等による支援が期待できず、かつ、地域での介護サービスや生活支援の供給が不十分であること」<sup>10</sup>のいずれかを満たし者に限られることになった<sup>11</sup>。同居であれ別居であれ子を持つ高齢者にとって、特別養護老人ホームへの入居はかなり難しくなっている。

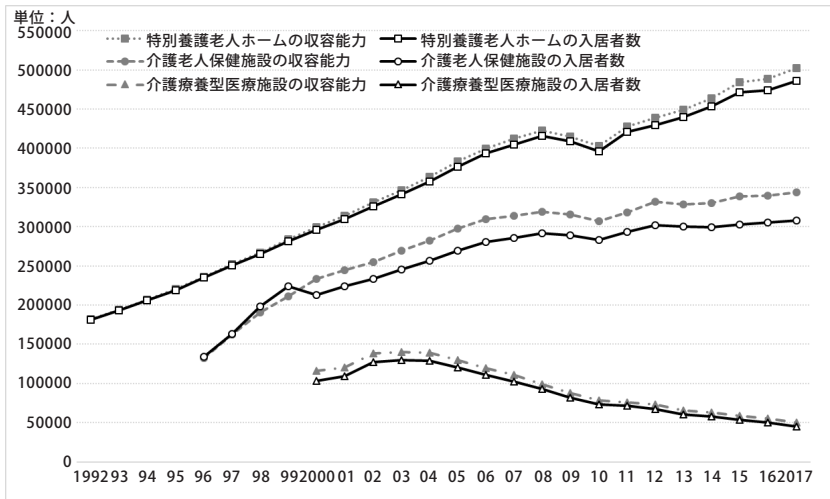
---

<sup>9</sup> 「特養待機36.6万人『要介護2以下』制限で減少」『朝日新聞』2017年3月28日付（朝刊）、1面（総合）。

<sup>10</sup> 「特別養護老人ホームの入所基準変更のご案内 ～原則、要介護3以上に～」厚生労働省、<http://www.wagen.or.jp/shinyokohama/pdf/kijyun.pdf>（2019年10月18日アクセス）。中村・菅原は、この最後の条件によって、結婚経験の有無にかかわらず子供のいない（チャイルドレス）高齢者は子があるが別居している高齢者に比べて介護施設に入りやすいという予想を立てている。参照：中村二郎・菅原慎矢「同居率減少という誤解—チャイルドレス高齢者の増加と介護問題」『季刊・社会保障研究』第51巻3・4号（2016年）、355～368ページ。

<sup>11</sup> 「特別養護老人ホームの『特例入所』に係る国の指針（骨子案）について」厚生労働省、<https://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-12301000-Roukenkyoku-Soumuka/0000052324.pdf>（2019年10月18日アクセス）。

図 2 介護保険施設の収容能力と入居者数の推移



(出所)『介護サービス施設・事業所調査』厚生労働省、各年版と『社会福祉施設等調査』厚生労働省、各年版より筆者作成。

特別養護老人ホームの利用は、重度要介護高齢者に限定されてきていて、要介護度が比較的軽度な単身高齢者あるいは夫婦のみの高齢者は自宅での生活を維持していかなければならない。そして、在宅生活の維持は介護保険サービスによって大きく左右される。

## 2 在宅介護サービスとケアマネジャー

介護保険制度の導入に伴い、訪問介護、訪問入浴介護、訪問リハビリテーション（以下、訪問リハビリ）、訪問看護、居宅療養管理指導といった自宅で受けられるサービスと、通所リハビリテーション（以下、通所リハビリ）や通所デイサービスなどの通所系サービス及び短期入所系サービスといった自宅外、事業者・施設で受けられるサービスが提供されることになった。具体的な介護内容は、日



常生活上の支援（掃除・調理などの生活支援）、身体介護（入浴・排せつ・食事等）、機能訓練（リハビリ）、診療の補助（注射）などに分類できる。また車椅子、床ずれ防止用具、手すり、歩行器などの福祉用具も提供する。

それらの介護サービスを利用するために、高齢者はまず要支援・要介護状態<sup>12</sup>に認定<sup>13</sup>される必要がある。そして、要介護認定に基づいて、ケアマネジャー（介護支援専門員）が高齢者の介護ニーズを評価し、ケアプランを作成する。そのうえで、ケアプランに基づいて各介護事業者が介護サービスを提供する。さらにケアマネジャーは、在宅生活を維持している高齢者の身体状況の変化によって生じる在宅リスクを見つけ、それに応じた介護サービスを提案して、要介護高齢者とその家族の選択を促しケアプランを変更する。こうしたプロセスから、要介護高齢者にとってケアマネジャーの役割が極めて重要であることがわかる。

このケアマネジャーの役割の重要性は、制度の定期的な見直しによって介護保険サービスの利用条件が厳格化されるにつれ、さらにいっそう高まっている。例えば、要介護者が生活援助中心型サービスを中心に訪問介護を利用する際、要介護1は27回/月、要介護

---

<sup>12</sup> 要支援状態とは家事や身支度等の日常生活に支援が必要であり、筋トレや栄養管理などの介護予防サービスによって要介護状態の予防が見込まれる状態である。要介護状態とは寝たきりや認知症などの理由で常時介護を必要とする状態である。出所：「要介護認定に係る制度の概要」厚生労働省、<https://www.mhlw.go.jp/topics/kaigo/nintei/gaiyo1.html>（2019年11月28日アクセス）。

<sup>13</sup> 要介護認定は一次判定と二次判定がある。一次判定とは市町村の認定調査員が行う心身の状況調査と主治医意見書に基づいたコンピュータ判定である。二次判定は保健・医療・福祉の学識経験者などで構成された介護認定審査会にて、一次判定の結果、主治医意見書などに基づいた審査判定である。出所：前掲「要介護認定に係る制度の概要」、<https://www.mhlw.go.jp/topics/kaigo/nintei/gaiyo1.html>（2019年11月28日アクセス）。

3 であれば 43 回 / 月などを超えるケアプランは、ケアマネジャーによる届出が必要になっている<sup>14</sup>。介護ニーズの評価を行い、ケアプランを作成する段階から、ケアマネジャーは、こうした利用制限を踏まえて、利用可能な介護サービスを選択肢として高齢者に提示する。それゆえ、要介護高齢者にケアマネジャーがどのような介護サービスを提案するかは、要介護高齢者の生活の質を左右する、非常に重要な意味を持ちうると言える。

### 三 研究方法

以下の事例研究では、子とは別居しながら、夫婦いずれもが要介護認定を受けている高齢者世帯を対象とし、夫婦に対してケアマネジャーがどのような介護サービスを提案し、夫婦が何を選択したか、その選択が夫婦2人の生活にどのように影響してきたかを見ていく。それを通じて、介護保険制度が要介護高齢者夫婦に開拓した新たな生活の可能性と、その限界を明らかにする。その際、本研究は、夫婦が協力して夫婦のみの生活を維持していこうとする事例1と、夫婦の一方に負担が集中している事例2を挙げる。

#### 1 調査対象

在宅介護サービスの利用者3名（同居している高齢者夫婦2名と要介護配偶者が入院している高齢者1名）及び担当ケアマネジャー2名。

---

<sup>14</sup> 「『厚生労働大臣が定める回数及び訪問介護』の公布について」厚生労働省、<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12300000-Roukenkyoku/0000205663.pdf> (2019年10月19日アクセス)。

## 2 調査地

広島県東広島市

## 3 調査時期

夫婦のみの世帯：2019年8月9日と9月28日、担当ケアマネジャー：2019年10月2日

配偶者が入院中の単身高齢者世帯：2019年7月2日と9月25日、担当ケアマネジャー：2019年10月3日

## 4 調査項目

要介護状態に至る身体状況の変化と要介護認定後の推移を中心に、ケアプラン作成過程における要介護者とその家族の希望と、ケアマネジャーによるケアプラン提案の内容、最終的なケアプラン及び要介護者によるケア内容への評価についての半構造化インタビューを、その背景となる簡単なライフ・ヒストリーの聞き取りとともに実施した。

高齢者に対する質問：①高齢者の在宅介護サービスの利用契機、②調査当時の介護サービス利用状況、③家族が行った介護内容、④介護保険への評価

担当ケアマネジャーに対する質問：①提案した介護サービスの内容とその理由、②利用者の状況の変化に伴った対応

## 5 倫理配慮

在宅介護サービスの利用者3名、担当ケアマネジャー2名の調査対象者に対し、本研究の趣旨を説明し、「『介護保険制度に関する研究』の説明および同意書」を作成して同意を得た上で、実施した。

## 四 事例

介護サービスは要介護者のニーズに合わせて提供されることが原則であり、要介護者のニーズは、一人ひとりのライフ・ヒストリーに大きく左右される。それゆえ、本稿では、最初に高齢者夫婦の人生の軌跡、次に時系列に沿って、在宅生活の選択、在宅生活を維持していくなかで介護が必要となった契機、そして現在の生活、の順に、高齢者夫婦自身とケアマネジャーとの語りによって介護の現場を再現しながら事例を検討する。

### 1 事例1

調査対象：Aさん、Bさん、担当ケアマネジャー

Aさん 88歳 女 要介護3 (圧迫骨折)

Bさん 91歳 男 要支援2 (脊柱管狭窄症)

Aさん、Bさん夫婦の居住状況：同居中

Aさん、Bさんの子の居住状況：同県内別居

長男 64歳：医師 広島市内在住 配偶者と子3名が同居

長女 60歳： 広島市内在住

#### (1) AさんとBさん(夫婦)の「人生の軌跡」

Aさんは1931年に生まれ、23歳でBさん(当時25歳)と結婚して、子育てや専業主婦をしていた女性である。Bさんは1928年に広島県で生まれた男性で、趣味は将棋である。家業を手伝い、タバコの葉を販売していた。農業学校を卒業した後、家の近くの学校で職員(公務員)となり、25歳の時、Aさんと結婚した。公務員の仕事は58歳までつづけ、その後、測量設計の専門会社に再就職した。再就職後は自宅で野菜を作ったりもした。長男及び長女が就

職で相次いで家を出ていき、しばらく二人暮らしとなったのち、Aさんが圧迫骨折をきっかけに要介護認定を受け入院し、退院後、約10年間デイサービスに通った。Bさんは脊柱管狭窄症が発症して要支援の認定を受け、手術しようとして一時入院したが、結局手術せずに自宅に戻った。

## (2) リスクを抱えつつ、子から離れた現住地で夫婦二人の生活を継続する

Aさんは、病気のため自分の身体を動かすことができなくなってきており、歩行困難、座れない、立てない、物忘れが激しいなどの問題に直面した。Bさんは腰の痛みを抱えながら、食事作りや買い物などを行って、妻の世話をした。長男、長女はいずれも県内に住み、それぞれの家庭を持っている。長男はAさんとBさんを自分の自宅近くと呼び寄せようとしたが、AさんとBさんは、現住地にとどまり夫婦だけで生活する選択をした。

Aさん：「年もあれじゃしね」「腹も何回手術したしね」「私には物をもたれん」「娘はお母さんとお父さんを向こうでみようとじゃけんね、うちに来る言ったらね、前の日に全部いよいよにしといて（いよいよに準備して）、うちに来てもいたしん（難しい）よ。娘と一緒に住むのはできんでしょう、向こうにお父さん、お母さんもおってんじゃけん、難しい」「息子と一緒に住むのはまたいたしかろうよ。嫁さんは3人孫の面倒をばっかりしとるけんね」

Bさん：「妻の面倒を見なきゃ、一人で食事を作る。仕方がない」「息子のところに行ったらね、息子のところは孫3人おるんよ、部屋はね、行ったら狭い、それに、二階に上がらないため、生活が不便になる」「娘はよそにいつちゃった（他家に嫁いだ）からね」

## (3) 介護利用が必要となった場面

表 1 介護サービス受給の経緯

サービス利用の転機となった場面 (時系列)		A さん			B さん		
		要介護度	ケアマネジャーの提案	サービス利用期間	要介護度	ケアマネジャーの提案	サービス利用期間
①	A さんが圧迫骨折から退院	要介護 1	デイサービス (週 3 回)	約 10 年以上	要支援		
②	A さんの症状悪化	要介護 2	ベッド、押し車、手すり	継続中	要支援 2		
③	A さんの短期入院から退院後	要介護 3	調理ヘルパー	5 回利用後、中止			
			訪問看護、訪問リハビリ	約 8 カ月			
④	A さんの長期入院中					デイサービス (週 1 回)	約半年
⑤	A さんの長期入院から退院後	要介護 1	訪問看護、訪問リハビリ	継続中			

(出所) 筆者作成。

## I 場面① A さんが圧迫骨折から退院

B さんがまだ勤めている時、A さんは自宅で骨折して、要介護 1 の認定を受けた。そして自宅での骨折のリスクを避けるため、週に 3 回のデイサービスに 10 年以上にわたって通った。

## II 場面② Aさんの症状悪化

ところが、Aさんは長時間座ることができなくなったためにデイサービスを中止し、既に退職したBさんとともに家にとどまるようになった。ケアマネジャーは、腰が弱いAさんが自宅内で安全に移動することができるようにするため、ベッド、押し車、階段の手摺りなどの福祉用具の利用を提案した。しかし、Aさんは自宅で一人の時に骨折し、その後、入退院の生活を繰り返すことになった。

ケアマネジャー：「デイサービスに通わせるのはしんどいから、デイサービスをやめた。それからは、（介護保険からは）レンタルで押し車、ベッドとかだけだったけど、それから、腰の骨折されちゃったり（なさったり）、圧迫骨折されちゃったりして、また入退院が続いたんです」「外に出られるように階段、立ち上がれるようにベッド、ベンチの隣に手すり、また、安全に歩けるように歩行用具、などの福祉用具を提供した」

## III 場面③ Aさんの短期入院から退院後

Aさんの退院後、腰の痛みがあるBさんが夫婦の食事を準備するのは困難になってきた。ケアマネジャーは、長男、長女の要望も踏まえてAさんの食事支援として調理のヘルパーをすすめ、AさんとBさんは5回ほどヘルパーを利用したが、そののち、ヘルパーの利用をやめた。

ケアマネジャー：「(Aさんが病院から) 帰っちゃって(帰られて)、お父さん一人じゃお食事作りのが難しいということで、ヘルパーがちょっとはいつて使おうになった。また、ご家族の希望もあったんよ、娘さんと嫁さんが今交代でよく来ているんだけど、お父さん一人じゃしんどいだろう、

自分たちもいられない時もあるしということで、さらに、お父さん腰が痛いけん、長い間立っとられん、他のこともあったり、つて言っちゃった（言われた）んで、その間だけで、ヘルパーが入る日だけでも（助かる）」「自分でね、やっぱり買い物に行ったりできるお父さんがやっぱり…。で、お母さんのための介護保険サービスだったから、また自分は自分でしないといけないじゃない？ そういうのがあったり、うまく行かなかった」

Bさん：「（ヘルパーが）ここきて食事を作るのを5回ぐらい利用したが、へたなんよな、美味しくないけんね」「材料を準備してくれといえ、うちもわかるんだね（食材の準備）。両方が一緒にしたらいいね」

Aさんの食事を作るヘルパーはBさんの介護負担を軽減するためのはずであったが、要介護3のAさんの食事は作れても要支援2のBさんの食事を作ることは認められていない。それゆえ、ヘルパーがいてもBさんは自分の食事は作らなければならない。あるいはAさんのために調理された一人分の食事を二人で分け合わなければならない。結局Bさんの介護負担は実質的には軽減されず、食材準備などのコミュニケーションがうまくいかないと、ヘルパーの利用が中止された。そしてBさんは自身の腰の痛みがあるにもかかわらず、再び夫婦の食事を準備することになった。

介護保険制度は要支援者を「個人」として扱うため、高齢者夫婦の場合、夫婦の要介護度が異なると、上に述べたようなちぐはぐなことが起きる。また、介護保険制度による「介護の社会化」は完全な「社会化」ではなく、家族によるインフォーマルケアによって補われた「社会化」である。制度は、先行研究が前提としているように、暗黙に、家族のなかでも子世代による介護を前提としており、したがってインフォーマルケアの担い手もまた要介護高齢者であるということ想定していないといえよう。高齢者夫婦を夫婦として



その介護ニーズを評価し、介護の対象と見る枠組みが制度にないため、要介護高齢者夫婦に不便を強いている。

#### IV 場面④ Aさんの長期入院中

Aさんが入院している間、Bさんが抱える「一人での食事問題」のために、ケアマネジャーはデイサービスをすすめた。Bさんは週に1回デイサービスに通い、趣味の将棋を通して同年代との交流を深め、一人での在宅生活を過ごした。

Bさん：「家は二人じゃろ、お母ちゃんは入院している時、わし一人になったの。一人で飯をたえて（炊いて）、こうやて何をして食べるのをなんじゃけん、介護施設へ来たら、飯はたたらうぜ（炊いてくれる）。迎えに来てくれ、それに飯食わしてくれ。そこに行ったらね、いいよ。始めは知らんけんね、知らん人ばかりじゃけ、だまってるわ、2、3日したら、まあ、お互いに安心するわ、体操したり、ラジオ聞いたり、趣味の時間があってね、わしは将棋をしたいと思って、やってみて、勝つべき人が負けたんよ。勝つポイントを教えて、先生になった。友達がいっぱいできた」

一人暮らしになったBさんは長男のところに行くこともできたが、長男の家庭に面倒をかけたくないと思い、同年代と話すこともでき、また、食事も提供されるデイサービスに通った。そのことによって、Bさんが抱える一人暮らしの不安と寂しさが多少抑えられることになり、Bさん自身の安全確認もでき、別居している子も安心した。つまり、Aさんが入院したことによって、Bさんが一時的に介護者の立場から離れ、要支援者個人として介護サービスの対象となり、その結果、Bさん自身にとって適切な介護サービスの提供を受けることができた。

## V 場面⑤ Aさんの長期入院から退院後

Aさんの退院後、在宅同居生活に戻った。Bさんはデイサービスを中止した。Aさんに「歩行困難」「座るのが難しい」「立ち上がれない」「物忘れ」などの問題があったが、二人の生活が継続できるように、ケアマネジャーは、Aさんにベッド、歩行用具などの福祉用具の継続使用と、注射のための訪問看護、回復のための訪問リハビリを提案した。それらのサービスの利用によって、Aさんは安全な在宅生活がある程度送れるようになった。つまり、Aさんは自身にふさわしい介護サービスを受けることによって、現在の生活に満足している。

ケアマネジャー：「お母さんが注射されているんで、家でしようということ、訪問看護を入れた。また入院中にもリハビリを使用しちゃった（された）ので、やっぱり続けていったほうが、体の動きが、やっぱり家に帰ったら寝るばかりになっちゃったら（なられたら）、二人で生活するうえには、それまでできとったことが、続いていけないと、そういう意味で導入した。結局、最初に本人は嫌だったの、リハビリが。ただ運動だけのリハビリだったから。だけど、今いろいろ手作業をしてくれようてんでん、そういうのが始まって、すごうれしい」

Aさん：「折り紙は嬉しいんよ。あれはいい勉強になるよ。こここうしたがいいの、ああしたがいいの、自分も考えるし、出来上がった、ああいいのができたという喜びもあるしね、案外頭を使う」

ところが、Bさんは、退院後のAさんの介護や見守りを行わなければならなくなったが、腰も痛いし、年も取っていけば、どこまで妻を支えられるか保障できない。結局、二人とも「今の生活がどこまで続けられるか」について深い不安を持っている。

ケアマネジャー：「そういうのいいようになって、お母さんが今は元気になった。台所に座ってってらしい」「ご主人はね、まあ、今でも車に乗ってね、買い物とか通院とか、いけるところはいきようてんだけど、もう庭なんかも自分で全部せんとしようじゃったです、じゃけど、今腰の痛みがあって、手術してもよくなる可能性が保障できないということで、そのまま薬で抑えながら。やっぱりそういうことで徐々に、身体的にもちょっとずつでいかしちゃったね。奥さんのお世話をしなければいけないという責任感もあってじゃし」

Aさん：「お父さんはいい人じゃけん、よくしてくれる。いつでも私が楽になるように言ってくれました」「今の生活がいつまで続くか」

Bさん：「食事（味噌汁とか）はね、わしがつくようる。どうぞ、食べてくださいと。（Aさんが立っておられないため）仕方がない。妻の面倒を見なきゃ」「私も悪くなる、こっちも悪くなる」

Aさんが退院して夫婦での生活に戻ったことで、Bさんは介護サービスの受け手であることを止めざるを得ず、再び介護者に戻ることになった。Aさんにはヘルパーが調理支援し、Bさんはデイサービスを利用して施設で食事をする、という選択肢はもちろんあったであろうが、二人は夫婦として協力して生活していくために、それぞれが「個人」として介護サービスを受けるという選択をせず、ケアマネジャーもそのようなケアプランは提案しなかったと考えられる。個人としてではなく、夫婦として暮らすための介護サービスが制度として用意されていれば、ケアマネジャーは「高齢者夫婦を共に支える介護サービス」を提案できたであろうが、そうすることができないために、夫婦は生活崩壊リスクを感じざるを得なかったのではないかと思われる。

#### (4) 将来、一人になった場合

現在、Aさんは圧迫骨折を抱え、訪問リハビリと訪問看護を利用している。Bさんは脊柱管狭窄症を抱えながら、要介護1となったAさんの介護を行い、食事準備、掃除と洗濯なども行っている。そのほか、掃除と調理のため、長男の妻と長女が週に2、3回訪ねてきて、Aさんの洗濯物、買い物、通院などや入浴介護を行ってくれている。

いつか一人になった時、Aさんは、体が不自由なため、施設に入りたいと考えている。Bさんも、自宅での一人暮らしを長期間続けることはできないと考え、介護施設入所を希望している。二人は子に自分の介護をさせることを考えていない。

Aさん：「これからどうにもならんわね、何にもできんようになったけんね。施設、お宅（ケアマネジャーの所属する介護施設）お願いするかもわからないよね」

Bさん：「一人になったら施設に入るぞ。（自宅では）一人じゃったら、飯たいてこいなね（炊いてくれない、自分で飯を作る）、そりゃ2、3日ならいいわね、先がみえん」

特別養護老人ホームへの入居は要介護度3以上に限定されており、二人が申請した特別養護老人ホームの待機者は、調査の時点で100人以上もいる<sup>15</sup>。こうした現状では、二人が特別養護老人ホームに入居することができる見通しはあまりない。「子世代による介護」を前提に、介護を要する高齢者個人に対する介護サービスを提

---

<sup>15</sup> ケアマネジャーによれば、特別養護老人ホームを複数申請している状況を考慮したとしても、実質な待機者は100人以上である。

供することで介護者を社会的に支援しようとする介護保険制度は、「高齢かつ要支援ないし要介護配偶者による介護」という想定外の現実に直面して、深刻な危機に直面しているようにみえる。夫婦のみの高齢者世帯が増えているなかで、本事例からは、個人としてではなく、互いに助け合う夫婦として介護サービスを考えることが介護の現場から求められているという現状が指摘できる。

## 2 事例2

調査対象：Cさんとケアマネジャー

Cさん 女 85歳 要支援1（腰椎脊柱管狭窄症）

CさんとDさん夫婦の居住状況：Dさん（要介護配偶者・要介護4）が現在認知症専門病院入院中

CさんとDさんの子の居住状況：同敷地内別居

長女61歳：夫と二人暮らし 子2名、孫3名が別居

### (1) CさんとDさんの「人生の軌跡」

Cさんは1934年、広島県で生まれた女性である。38歳の時、海上自衛隊員だったDさん（夫）と現在の場所へ引っ越し、定年まで看護師の仕事をした。Dさんは定年後、電気関係の仕事をしていたが、認知症のため、2年前に入院した。娘は結婚で家を出たが、10年前、両親の住居と同一敷地内で、隣の建物に引越してきた。

現在、Dさんは認知症専門病院に入院しているが、Cさんは週2回の通所リハビリを利用して在宅で一人暮らしをしている。買い物は、主に移動販売を利用するが、たまに長女と一緒に買い物したり、長女からおかずをもらったりしている。

## (2) リスクを抱え、子と同じ敷地内の夫婦二人の生活を継続する

Cさんは腰椎脊柱管狭窄症で腰痛があり、年とともに筋力が徐々に落ちているが、夫であるDさんの認知症が進んできたため、見守りや食事の世話、紙パンツをはかせるなどを負担しなければならなくなった。

長女はその夫と一緒に夫婦で同じ敷地内に住んでおり、Cさんに心理的な安心感を与えていると考えられるが、仕事が多忙で両親を介護する余裕がない状態である。Cさんは娘の生活に負担をかけないように、夫の介護を含め、すべてを自ら担おうとした。

Cさん：「家族は手伝うことができない。勤めているから、自分のところでも掃除もできないくらい忙しいからね」「腰が痛いしね、お医者さんもね、安定が悪いしね、筋力がこう落ちてからね、ふらふらするので、まあ、年齢とともにね、ふらふらしますよというようにね（腰が痛いし、お医者さんも、年齢とともに筋力が落ち、ふらふらするとおっしゃる）」「お父さんは毎年ケガをする」「（Dさんが）自分で着るのは着ようだけど、まあもう、ずっと紙パンツ。お風呂から上がって、紙パンツをはかせるのはしようたですかね（私のはかせていた）、もう、重たいから、背が高いし、よいしょって言って、お風呂のところで座って、私がこうやってね」

## (3) 介護利用が必要となった場面

表2 介護サービス受給の経緯

サービス利用の転機となった場面 (時系列)		Cさん			Dさん		
		要介護度	ケアマネジャーの提案	サービス利用期間	要介護度	ケアマネジャーの提案	サービス利用期間
①	Cさんが腰の手術を行った後	要支援1	通所リハビリ(週1回)	Dさんの入院により中止	要支援1	デイサービス(週1回)	移行
					要介護1	デイサービス(週2回)	移行
②	Dさんの認知症が悪化						デイサービス(週1回)
③	Dさん転落し普通病院入院						
④	Dさんの認知症専門病院転院	通所リハビリ(週1回)	継続中	要介護4			
		実費リハビリ(週1回)	追加・継続中				

(出所) 筆者作成。

## I 場面① Cさんの腰の手術後

Cさんは、腰の手術(腰椎脊柱管狭窄症)をするため、3年前に一カ月入院した。退院する際、医師の意見で、通所リハビリを見学し、週1回の通所リハビリを利用した。

Cさん:「腰椎の手術して、4週間ぐらい入院した。診断してから、ちよっ

とね、運動するためにね、デイサービスに行った方がいいねっていう話からね。誘いが来て見学にいった、いいねって思ってね」「行く方がいいんですよ、家におるより。家におってから運動すればいいんだけどね、運動策（方法）ないし、みんなね、こう歩いて店まで買い物に行ったりしようたんですね、もう歩くのがだんだん嫌になってからデイサービスの迎えが来るからね、いったら、ちょっと話ができるしね」

ケアマネジャーは、Cさんの希望通り、認知症の初期であったDさんと一緒に暮らしていけるように考え、Dさんが要支援1の認定を得られるよう努力し、それを踏まえて二人の自宅生活が維持できるようなケアプランを作った。足腰の痛みや筋力の問題を持っているCさんの不安を取り去るため、認知症のDさんを同時間帯に同事業者のデイサービスに週1回行かせることとしたが、その後、Dさんの認知機能が低下して要介護1認定され、デイサービスを週2回へ増やした。

ケアマネジャー：「認知症のご主人のことを心配しているため、社交的なご主人も利用者と同じ時間帯でデイサービスを利用すれば、利用者（Cさん）の負担が減らせる」

Cさん：「（Dさん）毎年ね、入院するんですよ、ベッドからおちたり、転んだり、血がおちてね（出血してね）。夜中に結構落ちたり、ばあっと血が出るからね」「（Dさんは）物忘れがひどくなり、電車の乗り方がわからなくなるなどのように認知機能が低下し始め、介護保険の区分変更を行った。要介護1と認定され、週2回デイサービスに行くことになった」

それでも、自宅でCさんがDさんの面倒を見切れず、Dさんが転倒したりした。この時期、Dさんの要介護度が低く、またCさ



んについても要支援の判定しか得られていなかったために、夫婦に対しての生活支援型介護サービスが提供できなかった。可能であったのは、夫婦の両方を同時に自宅外に連れていくこと（デイサービス）だけであった。夫婦を総体として考え、その介護能力をも考慮した制度設計になっていれば（例えば夫婦総体で「介護の社会化」の必要性を評価して、介護する配偶者の介護負担を軽減できるような生活支援サービスの提供）、在宅リスクがより効果的にカバーされたのではないかと考えられる。

## II 場面② Dさんの認知症が悪化

Dさんの認知症が悪化してきて、週2回のデイサービスを週1回に減らした。

ケアマネジャー：「外出している時泥棒が自宅に入った、人との付き合いが嫌になるなどの認知症症状が進行してきて、デイサービスに通わせることが難しくなり、デイサービスを週1回にした」

Cさん：「家におった時も、ずっとおむつだったんですけど、そのおむつをやるのがね、力がね、私がするのは大変だったですね」

認知症の進行によってデイサービスの回数を減らしたDさんは、在宅生活の時間が増え、Cさんと一緒の時間も長くなって、Cさんの介護負担がより重くなった結果、二人の在宅生活が破綻に瀕した。

## III 場面③ Dさん転落し普通病院入院

在宅時、Dさんが再びベッドから転落して手首を負傷した。消毒処理などの手当がCさんの手に負えなくなってきたため、ケアマ

ネジャーは、Dさんの入院をすすめた。

ケアマネジャー：「手首にけがしたため、消毒処理、手当を必要とする。自宅に戻ってもいいが、利用者の負担になるから、短期でも入院して看護婦に任せた」

Cさん：「一回入院した時は、動かれんでしょう、それからだんだんこう、暴力的になってからね、お医者さんもこれ以上みられんからって言って」

#### IV 場面④ Dさんの転院後

Dさんは普通の病院へ入院したが、病院での生活に耐えられず、自宅にも戻れない状態のなかで認知症の症状がさらに悪化し、退院を迫られた。やむを得ず、Dさんを認知症専門病院へ転院させた。

ケアマネジャー：「Dさんが入院している間、日常生活、やっぱり治療が目的なんで、生活が単調になってくるんです。生活の変わりがなくて、そこに気になって、家に帰りたいといわれたんですけど先生の許可は出なくて、つづいて認知症がかなり進行してしまって足腰が動けなくなった」

高齢者の長期入院が抑制されている状況の中で、認知症専門病院に入院しているDさんは再度退院を迫られてもおかしくない状態である。それに対してCさんは、ケアマネジャーのすすめによって、実費の通所リハビリと介護保険制度の通所リハビリをそれぞれ週1回利用して、健康や身体機能の回復に努めている。そして、Dさんを最期まで見送ることを目指して、将来もこうした在宅生活を続けていこうと考えている。

Cさん：「私が先に倒れたらもう、困るんですよ。主人はまだ入院してい

るから着替えとか持って行かにや、自分が先に逝ったら娘が困る。それこそ、一日でも私が長生きしてね、お父さんを送っというて」「今のサービスを利用するのは張り合いがあるね」「訪問介護、ヘルパーを利用しながら、なるべく自分でやって今の在宅生活を維持できるように」

ケアマネジャー：「今の生活を応援するために、足の筋力が落ちて、利用者が不安になって、（通所リハビリサービスを）週に2回すすめた」

#### (4) 将来について

Cさんに万が一の状況があったときに備えて、Dさんが介護保険施設に入居できるように、特別養護老人ホームを3カ所申し込んでいる。しかし、調査の時点ではいずれも100人以上が入居待ちしており、いつ入居できるのかわからない。こうした状況のなか、仮にDさんが再び病院から追い出された場合、自宅へ連れ戻す可能性も十分あると考えられる。

Cさん：「Dさんが施設へ入れば、いいですかね、申し込んではおるんですがね、なかなか空きがないですね、順番が来ないからね。もし（病院のほうか）だめなら、ここに戻るしかないね。ここに戻ったら困るね。築50年の部屋を直すのはねもったいないじゃないですか」

ケアマネジャー：「今3つ特別養護老人ホームを申し込んでいるが空きがない。待ち人数100人、150人、180人。複数で申し込んでいるので、実際の人数が100人に行かないが、なかなか回してこない。回ってくる時、亡くなるか、他の病院に長期入院なのか」

トイレすら自分でできなくなったDさんと一緒に自宅での生活を再開するには、階段や手すりなどの自宅改造を行わなければならない。行われたとしても足腰の筋力が落ちているCさんには、排

せつの世話は重い負担となる。

Cさん：「(Dさんが) ずっとその病院におられるかどうかは問題なんですけどね、(もし病院から追い出される時) 家に帰ればいいけど、まだ無理かわからない。家におった時もずっとおむつだったですけどね、そのおむつをやるのがね、力がね、私がするのはね大変だったですね」

ケアマネジャー：「せめてトイレに自分でいけるぐらいになればね、Cさんのところ(負担)が違うんだと思うけど、やっぱり家族の負担がでかいね。排せつの部分だけを減れば、食事とかお風呂とか、Cさんができると思うので、一つだけでも減れば家の生活は支援していけると思うけれど」

Dさんの入院によってCさんが介護サービスの受給者になることができたという構造は、要介護高齢者夫婦の脆弱性を強く示している。当事者たちの不安と同時に、在宅介護という概念そのものが問われる事態が、高齢者夫婦間介護の一般化によって招来されている。

### 3 まとめ

上記の2例では、認知症高齢者を抱えていない高齢者夫婦(事例1)に主に訪問系サービスが提案された一方、認知症高齢者を含む高齢者夫婦(事例2)の場合、介護配偶者が短時間ではあるが要介護認知症配偶者から離れられるように通所系サービスが提案された。いずれにおいても、要介護者を介護する配偶者の介護力が期待されたといえる。しかしながら、介護配偶者の負担は大きく、特に事例2においては、要介護配偶者(Dさん)の要介護度が当初は低かったこともあって、介護する妻(Cさん)を十分に支えることが

できなかった。そのことが要介護配偶者のけが、入院を通じてその認知症を悪化させ、急激な要介護度の上昇をもたらしたが、頼みの綱となるべき特別養護老人ホームへの入所には長い待機が予想されている。

## 五 おわりに

本研究では、高齢者夫婦それぞれの要介護度の変化に応じてケアマネジャーがどのようなサービスを提案し、そのサービスを高齢者夫婦がどう受け止めたかということとともに、それが夫婦のみの高齢者の生活にどう影響してきたかを検討した。その結果、「子世代による介護」を暗黙の前提としている現行制度は、自身も介護を要する「配偶者による介護」という現実に対応しておらず、彼らの介護ニーズに答えられていない状況になっていることが明らかになった。高齢者夫婦をその総体で「介護を要する夫婦」として介護保険サービスの対象とするような制度設計が求められる。

介護保険制度の導入によって、要介護高齢者がケアマネジャーと話し合い、ケアプランの作成やケアマネジメントのプロセスなどを通して、多彩な訪問系サービスや在宅介護サービスを選択肢として在宅生活の継続を考えることができるようになった。この点について、中村・菅原は介護施設への入所はチャイルドレス高齢者が優先されると予想している<sup>16</sup>。それを踏まえると、同居・別居を問わず子のいる高齢者に対して、ケアマネジャーを通じて利用するサービスが、より在宅継続型のものであるであろうとの推測を生じさせるが、これに高齢者自身の、子に負担をかけたくないという思いが重

---

<sup>16</sup> 中村二郎・菅原慎矢「同居率減少という誤解—チャイルドレス高齢者の増加と介護問題」『季刊・社会保障研究』第51巻3・4号（2016年）、355～368ページ。

なることで、ぎりぎりの状況の中で在宅継続のための様々な道筋が模索されてきたといえよう。

訪問介護の利用回数制限などの介護保険サービスの利用制約が強められてきているなか、要介護高齢者夫婦のうち、主に要介護ニーズのより高い配偶者に対して介護サービスを提供せざるを得なくなり、その結果、夫婦二人の在宅生活が破綻するリスクが高まっている。いずれも要介護認定を受けた高齢者夫婦に対しては、二人を総体として扱い、いずれもが介護を受けることのできる介護サービスの設定と提供が求められている。

介護保険制度は、3年に1度の基準見直しを重ねる中で、利用に対する制約を強めてきた。これは、「子世代による介護」により大きく期待する制度への変容であると言わざるを得ない。ところが、夫婦のみの高齢者世帯に介護が必要となった場合、地理的問題や子に迷惑をかけたくないなどの理由があるため、たとえ子がいても子に頼らずに、また夫婦のいずれもが要介護状態であっても夫婦の一方が他方を介護することによって、夫婦二人の生活が維持されている実態が存在する。

高齢者夫婦の双方が要介護認定を受けているが、要介護度が異なっている場合、ケアマネジャーは難しい選択を迫られたのち、結局は本稿の事例が示すように、要介護度の高い者を被介護者、低いものを介護者としてケアプランを立てざるを得ない。しかも、制度が要介護者を「個人」としてしか扱わないため、事例1と事例2に見たように、夫婦が助け合って共同生活を送るための支援をすることで、逆に夫婦を切り離して共同生活を破綻させかねない事態も生んでいる。高齢者夫婦の共同生活が破綻すれば、介護保険制度が目指す、要介護高齢者が家庭で安心して暮らせる状況が失われるのに、である。

そうした制約の中で、ケアマネジャーは要介護高齢者夫婦が利用可能な介護サービスを把握している。要介護者「個人」を対象とした介護サービス体系の中で、ケアマネジャーは夫婦双方の介護ニーズに実際に寄り添い、双方の要介護ニーズを把握したとしても、夫婦2人の生活を支えるようなケアプランを作成できない。つまり、ケアマネジャーが夫婦の共同生活、共同介護を支えるためには、介護保険制度そのものが夫婦の共同生活を支えるように、介護サービス提供の変容が必要である。高齢者夫婦の場合、特に夫婦のいずれもが何らかの要介護認定を得ている場合には、夫婦二人の介護ニーズを十分に考慮した「介護の社会化」が求められているのではないだろうか。制度がそうした介護サービスの提供を備えるようになれば、要介護高齢者夫婦が、ケアマネジャーを通じて、自身の介護ニーズが満たされるサービスの提供を受けることができる。もっとも、こうした制度変革が個人を給付の対象としてきた制度理念にどのような変更を迫ることになるのかは、さらなる検討が必要であろう。

本稿では、限られた条件の下でケアマネジャーを通じて利用したサービスに焦点を当て、要介護高齢者世帯の在宅生活事例を検討してきたが、こうした研究をさらに進めることで、要介護高齢者の抱える問題がより明確になり、改革への展望が開けるものと考ええる。

(寄稿：2020年4月6日、再審：2020年5月25日、採用：2020年6月19日)

# 日本長期照護制度對老年夫婦的影響

— 著眼於被照護者自身的決定 —

何 妨 容

( 廣島大學國際協力研究科開發科學專攻博士生 )

## 【摘要】

本研究通過對老年夫婦的實際調查來考察使用長期照護服務的老年夫婦，在不依靠子女時，是如何滿足自己的照護需求的。感受到在家生活困難性的老年夫婦，嘗試通過長期照護服務管理者的介紹，使用通所型服務和訪問性服務來維持在家生活時，會面臨什麼問題呢？通過對這個問題的探討發現，日本長期照護制度將需要護理的老年人看作是單個的個體，並且默認子女照顧為基本前提，而在此情況之下提供的服務無法滿足老年夫婦的照護需求。這表明將老年夫婦分開以單個人的視角來分配服務的不合理性，並提示長期照護制度需要把老年夫婦看作是一個需要長期照護服務的家庭整體，從而進行製度改革的必要性。

**關鍵字：**長期照護保險制度、高齡者夫婦、居家護理、長期照護服務  
管理者



# **Influence of the Long-Term Care Service on Elderly Couples: Special Attention on the Choice of the Elderlies**

*Fang-Rong He*

Ph.D. Candidate, Graduate School for International Development and Cooperation, Hiroshima University

## **【Abstract】**

This study examines the circumstances in which elderly couples, who require long-term care, are willing to take care of each other through long-term care insurance services, and not through the care of their children generation. The elderly couples who are struggling with care needs, try to maintain their home life by using the day services and by visiting services that are introduced by their care manager. Through this method, what kind of difficulties will they face? These examinations in this paper indicate that the current system separates care recipients as “individuals who require care” and implicitly states that “the children generation will take care of the elderly” do not need care; hence, the care needs of these elderly couples (couples being taken care of by their children) cannot be met. This situation points to the need for institutional reform that should target elderly couples as a family who needs nursing care.

**Keywords:** Long-Term Care Insurance, Elderly Couples, Home Care, Care Manager

## 〈参考文献〉

『介護サービス施設・事業所調査』厚生労働省、2000年～2017年（平成12年～平成29年）。

*Kaigo sabisu sisetu, zigyosyo tyosa [Survey of Institutions and Establishments for Long-term Care]*, Ministry of Health, Labour and Welfare, 2000-2017。

『国民生活基礎調査』厚生労働省、1995年～2018年（平成7年～平成30年）。

*Kokumin seikatu kiso tyosa [Comprehensive Survey of Living Conditions]*, Ministry of Health, Labour and Welfare, 1995-2018。

『社会福祉施設等調査』厚生労働省、2003年～2009年（平成15年～平成21年）。

*Syakai hukusi sisetu to tyosa [Survey of Social Welfare Institutions]*, Ministry of Health, Labour and Welfare, 2003-2009。

「特別養護老人ホームの入所基準変更のご案内 ～原則、要介護3以上に～」厚生労働省、<http://www.wagen.or.jp/shinyokohama/pdf/kijyun.pdf>（2019年10月18日アクセス）。

“Tokubetsu yogo rojin home no nyusyo kijun henko no goannai ~gensoku, youkaigo3 ijyo ni~” [The occupancy introduction of special nursing homes for elderly ~generally who’s nursing care level is 3 and over], Ministry of Health, Labour and Welfare, Accessed on October 18, 2019.

「特別養護老人ホームの『特例入所』に係る国の指針（骨子案）について」厚生労働省、<https://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-12301000-Roukenkyoku-Soumuka/0000052324.pdf>（2019年10月18日アクセス）。

“Tokubetsu yogo rojin home no ‘tokureinyusyo’ ni kakawaru kuni no shishin (koshian) ni tsuite” [A guide of Japan government for the special occupancy of special nursing homes for elderly], Ministry of Health, Labour and Welfare, Accessed on October 18, 2019.

「特養待機36.6万人『要介護2以下』制限で減少」『朝日新聞』2017年3月28日（朝刊）、1面（総合）。

“Tokuyotaiki 36.6 man nin, youkaigo2 ika seigen de gensyo” [Influenced by occupation limitation of Needed Long-Term Care level 2, the population of waiting for special nursing home was decreased to 36.6 million], *Asahi Shimbun*, March 28, 2017, Morning ed., p.1.

「要介護認定に係る制度の概要」厚生労働省、<https://www.mhlw.go.jp/topics/kaigo/nintei/gaiyo1.html>（2019年11月28日アクセス）。

“Yokaigonintei ni kakawaru seido no gaiyo” [Outline of the policy of Certification of Needed Long-Term Care], Ministry of Health, Labour and Welfare, Accessed on November 18, 2019.

「『厚生労働大臣が定める回数及び訪問介護』の公布について」厚生労働省、<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12300000-Roukenkyoku/0000205663.pdf>（2019年10月19日アクセス）。

“Koseiroudo daijin ga sadameru kaisu oyobi houmon kaigo no koufu ni tsuite” [Limitations

of using home visiting service], Ministry of Health, Labour and Welfare, Accessed on October 19, 2019.

遠藤久夫・山田篤裕「介護保険の利用実態と介護サービスの公平性に関する研究」『医療経済研究』第19巻第2号（2007年）、147～167ページ。

Endo, Hisao, Yamada, Atsuhiko, “Kaigohoken no riyou jittai to kaigo sabisu no kouheisei ni kansuru kenkyu” [The equity of the long-term care insurance in Japan], *Japanese journal of health economics & policy*, Vol.19, No.2, 2007, pp.147-167.

菅万里・梶谷真也「公的介護保険は家族介護者の介護時間を減少させたのか？—社会生活基本調査匿名データを用いた検証」『経済研究』第65巻第4号（2014年）、345～361ページ。

Kan, Mari, Kajitani, Shinya, “Koteki kaigohoken ha kazokukaigosya no kaigojikan wo gensyo saseru no ka? ~syakai seikatu kihon tyosa deta wo motiita kensyo” [The Impact of Public Long-term Care Insurance on Time Spent on Informal Care among At-home Care givers : Findings from Japanese Micro Data], *Journal of Economic research*, Vol.65, No.4, 2014, pp.345-361.

佐藤幹也・田宮菜奈子・伊藤智子・高橋秀人・野口晴子「全国の介護保険レセプトを用いた在宅介護のフォーマルケア時間推計」『日本公衆衛生雑誌』第66巻第6号、（2019）、287～294ページ。

Sato, Mikiya, Tamiya, Nanako, ITO, Satoko, Takahashi, Hideto, Noguchi, Haruko, “Zenkoku no kaigohoken reseputo wo motiita zaitakukaigo no fomarukea jikansuikeri” [Estimation of duration of formal long-term care among frail elderly people in Japanese communities using national long-term care insurance claims records], *Japanese Journal of Public Health*, Vol.66, No.6, 2019, pp.278-294.

中村二郎・菅原慎矢「同居率減少という誤解—チャイルドレス高齢者の増加と介護問題」『季刊・社会保障研究』第51巻3・4号（2016年）、355～368ページ。

Nakamura, Jiro, Sugawara, Shinya, “Doukyoritsu gensyo toiu gokai-tyairudoresu koureisya no zouka to kaigomondai” [A Fullay of a Decreasing Rate of Parents-Children Coresidence: Increase of Childless Elders and their Long-Term Care in Japan], *Kikan The quarterly of social security research*, Vol.51, No. 3・4, 2016, pp. 355-368.

Shinya Sugawara, Jiro Nakamura, “Can formal elderly care stimulate female labor supply The Japanese experience”, *Journal of The Japanese and International Economies*, Vol.34, 2014, pp.98-115.



# 「中国の特色あるリベラルな国際秩序」？ 習近平政権による人権外交と 「人類運命共同体」のリンケージ

山崎周

(青山学院大学総合研究所助手)

## 【要約】

本稿は、習近平政権下の中国による人権外交とグローバル・ガバナンスの理念である「人類運命共同体」のリンケージについての考察を行う。2017年以降、中国は、国連人権理事会（UNHRC）の決議の中に「人類運命共同体」の文言を盛り込むための外交活動を活発化させている。マクロな視点から見ると、この背景には、中国のような台頭する大国が国内秩序と国際秩序の在り方を合致させようとするダイナミズムがあり、そのために中国は人権外交を加速させている。中国政治の文脈からすると、「人類運命共同体」は習近平個人の政治的な権威や威信にも関わる性質を帯びていることから、中国政府にはその理念を習のレガシーとして残す意向を国内外に向けてアピールしたい思惑もある。

今後の中国は、冷戦後のリベラルな国際秩序の改革を目指していくことになるだろう。本稿の議論からは、中国が「中国の特色あるリベラルな国際秩序」の構築を試みるシナリオを想定することができる。

キーワード：人権、人類運命共同体（人類命運共同體）、グローバル・ガバナンス、国連人権理事会（UNHRC）、リベラルな国際秩序

## 一 はじめに

習近平政権の発足以降の中国は、グローバル・ガバナンスへの取り組みを強化する姿勢をこれまで以上に見せるようになってきている。グローバル・ガバナンスへの関与自体は、以前から政策上重視されてきた。例えば、習近平政権以前の時代においても、中国は世界経済の課題や国連を中心とした集団安全保障体制に関わる問題、あるいは気候変動問題といったグローバル・ガバナンスの分野に関与していた<sup>1</sup>。それでも、習近平政権になってからの中国が、グローバル・ガバナンスを重視する方針をより高く掲げるようになってきていることもまた確かである。とりわけ、2015年9月に習近平が第70回国連総会で行った演説後から、「人類運命共同体（人類命運共同体）」が中国のグローバル・ガバナンス政策における新たなキーワードとして現出したことは注目に値する<sup>2</sup>。この「人類運命共同体」の重要性を更に象徴するのは、2018年3月の第13期全国人民代表大会において憲法改正が決定された際、その前文に「人類運命共同体」が追加されることが承認され、実際に明記された出来事であった<sup>3</sup>。

グローバル・ガバナンスにおいて、人権問題は中心的な課題であるが、新興国でもある中国にとり、人権問題は自国の国内政治体制

---

<sup>1</sup> 太田宏「グローバル・ガバナンスと中国：胡錦濤時代と国際公共財のガバナンス」平成24年度中国研究プロジェクト『政権交代期の中国：胡錦濤時代の総括と習近平時代の展望』（日本国際問題研究所、2013年）、113～134ページ。

<sup>2</sup> 習近平『習近平国政運営を語る 第二巻』（外文出版社、2018年）、577～583ページ。

<sup>3</sup> 「中華人民共和國憲法」中華人民共和國中央人民政府、2018年3月22日、[http://www.gov.cn/guoqing/2018-03/22/content\\_5276318.htm](http://www.gov.cn/guoqing/2018-03/22/content_5276318.htm)。

の安定や正当性を脅かしかねないイシューでもある<sup>4</sup>。1989年6月の天安門事件の後から、米国が中国共産党を頂点とする社会主義体制を瓦解させるために、人権問題を政治的に利用するようになったと中国側は認識するようになったことから、中国共産党にとって人権問題は安全保障上の脅威になった<sup>5</sup>。今日においても、米国が人権問題を利用して自国の発展を阻害し、体制を脅かそうとしているという中国側の基本認識は変わっておらず<sup>6</sup>、2019年になってから先鋭化した香港問題についても、中国は米国が人権を口実としながら自国への内政干渉を図り、対中封じ込めを狙っていると糾弾している<sup>7</sup>。また、2000年代後半からの中国は、自らの台頭によって自信を深めたこともあり、他国からの人権状況の改善に関する要求に反発を強めるようになっただけでなく、国内の人権活動家や弁護士にも強圧的な措置をとるようになるなど、国際的な人権レジームに抵抗する動きを見せるようになってきた経緯がある<sup>8</sup>。

他方、中国の人権に対する認識は静的なものではなく、そこには変化も生じてきた。中国共産党の機関紙『人民日報』の1989年から2015年までの記事をデータ分析した研究によると、1990年代か

---

<sup>4</sup> 納家政嗣「新興国台頭とグローバル・ガバナンス」平成23年度外務省国際問題調査研究・提言事業『新興国の台頭とグローバル・ガバナンスの将来』（日本国際問題研究所、2012年）、10～11ページ。

<sup>5</sup> Denny Roy, “Human Rights as a National Security Threat: The Case of the PRC,” *Issues and Studies*, Vol. 32, No. 2 (February 1996), pp. 65–81.

<sup>6</sup> 「外交部、人権問題を用いた中国の発展への米国の妨害は徒労に終わる」『人民網（日文版）』2016年4月15日、<http://j.people.com.cn/n3/2016/0415/c94474-9045148.html>。

<sup>7</sup> 新華社評論員「美國霸權只會讓我們更加衆志成城」『新華網』2019年12月4日、[http://www.xinhuanet.com/2019-12/04/c\\_1125308501.htm](http://www.xinhuanet.com/2019-12/04/c_1125308501.htm)。

<sup>8</sup> 吉川純恵『中国の大国外交への道のり：国際機関への対応をめぐる』（勁草書房、2017年）、129～131ページ。

ら 2000 年代初頭の江沢民時代を通じて、中国政府は人権を自らの体制にとっての脅威と捉えていたことから、その概念をネガティブな意味合いを持つものとして非難する傾向が強かった。しかし、胡錦濤政権時代に移ると、人権は中国共産党が執政政党として自国民に保証する権利として、党及び政府の統治能力を宣伝する上で使われる概念となった。それに加え、この時期から、人権とグローバル・ガバナンスとの関係性についても論じられるようになったのである<sup>9</sup>。ソフト・パワーの向上にも力点を置くようになった胡錦濤政権時代から、中国は人権に関わる外交活動を本格化させるようになったと言える<sup>10</sup>。

そして、以下で論じるように、近年の習近平政権下の中国は、人権分野での外交活動を従来にも増して活発に行うようになってきているのである。それでは、なぜ、習近平政権下の中国は人権外交を活性化させるようになったのであろうか。

本稿では、2017 年以降の国連人権理事会（UNHRC）における中国の動向を主な分析対象としながら、最近の中国による人権外交に関する考察を行う。とりわけ、2017 年から、中国の人権外交がグローバル・ガバナンスの新しい理念である「人類運命共同体」と結びつくようになった事実に着目する。「人類運命共同体」は、習近平政権の対外政策の理念として最も強調されているものの 1 つである。しかしながら、これまでの中国による人権外交の分析においては、中国の人権外交と「人類運命共同体」の関係性について十分な

---

<sup>9</sup> Titus C. Chen and Chia-Hao Hsu, “Double Speaking Human Rights: Analyzing Human Rights Conception in Chinese Politics (1989–2015),” *Journal of Contemporary China*, Vol. 27, No. 112 (February 2018), pp. 534–553.

<sup>10</sup> Sheng Ding, “Is Human Rights the Achilles’ Heel of Chinese Soft Power?” *Asian Perspective*, Vol. 36, No. 4 (October–December 2012), pp. 641–665.



考察がなされてはいない<sup>11</sup>。したがって、以下では、中国による人権外交と「人類運命共同体」のリンケージを明瞭にしつつ、近年の中国が UNHRC での活動に傾注するようになった動機やメカニズムを解明していくことにする。

なお、本稿の議論を進めていく前に、中国による「人権外交」とは何かを定義すべきであると考えられる。端的に言えば、中国が主張する人権とは、個人ではなく社会全体を優先にしながら、政府がトップ・ダウン形式で自国民に与える権利であり、西欧諸国における人権の概念とは大きく異なるものである<sup>12</sup>。以下では、西欧諸国とは異なる人権の概念を国際的に普及させるために中国が行う二国間または多国間の枠組みにおける外交的な取り組みを同国による「人権外交」の定義とする。

簡潔に本稿の議論をまとめると、国際関係のダイナミズム及び国内政治の文脈を背景としながら、近年の中国は主として UNHRC での人権外交を以前と比べて一段と能動的に推進するようになっていく。また、本稿の議論からは、将来の「中国の特色あるリベラルな国際秩序」の形成についての示唆を得ることができる。

本稿は、この冒頭部と最後の結論部を除く次の4部構成になっている。第2節においては、習近平政権下の中国が人権外交を強化している理由を明らかにする。第3節は、最近の中国が国内外に向け

---

<sup>11</sup> 例えば、後記のテッド・ピッコネ (Ted Piccone) は、中国の UNHRC における最近の活動に焦点を当てつつ、同国が「人類運命共同体」を打ち出すようになったことにも言及しているが、「人類運命共同体」の理念が UNHRC で強調されるようになったことを分析対象の重点にはしていない。Ted Piccone, *China's Long Game on Human Rights at the United Nations* (Washington D. C.: The Brookings Institution, 2018).

<sup>12</sup> 吉川純恵、前掲書、111～114 ページ。

て人権問題に取り組む姿勢を見せていることを示す概要である。第4節では、中国の人権外交と「人類運命共同体」のリンケージについて説明する。第5節において、2017年以降の UNHRC における活動を取り上げながら、中国の人権外交と「人類運命共同体」のリンケージに関する経緯を確認する。結論部では、「中国の特色あるリベラルな国際秩序」について論及したい。

## 二 習近平政権が人権外交を加速化させる諸要因

2017年頃から、習近平政権下の中国が UNHRC における人権外交を活発化させるようになったことが国際的な関心を集めている。テッド・ピッコーネは、2016年から2018年までの UNHRC における中国やその他の加盟国の投票行動を分析した。ピッコーネは、習近平が最高指導者になってからの中国が UNHRC で自国の主張を強めるようになっており、そのことは同国が国際的な人権のシステムのルールを再形成しようとするようになってきている表れであると論じている。近時の中国は、以前と違って人権問題において防戦一方ではなく、むしろ能動的に人権の再解釈を行い、自らの経済的な影響力を活用しながら各国に対して硬軟のアプローチを駆使するようになっていとも述べている<sup>13</sup>。リンゼイ・メイズランド (Lindsay Maizland) も、習近平政権になって以来、中国が UNHRC などでの外交活動を活発化させ、他の権威主義的な体制を敷く国家からの賛同を取り付けつつ、自国内における人権侵害を繰り返し行っていると警鐘を鳴らしている<sup>14</sup>。国際危機グループ (International Crisis

---

<sup>13</sup> Ted Piccone, *China's Long Game on Human Rights at the United Nations*.

<sup>14</sup> Lindsay Maizland, "Is China Undermining Human Rights at the United Nations?" *Council on Foreign Relations*, July 9, 2019, <https://www.cfr.org/in-brief/>

Group) も、UNHRC における中国の活動が近年になって活発化していることを指摘している<sup>15</sup>。それと同様、やはりヒューマン・ライツ・ウォッチ (Human Rights Watch) も、2017年以降の中国が UNHRC など自国に対する批判を抑えるために様々な妨害活動や対外宣伝を行うようになっている現状を報告している<sup>16</sup>。

習近平政権が人権外交を加速化させるようになった理由については、以下の4つを挙げることができよう。

一点目は、大国としてのパワーや地位の向上、自信の深まりである。習近平政権になってから、中国国内の人権状況の更なる悪化が指摘されるようになってきている。それにもかかわらず、中国政府は国内での人権弾圧を強めているが、その背景には大国としての台頭がある。習近平政権下の中国は、自国のパワーや国際的な地位の高まりを自信としながら、人権問題に関する他国からの批判を押しつけ、あくまで中国共産党による政治体制維持を最優先にし、国内で強権的な統治を推し進めている。他方で、国際レジームや他国との間での人権外交を同時並行的に行いながら、大国としての地位を自負する中国が西側諸国からの圧力に抗っている現実がある<sup>17</sup>。また、2018年6月の米国のドナルド・トランプ (Donald Trump) 政権による UNHRC 脱退は、人権問題における中国の影響力を高める

---

china-undermining-human-rights-united-nations.

<sup>15</sup> International Crisis Group, *Council of Despair? The Fragmentation of UN Diplomacy* (New York/Brussels: International Crisis Group, 2019), p. 8.

<sup>16</sup> Human Rights Watch, *The Costs of International Advocacy: China's Interference in United Nations Human Rights Mechanism* (New York: Human Rights Watch, 2017).

<sup>17</sup> Rana Siu Inboden, "Human Rights under Xi Jinping," in Hoo Tiang Boon ed., *Chinese Foreign Policy under Xi* (New York: Routledge, 2018), pp. 174-188.

結果につながったという見解もある<sup>18</sup>。

二点目は、中国の主張する人権が経済的な発展によって担保されるという論理である。中国政府は、貧困からの脱却が優先すべき課題であり、生存権と発展権こそが最重要な人権であるとしている。発展を遂げることによってはじめて、経済、社会、文化的な権利が各人にもたらされることになる。つまり、発展すればするほど中国の人権状況は向上するという論理が出来上がる。また、その論理に基づけば、発展を遂げてきた中国の国内人権状況の改善を対外的に正当化できることになる。発展権や生存権こそが最大の人権という前提からすれば、経済大国となった習近平政権下の中国は、自国の人権状況やその概念を他国に対しても高唱できる。例えば、2016年12月に国務院が刊行した『発展権：中国の理念、実践と貢献』という政府白書の内容は、まさにこのような中国の人権に対する考えを反映しており<sup>19</sup>、後述の2019年9月に出された『人民のための幸福の追求：新中国の人権事業発展の70年（為人民謀幸福：新中國人權事業發展70年）』と題する政府白書においても、やはり同様の主張が繰り返されている<sup>20</sup>。

三点目は、世界的に国際秩序が揺らいでいるという懸念が広まっていることから、新しい国際秩序のヴィジョンを提示する上での好機が到来しているという認識である。王毅国務委員兼外交部長は、

---

<sup>18</sup> Kristine Lee, “Coming Soon to the United Nations: Chinese Leadership and Authoritarian Values,” *Foreign Affairs*, September 16, 2019, <https://www.foreignaffairs.com/articles/china/2019-09-16/coming-soon-united-nations-chinese-leadership-and-authoritarian-values>.

<sup>19</sup> 「発展権：中國的理念、實踐與貢獻」中華人民共和國中央人民政府、2016年12月1日、[http://www.gov.cn/zhengce/2016-12/01/content\\_5141177.htm](http://www.gov.cn/zhengce/2016-12/01/content_5141177.htm)。

<sup>20</sup> 「為人民謀幸福：新中國人權事業發展70年」中華人民共和國國務院新聞辦公室、2019年9月、<https://www.scio.gov.cn/zfbps/32832/Document/1665072.htm>。

世界経済の低迷や国際情勢の不安定化のため、新たな政治的なリーダーシップや行動が求められるようになっており、中国はグローバル・ガバナンスに貢献し、様々な問題の解決に向けた取り組みに携わることができるとする。そして、2017年1月の習近平による「人類運命共同体」構築の提唱は、まさにそのような国家間での協力やグローバル・ガバナンスの方向性を示したものであると述べているように、中国は国際秩序に関する新しいヴィジョンを提示しようと試みるようになってきている<sup>21</sup>。

四点目は、人権問題に纏わる先進国と途上国の間で生じている摩擦である。中国は、先進国と途上国との間で人権を巡る認識の齟齬などがあり、自国の立場は途上国のそれと同様であることから、人権問題において途上国側に与する姿勢を見せてきた<sup>22</sup>。2018年9月に行われた中国・アフリカ協力フォーラム（FOCAC）で出された『北京行動計画（2019-2021年）』では、国連の場などにおける両者の人権問題に関する国際的な協力の推進がうたわれており、中国がアフリカ諸国と人権問題で足並みを揃える姿勢が再確認されている<sup>23</sup>。

これら4つの要因が重なり合うことによって、習近平政権下の中国が人権外交を推し進めるようになってきていると言える。

---

<sup>21</sup> 王毅「進入新時代的中國外交：開啓新航程 展現新氣象」『國際問題研究』（北京）第1期（2018年）、頁2～3。

<sup>22</sup> 中国が先進国と途上国との間での人権についての問題をどのように見ているのかについては、例えば次のものがある。「發展中國家與西方國家在人權問題上有哪些主要分歧？」『中國人權』2014年6月12日、[http://www.humanrights.cn/html/2014/rqzs\\_0612/498.html](http://www.humanrights.cn/html/2014/rqzs_0612/498.html)。

<sup>23</sup> 「中非合作論壇：北京行動計劃（2019-2021年）」中非合作論壇、2018年9月5日、<https://www.focac.org/chn/zywx/zywj/t1592247.htm>。

### 三 習近平政権と中国の人権をめぐる国内外の動向

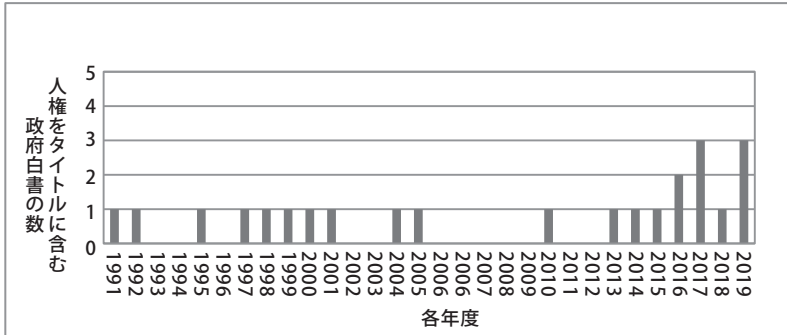
習近平政権による人権問題への取り組み重視は、国務院が刊行する政府白書から把握することができる。1991年以降、国務院は政府白書を刊行するようになったが、1991年に刊行された最初のもは、中国における人権状況に関する内容であった<sup>24</sup>。このことは、天安門事件後当時の中国政府が人権問題に機敏であっただけではなく、同問題の政策上の優先順位が極めて高かったことを意味している。

では、習近平政権は人権に関する政策をどのようにして重視しているのだろうか。図1が表しているように、江沢民及び胡錦濤政権下の1991年から2012年までの間、人権をタイトルに含む政府白書は合計で11件刊行された。しかし、習近平が国家主席に就任した2013年以降、毎年人権をタイトルに含む政府白書が刊行されるようになってきている。1991年以降の計22個の人権をタイトルに含む白書のうち、実に半数の11個が習近平政権になってから刊行されているのである。このことから、習近平政権が国内外に向けて、中国の人権状況や政府による取り組みを積極的に周知しようとするようになってきていることが分かる。近年においては、中国語版に加えて英語版の政府白書も刊行されるようになっており、中国国内の人権状況についての対外発信体制が補強されている。

---

<sup>24</sup> 「中國的人權狀況」中華人民共和國國務院新聞辦公室、2000年1月20日、<https://www.scio.gov.cn/zfbps/ndhf/1991/Document/308017/308017.htm>。

図1 人権をタイトルに含む国務院の政府白書の数



(出典) 中華人民共和國國務院新聞辦公室、<https://www.scio.gov.cn/zfbps/>、2020年2月8日時点。

対外政策面においても、習近平政権下の中国は人権外交を推進しており、その成果を国内外に誇示している。その好例は、2018年2月に出版された『中国の人権の新たな成果（2012-2017）（中国人権新成就）』である。同書は、外交部国際局が主編者を務めていることや外交部傘下の世界知識出版社から刊行されていることから、外交部が主体となって企画されたと見られる。また、同書には、王毅外交部長が序言を寄せており、習近平が中国共産党総書記に就任した2012年から2017年までの間の「中国の特色ある人権の発展の道」の成果を強調している<sup>25</sup>。それに加え、習近平が提起した「人類運命共同体」が国際社会で広範な支持を得ただけではなく、UNHRCで2度にわたって他国による中国の内政干渉の企てを阻止し、2012年から2017年までの間に20カ国以上の国と50回余

<sup>25</sup> 王毅「沿着中國特色人権發展道路繼續前進：『中國人権新成就（2012-2017）』序言」中華人民共和國外交部国際局主編『中國人権新成就（2012-2017）』（北京：世界知識出版社、2018年）、頁1～13。

りの人権対話などの成果を挙げたと記しながら、それらを外交的な業績として挙げている<sup>26</sup>。なお、同書には、中国共産党幹部や中央政府の部長級の高官からも中国の人権に関連する論文が寄稿されており、同国が一体となって人権への取り組みを実施していることが強調されている<sup>27</sup>。

習近平政権下の国内人権状況を宣伝する上での集大成とも言える公式の文書が、上述の2019年9月に発表された『人民のための幸福の追求：新中国の人権事業発展の70年』である。題名の通り、同白書は、1949年建国以来の中国の人権問題への取り組みとその成果を自賛する内容である。この中では、中国の人権状況の改善に関する歴史に関して、第1期の1949年の建国以降、第2期の1970年代末の改革開放以降、そして第3期として習近平が最高指導者に就任した2012年の中国共産党第18回全国代表大会以降という3つの区分が行われているが、そこからは、習近平政権下において国内の人権状況に目覚ましい進歩があったというメッセージを誇示したい思惑が見受けられる。また、従来 of 主張を踏襲した形で、生存権と発展権こそが最も重要な人権であり、特に人権を実現する上での最大の障害は貧困であることから、貧困を克服して生存を確保し、国内での発展を遂げることによって、はじめて自国民に各種の権利

---

<sup>26</sup> 同上、頁3。

<sup>27</sup> 本書の執筆に携わっているのは、次の中国共産党及び政府組織などであり、近年の中国が人権を重視する姿勢を体現している。最高人民法院、最高人民検察院、中国共産党中央委員会宣伝部、統一戦線工作部、全国人民代表大会常務委員会法制工作委員会、外交部、教育部、工業和信息化部、国家民族事務委員会、公安部、民政部、人力資源和社会保障部、環境保護部、住房和城郷建設部、国家衛生和計画生育委員会、国家宗教事務局、国家信訪局、國務院扶貧開發領導小組弁公室、中華全国総工会、中華全国婦女連合会、中華残疾人連合会、中国社会組織国際交流協調管理弁公室、中国蔵学研究中心。



を保障できるようになるという中国政府の主張が改めて強調されている。更に、近年、「人類運命共同体」の理念に対しては国際社会から多くの反響があり、何度となく UNHRC などの決議の中に「人類運命共同体」が盛り込まれるようになったとの記述もある<sup>28</sup>。

実際の人権外交においても、中国が他国からの批判を封じ込めることに成功しているとも言える事例がある。2018年になってから再燃したウイグル問題については、トルコを例外として、中国はアラブ諸国から批判を受けていない。そのトルコによる批判も一時的かつ抑制的であり、西側諸国と比較すると、総体としてアラブ諸国の中国に対する姿勢は厳しいものではない。アラブ諸国の多くの国民がウイグル族と同様にイスラム教を信奉しているにもかかわらず、中国への非難が勢いを欠く背景には、アラブ諸国が中国との外交や経済関係を再優先にしている事情がある。そのことは、中国による対外政策上のアプローチが効果を発揮していることを示している<sup>29</sup>。この事例は、中国が人権問題で西側諸国から圧力を受けやすい一方、途上国からは批判されにくい構造の象徴であろう。

以下で論述するように、2017年以来、中国の人権外交は「人類運命共同体」というグローバル・ガバナンスに関する言説と結びつくようになってきている。中国による人権外交は、新しい段階に入ったとも言える。

---

<sup>28</sup> 「為人民謀幸福：新中國人權事業發展70年」中華人民共和國國務院新聞辦公室。

<sup>29</sup> Roie Yellinek, “Islamic Countries Engage with China against the Background of Repression in Xinjiang,” *China Brief*, Vol. 19, No. 5 (March 2019).

## 四 中国による人権外交と「人類運命共同体」のリンケージ

習近平政権になり、中国は新しいグローバル・ガバナンスの理念として「人類運命共同体」を打ち出すようになった。その理念の一部である「運命共同体」という表現自体は目新しいものではなく、既に胡錦濤政権時代に用いられていた他、2013年の時点で習近平自身が言及したこともある<sup>30</sup>。

「人類運命共同体」が大々的に喧伝されるようになった発端は、2015年9月の第70回国連総会における習近平による演説であった。「人類運命共同体」の中身は非常に曖昧である一方、その言葉は、中国がグローバル・ガバナンスに深く関与する意向を表している。それと同時に、「人類運命共同体」は、途上国の首脳との会談の際や国際機関の場で言及される傾向にあり、特に途上国との関係を念頭に置きながら、中国は「人類運命共同体」をスローガンとして選択的に用いている。そのことは、先進国よりも、途上国との間の方が国際的に協力できる共通点を多く有しているという中国側の見方を反映していよう<sup>31</sup>。

更に、「人類運命共同体」には、中国が自国内の規範や価値を国際秩序に投影させる意図も包摂されている。中国のグローバル・ガバナンスに対する考えと内政面での理念は一致していることから、中国のグローバル・ガバナンスへの関与は、同国の内政面における

---

<sup>30</sup> Denghua Zhang, “The Concept of ‘Community of Common Destiny’ in China’s Diplomacy: Meaning, Motives and Implications,” *Asia & the Pacific Policy Studies*, Vol. 5, No. 2 (May 2018), p. 197.

<sup>31</sup> *Ibid.*, pp. 198-199.

理念を国際社会にまで延伸させることを意味するのである<sup>32</sup>。グローバル・ガバナンスの理念としての「人類運命共同体」の登場は、熾烈な大国間競争という環境の下で、自国内部の規範を国際秩序にまで投影させ、国際秩序と国内秩序の在り方を合致させようとする台頭国 (rising power) の行動パターンと軌を一にする<sup>33</sup>。中国が自ら解釈した人権を国際的に普及させようという狙いは、そのようなマクロな観点から理解することができる。

そして、人権外交と「人類運命共同体」のリンケージは、2017年前後から見られるようになった。既述の2016年に刊行された『発展権：中国の理念、実践と貢献』の中では、生存権と発展権こそが最重要な基本的人権であるとされ、また貧困が人権を実現する上で最大の障害と位置付けられた。それだけではなく、この政府白書においては、人権問題に関連した文脈で「人類運命共同体」を構築する方針が初めて明記され、それ以降の人権に関する政府白書でも、「人類運命共同体」の構築が継続的に言及されるようになる<sup>34</sup>。

その上、2017年1月に習近平が国連欧州本部で行った「共に人類の運命共同体を築こう」という演説の後から、中国は「人類運命共同体」を殊更にアピールするようになるが、これを機として、中国による人権外交と「人類運命共同体」が本格的に組み合わされることになった。実際にその演説の中で、習は、人権が「人類運命共

---

<sup>32</sup> 阮宗澤「構建人類運共同體助力中國戰略機遇期」『國際問題研究』（北京）第1期（2018年）、頁19。

<sup>33</sup> Charles A. Kupchan, “Unpacking Hegemony: The Social Foundations of Hierarchical Order,” in G. John Ikenberry ed., *Power, Order, and Change in World Politics* (Cambridge; Cambridge University Press, 2014), pp. 19–60.

<sup>34</sup> 「発展権：中國の理念、實踐與貢獻」中華人民共和國中央人民政府。

「共同体」の中の1つの構成要素であることを明言しているのである。習は、「中国は自国の国情の発展に符合する道を歩むことを堅持し、常に人民の権利を最優先に、絶えず人権を促進、保護している。中国は十三億余りの人口の衣食の問題を解決し、七億余りの人口を貧困から脱却させたが、これは世界人権事業に対する大きな貢献である<sup>35</sup>」ことを強調して、発展こそが同国にとっての人権の核心であることを改めて教示したのであった。この演説をきっかけとして、人権外交と「人類運命共同体」のリンケージが顕著になったのである。

事実、その翌2月には、後にも言及する王毅外交部長による論文「共に人権を促進及び保護し、手を携えて人類運命共同体を構築しよう」が『人民日報』紙上に掲載されたように<sup>36</sup>、既述の2017年の習近平による演説以後、中国による人権外交と「人類運命共同体」のリンケージが明白になる。

以上のように、2017年に入ってから、中国の人権外交と「人類運命共同体」が結びつくようになった。次節では、主に2017年からのUNHRCにおける中国の活動に焦点を当てつつ、同国が人権外交と「人類運命共同体」のリンケージを試みるようになった経緯を探る。

---

<sup>35</sup> 習近平、前掲書、頁606。

<sup>36</sup> 王毅「共同促進と保護人権 攜手構建人類運命共同體」『人民日報 國內版』（北京）、2017年2月27日、頁21。

## 五 2017年以降の UNHRC における中国の人権外交と「人類運命共同体」

2017年2月10日、第55回国連社会開発委員会（ECOSOC）の会議で、アフリカの発展に関する決議が全会一致で通過したが、その中に「人類運命共同体」の構築についての文言が入った。国連関連の組織の決議の中で「人類運命共同体」が盛り込まれたのは、これが初めてであった。『人民日報』は、この決議を受けて、同年1月の国連欧州本部における習近平の演説以降、「人類運命共同体」が理念として国際社会で幅広く認知されるようになっただけではなく、ECOSOCの決議の中に「人類運命共同体」が明記されたことは、中国のグローバル・ガバナンスへの大きな貢献を示していると報じたのであった<sup>37</sup>。表1の通り、これ以降の中国は、国連関連の組織の決議の中に「人類運命共同体」の文言が明記されたと強調しながら、そのことを国内外に喧伝する態勢をとるようになる。

---

<sup>37</sup> 李秉新、殷森「『構建人類運命共同體』首次寫入聯合國決議」『人民日報 國內版』（北京）、2017年2月12日、頁3。

表1 中国が「人類運命共同体」を盛り込んだとする国連関連の組織の決議

組織名	決議名（採択年月）
国連社会開発委員会 (ECOSOC)	「アフリカの発展のための新しいパートナーシップの社会的側面」(2017年2月)
国連安全保障理事会	「安全保障理事会決議2344」(2017年3月)
国連人権理事会 (UNHRC)	「経済的、社会的及び文化的権利」(2017年3月)
UNHRC	「食糧の権利」(2017年3月)
UNHRC	「全ての人権を享有することにおける発展の貢献」(2017年6月)
UNHRC	「人権分野における相互互恵的な協力の促進」(2018年3月)
UNHRC	「全ての人権を享有することにおける発展の貢献」(2019年7月)

出典：本節の脚注内の各 URL を参照（2020年1月10日までの時点）。

続いて、2月27日には、前出の『人民日報』上に掲載された王毅外交部長による論文が発表された。その題名が「共に人権を促進及び保護し、手を携えて人類運命共同体を構築しよう」とされているように、前月の習近平による演説の重要性を踏まえ、「人類運命共同体」を人権やグローバル・ガバナンスにおける中心的な理念と定める方針が確認された内容であった。その上、中国が人権分野において重要な役割を果たす国家であることを論じ、同国の今までの人権事業における功績を自ら称えて、中国が人権外交やグローバル・ガバナンス政策を一層推進することを表明している<sup>38</sup>。なお、この

<sup>38</sup> 王毅、前掲資料「共同促進と保護人権 攜手構建人類運命共同体」『人民日報 国内版』、頁21。

2月27日は、UNHRC第34回会議がジュネーブで始まるタイミングと重なっていたことから、王毅による論文は、この後から中国がUNHRCで「人類運命共同体」を強調し始めることを示唆するものであった。

その直後の3月1日、UNHRC第34回会議で中国の馬朝旭大使が、140カ国を代表するという体裁で「人権を促進、擁護し、人類の運命共同体を共に構築しよう」と題するコミュニケを発表した。主権の平等性維持や人権問題を政治目的で利用することを控えることなどを強調して暗に西側諸国を牽制しつつ、「人類運命共同体」の構築を呼びかけたのであった<sup>39</sup>。

同月8日には、中国政府との関係が深い組織である中国人権研究会が、国連ジュネーブ事務局常駐の中国代表団と「人類運命共同体の共同構築：グローバルな人権ガバナンスの新ルート」と題する座談会を共催した。そこには、ロシアやパキスタン、キューバ等といった約20ヶ国の国々からの参加者も出席した。中国側は「人類運命共同体」に関する理解が深まったとして、その座談会の意義を訴えた<sup>40</sup>。

そして、17日には、国連安全保障理事会（国連安保理）のアフガニスタン問題に関する決議の中において、中国政府が進める陸と海の「一帯一路」構想だけではなく、「人類運命共同体」の文言が盛り込まれた<sup>41</sup>。この決議が採択されると、中国の劉結一国連大使

---

<sup>39</sup> 「中国、140カ国を代表して人権擁護のコミュニケを発表」『CRI（日文版）』2017年3月2日、<http://japanese.cri.cn/2021/2017/03/02/142s258782.htm>。

<sup>40</sup> 「中国、人類運命共同体の共同構築を強調」『中華網（日文版）』2017年3月9日、<http://japanese.china.com/news/world/329/20170309/906681.html>。

<sup>41</sup> “Resolution 2344: The Situation in Afghanistan,” UNSCR, March 17, 2017, <http://unscr.com/en/resolutions/doc/2344>.

は、それ以前から国連に関係する決議の中で「一帯一路」が言及されてきた経緯に加えて、初めて「人類運命共同体構築」が国連安保理の決議の中に文言として組み込まれたことは、中国がグローバル・ガバナンスに多大なる貢献を行っている証左であるとして、その意義を強調したのであった<sup>42</sup>。

続いて、21日のUNHRCにおける「経済的、社会的及び文化的権利<sup>43</sup>」と「食糧の権利<sup>44</sup>」の2つの決議に「人類運命共同体」の文言が入った。これらは、UNHRCの決議に「人類運命共同体」が盛り込まれた初のケースになった。この出来事についての中国側の反応として、「同理念が決議に盛り込まれたことは、国際社会の共通認識の表れ」と評価し、「同理念を牽引役として、グローバルな人権ガバナンスシステム改革に積極的に参与、リードし、国際人権事業の弛まぬ健全な発展を促したい」というコメントが報じられた<sup>45</sup>。

それにとどまらず、6月には、中国がUNHRCで初めて主導して提出した決議「全ての人権を享有することにおける発展の貢献」が、米国と欧州連合(EU)による反対にもかかわらず採択された<sup>46</sup>。

---

<sup>42</sup> 「国連安全保障理事会、『一帯一路』支持の決議を採択」『新華網(日文版)』2017年3月22日、[http://jp.xinhuanet.com/2017-03/22/c\\_136148030.htm](http://jp.xinhuanet.com/2017-03/22/c_136148030.htm)。

<sup>43</sup> “Question of the Realization in all Countries of Economic, Social and Cultural Rights (A/HRC/34/L.4/Rev.1),” *The Office of the High Commissioner for Human Rights*, March 21, 2017, <https://documents-dds-ny.un.org/doc/UNDOC/LTD/G17/072/08/PDF/G1707208.pdf?OpenElement>.

<sup>44</sup> “The Right to Food (A/HRC/34/L.21),” *The Office of the High Commissioner for Human Rights*, March 21, 2017, <https://documents-dds-ny.un.org/doc/UNDOC/LTD/G17/071/08/PDF/G1707108.pdf?OpenElement>.

<sup>45</sup> 「『人類の運命共同体』理念、国連人権決議に記載」『CRI(日文版)』2017年3月24日、<http://japanese.cri.cn/2021/2017/03/24/147s259604.htm>。

<sup>46</sup> “The Contribution of Development to the Enjoyment of All Human Rights



この中にも、「人類運命共同体」の文言が入ったのである。この決議の採択後には、中国の馬朝旭大使が、「人類運命共同体の構築という重要理念に導かれ、中国の提出した『あらゆる人権の享有に対する発展の貢献』決議は、初めて『発展が人権を促進する』という理念を国際人権システムに取り入れ、発展途上国の訴えと心の声を反映して、数多くの途上国を中心に支持を得た。この決議は世界人権ガバナンスに貢献する中国の提案であり、国際人権分野における途上国の発言力及び議題設定権を高め、国際人権事業の積極的な方向への発展を後押しし、先導する」と述べ、中国側は自国の外交的な成果として喧伝したのであった<sup>47</sup>。

なお、「人類運命共同体」と直接関わる訳ではないが、6月のUNHRCでは、人権問題におけるEUの中国に対する結束力に綻びが生じた事例が起きた。近年、ギリシアやハンガリーといった国々が人権問題で中国側の主張に与するような態度を示すようになってきている。この6月のUNHRCにおいて、EUが中国の人権状況を非難する声明を出そうとした。しかし、ギリシアがそれに反対したため、初めてEUがUNHRCで声明を出すことに失敗したのである。ギリシアが中国の人権問題でEUとは異なる立場をとるようになった背景には、同国が債務危機後から中国からのインフラ投資を積極的に受け入れるようになっていたことがあると指摘されている。人権問題において、中国は経済的な影響力をテコとしながらEUの分

---

(A/HRC/RES/35/21),” *The Office of the High Commissioner for Human Rights*, June 20, 2017, <https://documents-dds-ny.un.org/doc/UNDOC/LTD/G17/170/16/PDF/G1717016.pdf?OpenElement>.

<sup>47</sup> 「国連人権理事会が人権を促進させる発展の貢献に関する決議を初採択」『人民網（日文版）』2017年6月23日、<http://j.people.com.cn/n3/2017/0623/c94474-9232449.html>。

断を図っている<sup>48</sup>。

2017年12月、『人民日報』の海外版の一面に掲載されるコラム「望海楼」において、「人類運命共同体は全世界のコンセンサスに」という論考が掲載された。その論考は、それぞれ上述の3月17日の国連安保理における第2344号決議、3月23日のUNHRC第34回会議における2つの決議に初めて「人類運命共同体」が盛り込まれたことは、その理念が国際社会からコンセンサスを得たことだけではなく、中国がグローバル・ガバナンスに大きく貢献していることを意味すると説いている<sup>49</sup>。

2018年になっても、中国のUNHRCにおける外交攻勢が続行された。同年3月のUNHRC第37回会議において、中国が提出した決議が再び採択された<sup>50</sup>。この決議には、「人類運命共同体」の構築のみならず、近年の中国が提唱する新型国際関係に関連する文言が初めて一緒に盛り込まれた。中国の代表団特命全権大使である俞建華は、人権目標を達成するためには国家間でのウィンウィンの関係が不可欠であることに加えて、今日の世界が「人類運命共同体」と化していることをアピールしたのであった<sup>51</sup>。この2018年3月は、ちょうど中国国内で第13期全人代第1回会議が開催されていた時

---

<sup>48</sup> Ted Piccone, *China's Long Game on Human Rights at the United Nations*, pp. 18-19.

<sup>49</sup> 「人類運命共同体は全世界のコンセンサスに」『人民網（日文版）』2017年12月29日、<http://j.people.com.cn/n3/2017/1229/c94474-9309815.html>。

<sup>50</sup> “Promoting Mutually Beneficial Cooperation in the Field of Human Rights (HRC/37/L.36),” *The Office of the High Commissioner for Human Rights*, March 19, 2018, <https://documents-dds-ny.un.org/doc/UNDOC/LTD/G18/066/67/PDF/G1806667.pdf?OpenElement>.

<sup>51</sup> 徐金泉「聯合國人權理事會通過決議呼吁構建新型國際關係、構建人類命運共同體」中華人民共和國常駐聯合國日內瓦辦事處和瑞士其他國際組織代表團、2018年3月24日、<http://www.china-un.ch/chn/dbtzyhd/t1545540.htm>。

期でもある。この時期においては、中国の憲法に「人類運命共同体」が追記される事情もあったことから、中国の外交関係者としても、「人類運命共同体」を UNHRC の決議に入れることに尽力する必要があったと思われる。とりわけ、「人類運命共同体」には、習近平が政治的なレガシーとして後世に残す意図が含まれていると見られていることから、中国政府関係者としても、その言葉を国内外に喧伝する必要性に迫られていると言える<sup>52</sup>。

2019年7月、中国が再度 UNHRC で「全ての人権を享有することにおける発展の貢献」の決議を 2017年6月に続いて提出し、採択された<sup>53</sup>。李松臨時代理大使によれば、2017年に続き、今回の決議は中国による2度目となる重要な決議の提出であり、UNHRC で広範な支持を得ることができた。そして、この決議が採択されたことは、「人類運命共同体」の構築が日増しに受け入れられるようになっていたことを表していると述べた<sup>54</sup>。ただし、この決議には、「人類運命共同体」に該当すると思われる文言は入っていない<sup>55</sup>。なぜ、この決議に「人類運命共同体」が文言として盛り込まれていなかったのかに関しては不透明ではあるが、今後も中国は、人権外

---

<sup>52</sup> Denghua Zhang, “The Concept of ‘Community of Common Destiny’ in China’s Diplomacy: Meaning, Motives and Implications,” p. 201.

<sup>53</sup> 「国連人権理事会、中国の決議案を採択」『CRI（日文版）』2019年7月13日、<http://web.archive.org/web/20190714030337/http://japanese.cri.cn/20190713/d58970eb-fb68-115c-f423-604ba385ebc9.html>.

<sup>54</sup> 「聯合國人權理事會再次通過中國提交的『發展對享有人權的貢獻』決議」中華人民共和國常駐聯合國日內瓦辦事處和瑞士其他國際組織代表團、2019年7月13日、<http://www.china-un.ch/chn/dbtzyhd/t1680845.htm>.

<sup>55</sup> “The Contribution of Development to the Enjoyment of All Human Rights,” *The Office of the High Commissioner for Human Rights*, July 10, 2019, <https://documents-dds-ny.un.org/doc/UNDOC/LTD/G19/210/98/PDF/G1921098.pdf?OpenElement>.

交と「人類運命共同体」をセットとして対外政策を実施していくことが予想される。また、先述の通り、同年9月に出された政府白書『人民のための幸福の追求：新中国の人権事業発展の70年』では、国際社会から「人類運命共同体」の理念に対して多くの反響があるとの言及があり、UNHRCなどの決議の中で何度にもわたって「人類運命共同体」が明記されようになったとしつつ、自国の主張が多くの国々から支持されているとの考えが示されている<sup>56</sup>。

以上のように、2017年から、中国は人権外交と「人類運命共同体」というグローバル・ガバナンスに関する理念を合わせることにより、自国の立場や主張を正当化する姿勢を強めるようになっていく。それに加え、中国の国内政治の性格を考慮すれば、同国の政府関係者（特に外交部）としても、習近平の権威や威信と関わる「人類運命共同体」を習自身のレガシーとしてUNHRCのような国際機関の決議の中に盛り込み、そのことを自らの実務面での業績として国内外に示したい目的もあると考えられる。

## 六 おわりに

ここまでのように、習近平政権下の中国は、「人類運命共同体」というグローバル・ガバナンスに関する新しい理念と人権の概念を組み合わせることによって、UNHRCにおける人権外交を強化するようになっている。冒頭で記した通り、これまで中国の人権外交とグローバル・ガバナンスの理念である「人類運命共同体」とのリンクに関する子細な分析は行われてこなかったが、本稿の意義は、この点を詳しく検討したことにあると言える。

---

<sup>56</sup> 「為人民謀幸福：新中國人権事業發展70年」中華人民共和國國務院新聞辦公室。

最後に、この結論部において、中国とリベラルな国際秩序の関係性について簡潔に論及したい。

冷戦後のリベラルな国際秩序の特徴は、冷戦期はその秩序の一員ではなかった中国やロシアを包摂していることである。この秩序の中では、政治的には民主主義、経済的には開放的な体制が強調かつ推奨されている。リベラルな国際秩序の中で中心的な地位を占める米国内においては、政治的な民主主義の普及や経済的な自由化の促進が国際的にも支持を得た目標として見なされてきた<sup>57</sup>。

リベラルな国際秩序における開放的な貿易体制や経済の自由化に関して言えば、中国はその仕組みを基本的に受け入れてきた。その一方、中国共産党による一党支配体制を維持したい中国は、米国が主張する内容の人権や民主主義といった規範を国内政治体制の仕組みに導入することには一貫して抗っている<sup>58</sup>。それでも、G・ジョン・アイケンベリー(G. John Ikenberry)による指摘の通り、冷戦後の中国は米国の覇権には抵抗しながらも、自由かつ開放的な経済体制を擁するリベラルな国際秩序の中で、主に経済面での大きな利益を得ながら台頭してきたことから、その秩序そのものを全面的に覆そうとしている訳ではなからう<sup>59</sup>。

---

<sup>57</sup> 古城佳子「アメリカと自由主義国際秩序」『アメリカ太平洋研究』第18号（2018年3月）、53～54ページ。

<sup>58</sup> Mira Rapp-Hooper, Michael S. Chase, Mataka Kamiya, Shin Kawashima, and Yuichi Hosoya, “Responding to China’s Complicated Views on International Order,” *The Carnegie Endowment for International Peace* (October 10, 2019), <https://carnegieendowment.org/2019/10/10/responding-to-china-s-complicated-views-on-international-order-pub-80021>.

<sup>59</sup> G. John Ikenberry, “A New Order of Things: China, America, and the Struggle over World Order,” in Asle Toje ed., *Will China’s Rise Be Peaceful? Security, Stability, and Legitimacy* (New York: Oxford University Press, 2018), pp. 33–55.

本稿の議論から判断すれば、西欧諸国とは異なる解釈を加えつつも人権の概念を受容してきた中国が、この先、「中国の特色あるリベラルな国際秩序」の形成に努めるようになる可能性がある。

「一帯一路」構想を推進する最近の中国は、自国がリベラルな国際秩序の擁護者であるという姿勢をアピールするようになりつつある。例えば、中国のシンクタンクであるグローバル化シンクタンク（CCG）の王輝耀理事長は、米国内には中国がリベラルな国際秩序を脅かしているという認識があるが、それは誤りであり、むしろ中国はその秩序に貢献し、かつその質をより高めようとしていると説いている。更には、リベラルな国際秩序の脅威となっているのは、単独主義に傾倒する米国自身であるとも論じている<sup>60</sup>。中国側からすると、米国でのトランプ政権の誕生によって、自国がリベラルな国際秩序を擁護する立場を主張できる余地が広がっていると見えるであろう<sup>61</sup>。

冷戦後の中国のリベラルな国際秩序に対する不満は、グローバルな同盟のネットワークのような米国の覇権構造を映し出した安全保障体制や西側諸国からの人権及び民主主義といった政治的価値の受け入れの要求である。中国としては、「一帯一路」構想などに不可欠な開放的な貿易体制や経済のグローバル化といったリベラルな国

---

<sup>60</sup> 「炒作『国際秩序中国威脅論』站不住脚：訪全球化智庫（CCG）理事長王輝耀」『新華網』2019年5月30日、[http://www.xinhuanet.com/world/2019-05/30/c\\_1124564583.htm](http://www.xinhuanet.com/world/2019-05/30/c_1124564583.htm)。

<sup>61</sup> 例えば、近年の中国が保護主義に反対しながら、貿易や投資の自由化やグローバル化を推進していくことを強調するようになっている点は、トランプ政権の米国を強く意識しているからに他ならないであろう。その主張の好例は、「習近平在第二屆“一帯一路”國際合作高峰論壇開幕式上的主旨演講（全文）」『新華網』2019年4月26日、[http://www.xinhuanet.com/silkroad/2019-04/26/c\\_1124420187.htm](http://www.xinhuanet.com/silkroad/2019-04/26/c_1124420187.htm)。

国際秩序の側面については、「リベラル」な仕組みを保持していきたい。よって、これからの中国は、冷戦後の米国が主導する形のリベラルな国際秩序ではなく、国連や多国間主義を軸とした国家主権を重んじるリベラルな国際秩序を築いていくことを目標にしながら、その秩序の経済的に「リベラル」な側面を残すことを優先にし、西側諸国が主張する政治的に「リベラル」な価値や規範を変革していくことになっていこう<sup>62</sup>。それゆえ、これからも中国が米国や西側諸国を中心としたリベラルな国際秩序の根幹的な価値である人権を再定義し、それを普及させようと試みる人権外交を引き続き行い、かつ「人類運命共同体」の理念を訴え続けていくことが見込まれる。

今後の中国は、経済面では従来のリベラルな国際秩序の「リベラル」な体制を維持し、かつ政治面では西側諸国とは違う内容の「リベラル」な価値や規範の定着を意図しながら、米国が先導する既存の国際秩序とは異なる様相を呈する「中国の特色あるリベラルな国際秩序」の構築を目指すシナリオを想定することができるのである。

(寄稿：2019年10月30日、再審：2020年1月10日、採用：2020年4月24日)

---

<sup>62</sup> Wu Xinbo, “China in Search of a Liberal Partnership International Order,” *International Affairs*, Vol. 94, No. 5 (September 2018), pp. 995–1018.

# 「具有中國特色的自由國際秩序」？ 習近平政府的人權外交與「人類命運 共同體」之連結

山崎周

（青山學院大學總合研究所助理研究員）

## 【摘要】

本文探討習近平政府執政下的中國人權外交，及其與全球治理概念中「人類命運共同體」之間的連結關係。自 2017 年以來，中國一直積極參與外交活動，以期將「人類命運共同體」的措辭納入聯合國人權理事會（UNHRC）之決議。從宏觀的角度來看，這背後存在著如中國這樣的新興崛起大國試圖將既有國際秩序與其國內秩序相匹配的動力，而在此背景下，中國正加速人權外交。從中國政治的進程來看，「人類命運共同體」與習近平的個人政治權威和聲望可說是直接相關。因此，中國政府的考量無非是希望將此概念成為習近平的政績，以能夠對國內外宣揚展示。

展望未來，預期中國將致力於改革冷戰後的自由國際秩序。而從本文的討論中，則可設想中國試圖建立「具有中國特色的自由國際秩序」之場景。

關鍵字：人權、人類命運共同體、全球治理、聯合國人權理事會（UNHRC）、自由國際秩序



# **The “Liberal International Order with Chinese Characteristics”? Human Rights Diplomacy by the Xi Jinping Administration and its Linkage with the “Community of Shared Future for Mankind”**

*Amane Yamazaki*

Research Fellow, Research Institute, Aoyama Gakuin University

## **【Abstract】**

This article considers the linkage between China’s human rights diplomacy and the “Community of Shared Future for Mankind,” which is the concept of global governance promoted by the Xi Jinping administration. Since 2017, China has been actively engaged in diplomatic activities to include the concept of the “Community of Shared Future for Mankind” in the resolutions of the United Nations Human Rights Council (UNHRC). From a macro point of view, this is the dynamism where a rising power, such as China, tries to match existing international order with its domestic order. Therefore, China is accelerating human rights diplomacy. In the context of Chinese politics, the “Community of Shared Future for Mankind” is directly connected with the political authority and prestige of Xi Jinping himself; thus, the Chinese government wants to show both domestically and internationally that the concept is a legacy of the supreme leader and that Beijing will strive to reform the Liberal International Order in the Post-Cold War era. In conclusion, it is possible to assume that China would pursue the “Liberal International Order with Chinese Characteristics” in the near future from this article.

**Keywords:** human rights, Community of Shared Future for Mankind, global governance, United Nations Human Rights Council (UNHRC), Liberal International Order

## 〈参考文献〉

「外交部、人権問題を用いた中国の発展への米国の妨害は徒勞に終わる」『人民網（日文版）』2016年4月15日、<http://j.people.com.cn/n3/2016/0415/c94474-9045148.html>.

“Gaikou bu, jinken mondai wo mochiita chugoku no hatten heno beikoku no bougai ha torou ni owaru” [The Ministry of Foreign Affairs; the U.S. Efforts to Interrupt China by Using Human Rights Issues Will End in Vain], *People's Daily Online*, April 15, 2016.

「国連安全保障理事会、『一帯一路』支持の決議を採択」『新華網（日文版）』2017年3月22日、[http://jp.xinhuanet.com/2017-03/22/c\\_136148030.htm](http://jp.xinhuanet.com/2017-03/22/c_136148030.htm).

“Kokuren anzen hoshō riji kai, ‘ittaiichiro’ shiji no ketsugi wo saitaku” [The UN Security Council Adopted a Resolution to Support the ‘BRI’], *Xinhua*, March 22, 2017.

「国連人権理事会、中国の決議案を採択」『CRI（日文版）』2019年7月13日、<http://web.archive.org/web/20190714030337/http://japanese.cri.cn/20190713/d58970eb-fb68-115c-f423-604ba385ebc9.html>.

“Kokuren jinken rizi kai, chugoku no ketsugi an wo saitaku” [The UN Human Rights Council Adopted China’s Resolution], *CRI*, July 13, 2019.

「国連人権理事会が人権を促進させる発展の貢献に関する決議を初採択」『人民網（日文版）』2017年6月23日、<http://j.people.com.cn/n3/2017/0623/c94474-9232449.html>.

“Kokuren jinken rizi kai ga jinken wo sokushin saseru hatten no kouken ni kansuru ketugi wo hatsu saitaku” [The UN Human Rights Council Adopted a Resolution of the Contribution of Development to Promote Human Rights for the First Time], *People's Daily Online*, June 23, 2017.

「人類運命共同体は全世界のコンセンサスに」『人民網（日文版）』2017年12月29日、<http://j.people.com.cn/n3/2017/1229/c94474-9309815.html>.

“Jinrui unmei kyodo tai ha zen sekai no konsensasu ni” [The Community with Shared Future for Mankind Became Consensus among the Whole World], *People's Daily Online*, December 29, 2017.

「『人類の運命共同体』理念、国連人権決議に記載」『CRI（日文版）』2017年3月24日、<http://japanese.cri.cn/2017/03/24/147s259604.htm>.

“‘Jinrui no unmei kyodo tai’ rinen, kokuren jinken ketsugi ni kisai” [The Idea of the ‘Community with Shared Future for Mankind’ was Incorporated in a Resolution of the UN Human Rights Council], *CRI*, March 24, 2017.

「中国、140カ国を代表して人権擁護のコミュニケを発表」『CRI（日文版）』2017年3月2日、<http://japanese.cri.cn/2017/03/02/142s258782.htm>.

“Chugoku, 140 ka koku wo daihyo shite jinken yogo no komyunike wo happyo” [China Presented a Communique on Human Rights Protection on Behalf of 140 Countries], *CRI*, March 2, 2017.

「中国、人類運命共同体の共同構築を強調」『中華網（日文版）』2017年3月9日、  
<http://japanese.china.com/news/world/329/20170309/906681.html>。

“Chugoku, jinrui unmei kyodo tai no kyodo kochiku wo kyocho” [China Emphasized the Joint Construction of the Community with Shared Future for Mankind], *China. org. cn*, March 9, 2017.

太田宏「グローバル・ガバナンスと中国：胡錦濤時代と国際公共財のガバナンス」平成24年度中国研究プロジェクト『政権交代期の中国：胡錦濤時代の総括と習近平時代の展望』（日本国際問題研究所、2013年）、113～134ページ。

Ohta, Hiroshi, “Gurobaru gabanansu to chugoku : ko kintou jidai to kokusai kokyo zai no gabanansu” [Global Governance and China : The Hu Jintao Era and Governance of International Public Goods], China Studies Project in the 24th Year of the Heisei Period, *Seiken kotai ki no chugoku: ko kintou jidai no soukatsu to shu kinpei jidai no tenbo [China during a Change of Administration: Overview of the Hu Jintao Era and Prospects for the Xi Jinping Era]*, The Japan Institute of International Affairs, 2013, pp. 113-134.

古城佳子「アメリカと自由主義国際秩序」『アメリカ太平洋研究』第18号（2018年3月）、53～57ページ。

Kojo, Yoshiko, “Amerika to jiyu shugi kokusai chitsujo” [The U.S. and the International Liberal Order], *Amerika taiheiyō kenkyū [Pacific and American Studies]*, No.18, March 2018, pp. 53-57.

習近平『習近平国政運営を語る 第二巻』（外文出版社、2018年）。

Shu, Kinpei, *Shu kinpei kokusei unei wo kataru dai ni kan [Xi Jinping: The Governance of China Volume 2]*, Gaibun shuppan sha, 2018.

納家政嗣「新興国台頭とグローバル・ガバナンス」平成23年度外務省国際問題調査研究・提言事業『新興国の台頭とグローバル・ガバナンスの将来』（日本国際問題研究所、2012年）、1～18ページ。

Naya, Masatsugu, “Shinko koku taito to gurobaru gabanansu” [The Rise of Emerging Countries and Global Governance], The Ministry of Foreign Affairs’s Investigation and Policy Proposal Project on International Affairs in the 23th Year of the Heisei Period, *Shinko koku no taito to gurobaru gabanansu no shorai [The Rise of Emerging Countries and the Future of Global Governance]*, The Japan Institute of International Affairs, 2012, pp. 1-18.

吉川純恵『中国の大国外交への道のり：国際機関への対応をめぐる』（勁草書房、2017年）。

Yoshikawa, Sumie, *Chugoku no taikoku gaikou he no michinori: kokusai kikan he no taio wo megutte [China’s Path to Great Power Diplomacy: Dealing with International Organizations]*, Keiso shobo, 2017.

「中非合作論壇：北京行動計劃（2019-2021年）」中非合作論壇、2018年9月5日、  
<https://www.focac.org/chn/zywx/zywj/t1592247.htm>。

“Zhong fei hezuo luntan : Beijing xingdong jihua (2019-2021)” [The Forum on China-Africa Cooperation (FOCAC) : Beijing Action Plan (2019-2021)], The Forum on China-

Africa Cooperation (FOCAC), September 5, 2018.

「中國の人権狀況」中華人民共和國國務院新聞辦公室、2000年1月20日、<https://www.scio.gov.cn/zfbps/ndhf/1991/Document/308017/308017.htm>。

“Zhongguo de renquan zhuangkuang” [Human Rights in China], China's State Council Information Office, January 20, 2000.

「中華人民共和國憲法」中華人民共和國中央人民政府、2018年3月22日、[http://www.gov.cn/guoqing/2018-03/22/content\\_5276318.htm](http://www.gov.cn/guoqing/2018-03/22/content_5276318.htm)。

“Zhonghua renmin gonghe guo xianfa” [Constitution of the People's Republic of China], The Chinese Central Government, March 22, 2018.

「炒作『國際秩序中國威脅論』站不住腳：訪全球化智庫（CCG）理事長王輝耀」『新華網』2019年5月30日、[http://www.xinhuanet.com/world/2019-05/30/c\\_1124564583.htm](http://www.xinhuanet.com/world/2019-05/30/c_1124564583.htm)。

“Chaozuo ‘guoji zhixu zhongguo weixie lun’ zhan bu zhu jiao : fang quanqiu hua zhiku (CCG) lishizhang wang huiyao” [“China a Threat to Liberal International Order” a Losing Argument : Interview with Wang Huiyao, President of the Center for China and Globalization], *Xinhua*, May 30, 2019.

「習近平在第二屆『一帶一路』國際合作高峰論壇開幕式上的主旨演講（全文）」『新華網』2019年4月26日、[http://www.xinhuanet.com/silkroad/2019-04/26/c\\_1124420187.htm](http://www.xinhuanet.com/silkroad/2019-04/26/c_1124420187.htm)。

“Xi jinping zai di er jie ‘yidai yilu’ guoji hezuo gaofeng luntan kaimu shi shang de zhuzhi yanjiang (quan wen)” [President Xi Delivers Keynote Speech at 2nd Belt and Road Forum for International Cooperation (Full Text)], *Xinhua*, April 26, 2019.

「為人民謀幸福：新中國人權事業發展70年」中華人民共和國國務院新聞辦公室、2019年9月、<https://www.scio.gov.cn/zfbps/32832/Document/1665072.htm>。

“Wei renmin mou xingfu : xin zhongguo renquan shiye fazhan 70 nian” [Seeking Happiness for People : 70 Years of Progress on Human Rights in China], China's State Council Information Office, September 2019.

「發展中國家與西方國家在人權問題上有哪些主要分歧？」『中國人權』2014年6月12日、[http://www.humanrights.cn/html/2014/rqzs\\_0612/498.html](http://www.humanrights.cn/html/2014/rqzs_0612/498.html)。

“Fazhan zhong guojia yu xifang guojia zai renquan wenti shang you na xie zhuyao fenqi” [What is the Difference of Human Rights Issues between Developing Countries and Western Countries?], *China Human Rights*, June 12, 2014.

「發展權：中國的理念、實踐與貢獻」中華人民共和國中央人民政府、2016年12月1日、[http://www.gov.cn/zhengce/2016-12/01/content\\_5141177.htm](http://www.gov.cn/zhengce/2016-12/01/content_5141177.htm)。

“Fazhan quan : zhongguo de linian, shijian yu gongxian” [The Right to Development : China's Philosophy, Practice and Contribution], The Chinese Central Government, December 1, 2016.

「聯合國人權理事會再次通過中國提交的『發展對享有人權的貢獻』決議」中華人民共和國常駐聯合國日內瓦辦事處和瑞士其他國際組織代表團、2019年7月13

- 日、<http://www.china-un.ch/chn/dbtzyhd/t1680845.htm>。
- “Lianhe guo renquan lishihui zaici tongguo zhongguo tijiao de ‘fazhan dui xiangyou suoyou renquan de gongxian’ jueyi” [The UN Human Rights Council Passed the Resolution of the ‘Contribution of Development to the Enjoyment of All Human Rights’ Proposed by China again], Permanent Mission of the People’s Republic of China to the United Nations Office at Geneva and Other International Organizations in Switzerland, July 13, 2019.
- 中華人民共和國國務院新聞辦公室、<https://www.scio.gov.cn/zfbps/>。
- China’s State Council Information Office.
- 王毅「進入新時代的中國外交：開啓新航程 展現新氣象」『國際問題研究』（北京）第 1 期（2018 年）、頁 1~12。
- Wang, Yi, “Jinru xin shidai de zhongguo waijiao : kaiqi xin hangcheng zhanxian xin qixiang” [China’s Diplomacy in the New Era : Opening up New Horizons with a New Outlook], *International Studies*, No. 1, Beijing, 2018, pp. 1-12.
- 王毅「沿着中國特色人權發展道路繼續前進：『中國人權新成就（2012-2017）』序言」中華人民共和國外交部國際局主編『中國人權新成就（2012-2017）』（北京：世界知識出版社、2018 年）、頁 1~13。
- Wang, Yi, “Yan zhe zhongguo tese renquan fazhan daolu jixu quanjin : ‘zhongguo renquan xin chengjiu (2012-2017)’ xuyan” [Toward Greater Progress along the Path of Human Rights Development with Chinese Features : Foreword to the Book of New Achievements of Human Rights in China (2012-2017)], The Department of International Organizations and Conferences of the Ministry of Foreign Affairs ed., *Zhongguo renquan xin chengjiu 2012-2017 [New Achievements of Human Rights in China]*, Beijing : Shijie zhishi chubanshe, 2018, pp. 1-13.
- 王毅「共同促進和保護人權 攜手構建人類命運共同體」『人民日報 國內版』（北京）、2017 年 2 月 27 日。
- Wang, Yi, “Gongtong cujin he baohu renquan xishou goujian renlei mingyun gongtong ti” [Work Together to Promote and Protect Human Rights, Advance the Building of the Community with Shared Future for Mankind], *People’s Daily*, Beijing : February 27, 2017, p. 21.
- 李秉新、殷淼「『構建人類命運共同體』首次寫入聯合國決議」『人民日報 國內版』（北京）、2017 年 2 月 12 日、頁 3。
- Li, Bingxin and Yin, Miao, “‘Goujian renlei mingyun gongtong ti’ shouci xieru lianhe guo jueyi” [The Community with Shared Future for Mankind’ was Incorporated in a Resolution of the UN for the First Time], *People’s Daily*, Beijing : February 12, 2017, p. 3.
- 阮宗澤「構建人類命運共同體助力中國戰略機遇期」『國際問題研究』（北京）第 1 期（2018 年）、頁 13~26。
- Ruan, Zongze, “Goujian renlei mingyun gongtong ti zhuli zhongguo zhanlue jiyu qi” [Community with a Shared Future for mankind and China’s Period of Strategic Opportunities], *International Studies*, No. 1, Beijing : 2018, pp. 13-26.

- 徐金泉「聯合國人權理事會通過決議呼籲構建新型國際關係、構建人類命運共同體」中華人民共和國常駐聯合國日內瓦辦事處和瑞士其他國際組織代表團、2018年3月24日、<http://www.china-un.ch/chn/dbtzyhd/t1545540.htm>。
- Xu, Jinquan, “Lianhe guo renquan lishi hui tongguo jueyi huyu goujian xinxing guoji guanxi, goujian renlei mingyun gongtong ti” [UN Rights Body Adopts China-Sponsored Resolution on Mutually Beneficial Cooperation], Permanent Mission of the People’s Republic of China to the United Nations Office at Geneva and Other International Organizations in Switzerland, March 24, 2018.
- 新華社評論員「美國霸權只會讓我們更加衆志成城」『新華網』2019年12月4日、[http://www.xinhuanet.com/2019-12/04/c\\_1125308501.htm](http://www.xinhuanet.com/2019-12/04/c_1125308501.htm)。
- Xinhua Commentator, “Meiguo baquan zhi hui rang women gengjia zhong zhi cheng cheng” [The U. S. Hegemony just Makes us Unite Stronger], *Xinhua*, December 4, 2019.
- “Promoting Mutually Beneficial Cooperation in the Field of Human Rights (HRC/37/L.36),” *The Office of the High Commissioner for Human Rights*, March 19, 2018, <https://documents-dds-ny.un.org/doc/UNDOC/LTD/G18/066/67/PDF/G1806667.pdf?OpenElement>.
- “Question of the Realization in all Countries of Economic, Social and Cultural Rights (A/HRC/34/L.4/Rev.1),” *The Office of the High Commissioner for Human Rights*, March 21, 2017, <https://documents-dds-ny.un.org/doc/UNDOC/LTD/G17/072/08/PDF/G1707208.pdf?OpenElement>.
- “Resolution 2344 : The Situation in Afghanistan,” *UNSCR*, March 17, 2017, <http://unscr.com/en/resolutions/doc/2344>.
- “The Contribution of Development to the Enjoyment of All Human Rights,” *The Office of the High Commissioner for Human Rights*, July 10, 2019, <https://documents-dds-ny.un.org/doc/UNDOC/LTD/G19/210/98/PDF/G1921098.pdf?OpenElement>.
- “The Contribution of Development to the Enjoyment of All Human Rights (A/HRC/RES/35/21),” *The Office of the High Commissioner for Human Rights*, June 20, 2017, <https://documents-dds-ny.un.org/doc/UNDOC/LTD/G17/170/16/PDF/G1717016.pdf?OpenElement>.
- “The Right to Food (A/HRC/34/L.21),” *The Office of the High Commissioner for Human Rights*, March 21, 2017, <https://documents-dds-ny.un.org/doc/UNDOC/LTD/G17/071/08/PDF/G1707108.pdf?OpenElement>.
- Chen, Titus C. and Hsu, Chia-Hao, “Double Speaking Human Rights : Analyzing Human Rights Conception in Chinese Politics (1989-2015),” *Journal of Contemporary China*, Vol. 27, No. 112 (February 2018), pp. 534-553.
- Ding, Sheng, “Is Human Rights the Achilles’ Heel of Chinese Soft Power?” *Asian Perspective*, Vol. 36, No. 4 (October-December 2012), pp. 641-665.
- Human Rights Watch, *The Costs of International Advocacy: China’s Interference in United Nations Human Rights Mechanism* (New York : Human Rights Watch, 2017).
- Ikenberry, G. John, “A New Order of Things : China, America, and the Struggle over World Order,” in Asle Toje ed., *Will China’s Rise Be Peaceful? Security, Stability, and Legitimacy*

- (New York : Oxford University Press, 2018), pp. 33-55.
- Inboden, Rana Siu, "Human Rights under Xi Jinping," in Hoo Tiang Boon ed., *Chinese Foreign Policy under Xi* (New York : Routledge, 2018), pp. 174-188.
- International Crisis Group, *Council of Despair? The Fragmentation of UN Diplomacy* (New York/Brussels : International Crisis Group, 2019).
- Kupchan, Charles A., "Unpacking Hegemony : The Social Foundations of Hierarchical Order," in G. John Ikenberry ed., *Power, Order, and Change in World Politics* (Cambridge; Cambridge University Press, 2014), pp. 19-60.
- Lee, Kristine, "Coming Soon to the United Nations : Chinese Leadership and Authoritarian Values," *Foreign Affairs*, September 16, 2019, <https://www.foreignaffairs.com/articles/china/2019-09-16/coming-soon-united-nations-chinese-leadership-and-authoritarian-values>.
- Maizland, Lindsay, "Is China Undermining Human Rights at the United Nations?" *Council on Foreign Relations*, July 9, 2019, <https://www.cfr.org/in-brief/china-undermining-human-rights-united-nations>.
- Piccone, Ted, *China's Long Game on Human Rights at the United Nations* (Washington D. C. : The Brookings Institution, 2018).
- Rapp-Hooper, Mira, Chase, Michael S., Kamiya, Mataka, Kawashima, Shin, and Hosoya, Yuichi, "Responding to China's Complicated Views on International Order," *The Carnegie Endowment for International Peace* (October 10, 2019), <https://carnegieendowment.org/2019/10/10/responding-to-china-s-complicated-views-on-international-order-pub-80021>.
- Roy, Denny, "Human Rights as a National Security Threat : The Case of the PRC," *Issues and Studies*, Vol. 32, No. 2 (February 1996), pp. 65-81.
- Wu, Xinbo, "China in Search of a Liberal Partnership International Order," *International Affairs*, Vol. 94, No. 5 (September 2018), pp. 995-1018.
- Yellinek, Roie, "Islamic Countries Engage with China against the Background of Repression in Xinjiang," *China Brief*, Vol. 19, No. 5 (March 2019).
- Zhang, Denghua, "The Concept of 'Community of Common Destiny' in China's Diplomacy : Meaning, Motives and Implications," *Asia & the Pacific Policy Studies*, Vol. 5, No. 2 (May 2018), pp. 196-207.



# 【時事評論】韓国瑜高雄市長の罷免

石原忠浩

(台湾・政治大学日本研究プログラム准教授、本誌編集長)

## 【要約】

本年1月に実施された総統選挙で蔡英文総統と争った国民党の韓国瑜高雄市長に対する、住民のリコール（罷免）請求の賛否を問う住民投票が行われ、賛成多数によりリコールが成立した。台湾の首長でリコールが成立した初の案件となった。

本稿は、1年半前に国民党の救世主として登場し、総統候補にまで上り詰めた韓市長が、就任から1年半でリコールされるに至った過程につき紹介する。

## 一 2018年11月の高雄市長での大勝利で国民党の救世主に

2018年11月に実施された統一地方選挙で国民党は県市長選挙で全22県市のうち15ポストを奪取したが、同党を今勝利に導いた救世主とみなされたのが、高雄市長に当選した韓国瑜氏であった。韓氏は民進党が連続5期20年間執政してきた南部最大都市で勝利したのみならず、他県市への波及効果もあり、全国で圧勝し、「韓国瑜一人が国民党を救った」とも称され、同選挙での勝利により、2020年1月に控えた次期総統選挙では、国民党政権の復活が有力視されるようになった。

韓氏勝利の背景には、民進党政権への不満、韓氏の既存の国民党政治家とは異なる特質や奇想天外な言動が、幅広い層に歓迎されたとされた。当時は、上げ潮の国民党となった情勢の中で、有力候補が次期総統選挙に複数名が名乗りを挙げ凌ぎを削る中、国民党内部では「総統選挙に勝つには韓市長しかいないのではないか?」という声が高まり、市長就任から4か月という時点で党に要請されるという形式をとって党内予備選への出馬を決めた。

一方で、韓市長は高雄を「モノを海外に売り、人材を呼び込み、大儲けする」というスローガンを叫び、閉塞感を打破してくれる救世主か?との期待を横に置き、志半ばで総統選挙への出馬に舵を切った。その後は、党内予備選を勝ち抜き、高雄市長の身分でありながら、次期総統候補として選挙活動に邁進していくことになる。

このプロセスで「高雄を変えてくれる」ことに期待して、一票を投じた高雄市民からの反発が高まり、党内予備選さなかの2019年6月の段階で、早くも市民団体を中心にリコール請求の動きが始動することになった。

党内予備選で圧勝した韓市長であったが、国民党の事実上の分裂、香港情勢の緊迫化による対中警戒感の高まりと「親中派」イメージによるダメージ、そして最大の原因ともいえる韓市長のキャラクターへの嫌悪感の高まりなど複合的要素が結合し、総統選挙では大敗を喫した。

## 二 リコール請求活動の始動

台湾の県市長など公職者のリコールに関する法律は「公職人員選挙罷免法」に定められており、「提案」、「署名」、「投票」の三段階のプロセスを踏むことになっている。

## 1 提案

首長をリコール請求する場合は、当該首長の任期1年後に当該選挙区有権者の1%の署名を集めて中央選挙委員会に提出する。

## 2 署名

提案成立から60日以内に提案者は、選挙区内で有権者の10%の署名を集め、関連書類を中央選挙委員会に送付し、同委員会は40日以内に書類を審査し、書類に不備が無ければリコール請求案が成案となる。

## 3 投票

リコール請求案の成案から、60日以内に賛否を問う住民投票を行い、同意票が不同意票を上回り、かつ同意票が有権者数の4分の1を上回ればリコールは成立となり、同人は解職される。

高雄市の有権者数が最新統計で230万362人となっているところ、署名には約23万人、そして罷免案の成立には57万5091人以上の賛成が必要となった。

WE CARE 高雄など複数の民間団体からなるリコール推進派の具体的な動きとして、「提案」の段階では、高雄市長就任から1年後の2019年12月25日に第一段階のリコール提案書を中央選挙委員会に提出し、受理された。

その後、推進派は本格的な署名活動の拠点として、春節休暇が明けた仕事始めの1月29日に高雄市内に事務所を立ち上げ、即日から署名活動に入り、関連規定の60日を大幅に前倒し、3月9日には40万人以上が署名した関連書類を高雄市選挙委員会に提出した。その後の書類審査を経て、4月17日に中央選挙委員会は高雄

市長に対するリコールの成案と住民投票を6月6日に行うと発表した。

なぜ、このようにリコール（中国語では韓国瑜氏に対する罷免の請求ということで「罷韓」と呼ばれる）案がスムーズに進んだのか。5月5日に中央選挙委員会が罷免案投票に関する公告の中で記載されたリコールに付される理由では、以下の5点が挙げられた。

①高雄市長就任から4か月で総統選挙に出馬したのは誠実さにもとる対応である。②施政満足度が首長の中で最低である事実を認めない姿勢。③高雄市政の荒廃と停滞、多くの政見は嘘になっている。④韓国瑜ブーム（韓流）は、不正常な中国メディアが入り込んだ結果である。⑤女性及び一部の国家への差別的発言の問題があり、罷免されてこそ、高雄の印象が傷つくのを防げるとの主張であった。

これらの理由の中で、高雄市民が最も共鳴したのは、①の「任期途中で総統選出馬」である。統一地方選で韓氏に投票した有権者が期待したのは、高雄では民進党が20年間施政したが、期待したほどの成果は上がっておらず、依然と多くの若者が台北などに仕事を求めて漂っていると厳しく指摘し、「政治0%、経済100%」を掲げ経済徹底重視を打ち出す姿勢に党派を超えた期待感があった。

台湾の公職選挙法では、公職選挙に出馬する際に現職のまま出馬できる。現職首長のまま、総統選挙に臨んだ最近の事例では、2016年の総統選挙で国民党の朱立倫新北市長が現職のまま総統選挙に出馬したが、落選している。朱氏の場合は2010年に新北市長に当選、14年に再選後は、党主席も兼務したが、当初は16年の総統選挙への党内予備選は出馬せず、新北市長の任期を全うする姿勢を貫いたが、国民党は2015年10月に壊滅的な大敗が不可避との認識から、洪秀柱候補に代えて急遽、朱立倫に交代したこともあり、

また当時の国民党は敗色濃厚の中で火中の栗を拾わされた印象があり、新北市民は朱氏に対して批判よりも同情的に見ていた感があった。

③に関する施政の荒廃と停滞というのも納得できる。韓市長は、就任直後から、市政よりも選挙や外遊に忙しかったイメージが強く、1月と3月に行われた6選挙区での立法委員補選では、吸票マシーンと期待され、公務の無い平日夜や週末などは各地で引っ張りだことなった。外遊では、2月のシンガポール、マレーシア訪問では、高雄の農漁産物の売り込みなど経済重視の政見に関する活動もあったが、3月の香港・マカオ・中国南部訪問では、目的こそ経済交流活動の促進を謳い、農漁産物の売り込み、企業誘致、都市交流を掲げたが、香港、マカオでは、現地トップの特別行政区行政長官と会見し、中国政府の出先機関に赴き関係者と会見したほか、深圳では中国政府の対台湾主管機関トップである劉結一国務院台湾弁公室主任と会見するなど、政治活動が際立つこととなり、「親中派」のイメージが定着した。

この親中派のイメージは、習近平主席が一国両制を厳格に台湾に適応させる方針を提起したことで、対中嫌悪感の高まりが加速し、6月以降に香港情勢が激化するに伴い、韓市長にとっては致命的なものになっていく。

### 三 「罷韓」投票とその結果

韓市長は、1月の総統選挙の敗北後、高雄市民に対し謝罪をし、すぐに公務に復帰したが、自身の罷免問題については、施政に邁進することで市民の信頼を取り戻すとの姿勢で取り組み、2月以降は、「高雄市政と武漢肺炎の防疫に集中する」姿勢で平静を装い、支持率の回復を狙ったが、5月に投票日が告知された後も、世論調

査では同人への施政満足度は、一向に上がらず、多くの世論調査が「罷韓成功」の可能性を報じるようになり、5月15日になって韓氏は支持者に対して投票への棄権、政治活動への不参加を呼びかけた。これは、投票率が25%以下に終われば、リコール請求は不成立になることを狙ったものであったが、時すでに遅しの感があった。

一方、民進党は、今回のリコール請求は、市民団体（実際には民進党の関係者が深く関与していた）が主導したとの立場から、第二線に退き側面支援の役割を担っていたが、選挙直前に蔡英文主席が中央常務委員会の席で「罷免案支持」の声明を指示し、党関係者に積極的に動員をかけるようになった。

6月6日、韓国瑜高雄市長に対するリコールの賛否を問う投票が実施され、同意票は93万9090票を獲得し、リコールは成立した。投票率は、国民党支持者の多くが棄権したとはいえ、リコール成立に必要なとされる投票率25%を大きく上回る42%台を獲得した（表1）。

表1 韓国瑜高雄市長罷免投票の結果

同意	同意しない	無効票	投票率
939,090(97.4%)	25,051(2.6%)	5,118	42.14%

(資料元) 中央選挙委員会、高雄市第3屆市長韓国瑜罷免案投票結果、2020年6月6日、<https://www.cec.gov.tw/central/cms/109news/33404>。

韓市長は、リコールが確定した後に市政府幹部を率いて記者会見に臨み、「二つの感謝、三つの遺憾、一つの祝福」とする談話を発表した。そこでは、自分を選んだ高雄市民に対する感謝と多数の市民が今回の投票に棄権したことに感謝の意を表明したほか、高雄市の将来を祝福する意を述べた。また遺憾については、今回の投票の

過程における民進党政権の不当な介入や中傷に不満を滔々と述べたが、自身が如何に市民の期待を裏切ってきたかについての反省の弁は、最後まで聞かれなかった。

「罷韓」推進の関係者は、今回の投票につき「政治家が有権者の期待に背いたと国民が感じた時には、国民はその人物に与えた権力を取り返すことになる」と指摘した。

民進党は、「今回の投票結果は高雄市民の新たな民意を示した。台湾の民主化が更に深化したことを示し、台湾民主の発展の歴史にとり重要な一里塚となった」と強調した。

表2は、韓氏の2018年高雄市長選挙、本年の総統選挙と今回の住民投票における得票数の変遷を記した。1年半前の選挙では89万票を獲得したが、本年1月の総統選挙における高雄市での得票数は28万票以上、得票率も19%以上が流失していたが、今回のリコール請求への同意票は、韓氏の全盛期ともいえた高雄市長選挙の得票数を上回るなど、党派を超えた高雄市民の希望が叶った結果であったと言えよう。

表2 韓国瑜氏の得票数、得票率の推移

選挙、罷免案	韓国瑜の得票数、 得票率等	民進党候補の得票数、 得票率等
2018年高雄市長	韓国瑜 892,545(53.87%)	陳基邁 742,239(44.80%)
2020年総統選挙	韓国瑜 610,896(34.63%)	蔡英文 1,097,621(62.23%)
2020年罷免案	罷免同意 939,090(97.4%)	—

(資料元) 天下雜誌、連鐵藍左營也變綠！完全解讀高雄韓流消長變化、2020年6月6日、  
<https://www.cw.com.tw/article/5098530> などをもとに整理。

## 四 高雄市長補選への動き

中央選挙委員会は、韓市長の解職に伴う同補選の日程を8月15日に決定した。

民進党は、前回の選挙で惨敗した陳其邁氏が行政院副院長の職を辞職しての再選が決定した。

国民党は、「党の再起は高雄から！」ということで、江啓臣主席や朱立倫氏など「大物候補」の擁立も議論されたが、長期的な視野に立ち、地元の若手を育成するという意向で、現職の李眉蓁高雄市議を候補に選出した。選出理由については、世論調査を行い、李市議は無党派層、青年層への支持と開拓が期待されるなど総合的に考慮した結果との説明がなされた。

第三政党の民衆党は、親民党籍の現職市議呉益政市議を招聘し擁立することに決定した。呉市議は親民党の党籍を残したまま民衆党推薦の形で参戦することになった。

本選挙は時間的な制約もあり、知名度で圧倒する陳其邁氏の勝利が有力視されているが、民進党にとっては、長期政権への基盤固めと陳氏自身の政治的将来にも多大な影響を与える一戦との位置づけ、国民党にとっては、江啓臣主席が初めて指揮する選挙であり、同人が党内基盤を固められるのか過渡的な主席に終わるのかが問われる。2022年の統一地方選挙で躍進を狙い2024年の国政選挙で政権獲得を狙う民衆党にとっても、本選挙で一定の支持を獲得することが党勢拡大を試す好機とにらんでいるようである。

激しい総統選挙を終えた本年は、「政治休養・民生重視」の年になるはずであったが、年初からの「武漢肺炎」への対応で台湾社会は忙殺された。それでも6月末現在、コロナ危機をひとまず凌いでいる台湾は、補選という政治に向けた熱い夏を迎える準備が整っている。



## 【最近の日台学術交流イベント】

＜非伝統的な安全保障の観点からみる日中台関係の発展＞座談会

開催日：2020 月 4 月 22 日

開催場所：福華文教会館

主催：政治大学当代日本研究中心、中共研究雑誌社

＜ AI と日本語教育との協働 国際シンポジウム＞

開催日：2020 月 6 月 20 日

開催場所：淡江大学淡水キャンパス驚声国際会議センター

+ オンライン

共催：台湾日本語教育学会

後援：日本台湾交流協会台北事務所

＜第 13 回 全国研究生歴史学論文シンポジウム＞

開催日：2020 月 6 月 20 日

開催場所：国史館（台北館）401、402 会議室

主催：台湾歴史学会、国史館

＜ GCTF：新型コロナウイルス（COVID-19）第二波への準備＞バーチャルワークショップ

開催日：2020 月 6 月 24 日

主催：外交部、衛生福利部疾病管制署、米国在台協会（AIT）台北事務所、日本台湾交流協会台北事務所、豪州弁事処



# 著者・訳者紹介

## ■徐興慶 Shyu Shing-Ching

九州大学大学院文学博士（国史学）、関西大学文化交渉学博士。台湾中国文化大学日本語文学系主任・日本研究所所長・外国語文学学院院长、台湾大学日本語文学系教授兼系主任・所長・人文社会高等研究院特約研究員・日本研究中心主任、国際日本文化研究センター外国人研究員、京都大学人文科学研究所客員教授、東北師範大学歴史文化学院客座教授、北京清華大学人文学科講座教授を経て、現在、台湾中国文化大学学長。主な研究分野は、近代日中文化交流史、近代日中思想交流史。著作に『近代中日思想交流史の研究』（朋友書店、2004年）、『東アジアの覚醒—近代日中知識人の自他認識—』（研文出版、2014年）、『近代東アジアのアポリア』（臺大出版中心、2014年）、『思想史から東アジアを考える』（臺大出版中心、2016年）などがある。

## ■林佩欣 Lin Pei-Hsin

国立台湾師範大学歴史学系博士。国立台湾師範大学僑生先修部兼任教師、一橋大学経済研究所外国人特別研究員、国立台北大学歴史学系兼任助理教授を経て、現在、国立台北大学海山学研究中心研究員。主な研究分野は、統計調査史、台湾近代史。著作に『臺灣總督府統計調査事業之研究（上）（下）』（花木蘭出版社、2014年）がある。

**■何妨容 He Fang-Rong**

広島大学国際協力研究科博士前期課程（開発科学専攻）、カンボジアメコン大学日本語ビジネス学科日本語教師を経て、現在、広島大学国際協力研究科博士後期課程（開発科学専攻）、韓国・梨花女子大学訪問学者。主な研究分野は、高齢者福祉、高齢者介護問題、高齢者長期介護政策。著作に「日本の介護保険制度の導入過程」『広島法学』第44巻1号（2020）、「日本における介護保険制度の研究—制度と実態の乖離に着目して—」修士論文（2018年）がある。

**■山崎周 Yamazaki Amane**

青山学院大学国際政治経済学部卒業、同大学院国際政治経済学研究科修士、同大学院国際政治経済学研究科博士。現在、青山学院大学総合研究所助手。この間、公益財団法人日本国際問題研究所若手客員研究員、同研究所研究員。主な研究分野は、国際関係論、中国の外交及び安全保障政策、インド太平洋地域研究。著書に、「中国の周辺外交におけるミドル・パワーとしての豪州：中豪関係の進展と米豪同盟への余波」『問題と研究』第48巻第2号（2019年6月）、「The PRC's Cautious Stance on the U. S. Indo-Pacific Strategy,」*China Brief*, Volume 20, Issue 4 (February 2020)、「リベラルな国際秩序と中国の台頭の不調和：秩序・米中・内政からの考察」青山学院大学大学院国際政治経済学研究科博士論文（2020年3月）などがある。

## ◆論文の投稿について

『問題と研究』（季刊）は、日本国内外の多くの方々からの論文投稿を歓迎いたします。投稿につきましては、以下要綱をご参考ください。

1. 論文の主題は社会科学領域の、アジア太平洋研究・国際関係に関連したものとし、未発表のものに限ります。本文使用言語は日本語を原則とし、中国語論文については別途相談に応じます。
2. 投稿の締め切り期限は特に設けられておらず、随時受け付けています。
3. ご投稿いただいた論文は、弊誌編集委員会が投稿原稿の内容に応じてレフェリーを決め、匿名による査読を委嘱し、査読結果を踏まえ掲載の可否を決定します。また、弊誌編集委員会は投稿原稿の書式及び文言に対する削除・修正の権利を有します。
4. 論文投稿についてのお問い合わせ先は、下記の通りです。

台湾 11666 台北市文山区木柵萬壽路 64 号

国立政治大学国際関係研究中心

日本語版『問題と研究』編集担当：井上園子

電話：+886-2-8237-7379 e-mail：iirj@nccu.edu.tw

## ◆論文執筆要綱

- 一、原稿：MSWord ファイルにて作成し、約1万2千字～1万8千字（脚注、図表、参考文献を含む）。本文とは別に、日本語及び中国語（または英語）にて、論文表題、要約（日本語 400 字以内、英文 200 ワードまたは、中国語 300 字）、4～5 語のキーワードを付記してください。
- 二、論文の送付は、MSWord ファイルの添付にてメール（iirj@nccu.edu.tw）でお送りください。メールの件名は「投稿論文の送付」とし、メールの本文に所属・氏名・連絡先（住所・電話・Fax 番号・メール

アドレス)をご記入下さい。なお、論文の中には、名前など執筆者を識別できるような表現を控えてください。また、同時に投稿声明書(本書2ページ)を送付(郵送、またはe-mail)ください。

三、論文中の全ての引用文献は、その引用元を全て本文ページ下脚注及び文末の参考文献に明記してください。(本文中〔脚注〕に掲載のない文献は、参考文献としない。)

四、脚注及び参考文献例(日:日本語、中:中国語、英:英語)

### 1. 書籍

- (1) 日: 作者姓名『書名』(出版社名、出版年)、x ページ(またはx~xx ページ)。
- (2) 中: 作者姓名『書名』(出版地: 出版者、出版年)、頁x 或頁x~x。
- (3) 英: Author(s)' full name, *Complete Title of the Book*, edition (if not original), Number of volumes (Place of publication: Publisher, Year of publication), Volume number (if any), p. x (or pp. x~xx).

### 2. 論文

- (1) 日: 学術誌: 作者姓名「論文名」『雑誌名』巻数号数(出版年月)、x ページ(またはx~x ページ)。  
書籍の一部: 作者姓名「論文名」編者『書名』(出版社、出版年)、x ページ(またはx~x ページ)。
- (2) 中: 学術誌: 作者姓名「篇名」『刊物名稱』第x巻第x期(年月)、頁x 或頁x~xx。或作者姓名「篇名」『期刊名』(出版地)、第x巻第x期(出版年)、頁x(或頁x~xx)。  
書籍の一部: 作者姓名「篇名」編者『書名』版別(出版地: 出版社、出版年份)、頁x(或頁x~xx)。
- (3) 英: 学術誌: Author's full name, "Title of the Article," *Name of the Periodical*, Vol. X, No. X (Month/Quarter Year), p. x (or pp. x~xx).

書籍の一部：Author's full name, "Chapter Title," in Editor/  
Editors' full name(s) ed(s)., *Complete Title of the Book* (Place of  
the publication: Publisher, Year of publication), Volume number  
(if any), p. x (or pp. x~xx).

### 3. 新聞

- (1) 日：作者姓名「記事の題目」『新聞名』発行年月日、x 面。
- (2) 中：作者姓名「篇名」『報紙名』（出版地）、年月日、第 x 版。
- (3) 英：Author's full name, "Title of the Report," *Title of the Newspaper*,  
Date, p. x (or pp. x~xx).

### 4. 翻譯作品

- (1) 日：原作者姓名（翻訳者名訳）『書名』（出版社名、出版年）、x  
ページ（または x~x ページ）。
- (2) 中：譯者譯、Author(s)' full name 著『書名』版別（出版地：出  
版社、出版年份）、頁 x（或頁 x~xx）。
- (3) 英：Author(s)' full name, *Complete Title of the Book*, trans. by  
Translator(s)' full name, edition (if not the original), Number of  
volumes (Place of publication: Publisher, Year of publication),  
Volume number (if any), p. x (or pp. x~xx).

### 5. ウェブサイト

インターネット上の資料を引用する際は、基本的に上記書式を用い、  
最後に必ず URL を明記する。

### 6. 二回目以降の引用

- (1) 日中：作者姓名、前掲書（前掲論文、前掲紙、前掲資料など）、  
x ページ。同一作者著作複数の場合、作者姓名、前掲『書  
名、短縮名』、x ページ。

英：Author's full-name, Shortened Title of the Book/Article, page(s).

- (2) 直前と同じ場合

日中：同上、x ページ（頁 x）。

英：ibid.

(3) 前述脚注と同じ場合

日中：注 x、前掲書（前掲論文、前掲紙、前掲資料）。

英：(1) と同じ。

## 7. 参考文献

上記脚注の他、参考文献を本文末に列記。列記した英語以外の文献は、ローマ字（中国語は拼音）及び英語訳を加える。

- (1) 参考文献の書式は、原則、脚注と同様であり、書籍、フォーラム・会議論文及び修士・博士論文のみ、ページ数を記載しなくてもよい。
- (2) 全ての文献は、日本語、中国語、英語、その他の言語の順にて並べる。
- (3) 日：作者の姓五十音順、中：作者の姓画数順、英：作者の姓アルファベット順（姓を前、名を後にして表記）にて並べる。
- (4) 書籍の一部（章）を参考文献とする際は、章の作者名により並べる。
- (5) 翻訳作品は、翻訳言語により、日訳文は原作者の姓五十音順、中訳文は訳者姓画数順、英訳文は原作者の姓アルファベット順にて並べる。
- (6) 同一作者の文献が多数ある際は、出版の早い順に並べる。

五、執筆に関する詳細は、本刊ホームページ（国立政治大学国際関係研究中心→問題と研究）にてご確認ください。

URL： <http://iirj.nccu.edu.tw/>



## 編集後記

6月下旬、新型コロナウイルスの感染者が世界で1000万人を超え世界的流行が加速するなか、台湾では4月半ばから本土内の感染はほぼ抑え込まれ、5月の街は通常通りの人出になっていた。これまで感染の不安から外出を控えていた人も大勢いたためだろう、6月25日の端午節を含めた4連休は、観光地が大いに賑わい、一部の高速道路では、過去最高を記録する渋滞になったという。

コロナ禍の影響により、4月に政府は経済対策のための補正予算案を発表した。観光業への支援としては、国内旅行を皮切りに旅行費の補助等による需要促進を積極的に進める方針を示した。また、7月から政府発行のクーポン券（振興三倍券：自己負担1000台湾元を3000台湾元のクーポン券に兌換。受け取りに収入制限はなく本籍者、中国籍・外国籍配偶者全員が受け取り可能）の予約が始まるが、このクーポン券は使用期限が12月末であることもあり、夏休みシーズンから年内にかけて、国内旅行者の増加と消費拡大に影響することが予想される。

出入国に関しては、6月22日から一部の国・地域からのビジネス目的の訪台者受け入れが始まり、条件を満たした対象者は隔離期間が短縮されることになった。入境・出国の緩和には慎重にならざるを得ないが、明るい兆しとなるニュースであった。

（編集部）

### 今後予定されているテーマのご案内

- アジア経済情勢
- インド太平洋戦略特集
- アメリカ情勢、大統領選挙

以上のテーマに関する内容以外にも、皆様の投稿をお待ちしております。投稿、要綱に関する詳しい内容は「問題と研究」ホームページ <http://iirj.nccu.edu.tw/> をご覧ください。

※予定されているテーマは変更する場合がございます。また投稿いただいたすべての論文は、2名以上による審査がございます (Double Blind Peer Review)。編集状況により掲載をお待ちいただく場合もございますので、予めご了承ください。